

平成27年3月八峰町議会定例会会議録（第1日）

平成27年3月5日（木曜日）

議事日程第1号

平成27年3月5日（木曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第1号 専決処分事項の報告について（平成26年度八峰町一般会計補正予算（第7号））
- 第5 議案第2号 八峰町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第3号 八峰町行政手続条例等の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について
- 第8 議案第5号 八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第6号 八峰町立八森体育館条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第7号 八峰町保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第8号 八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第9号 ふるさと八峰応援基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第10号 八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第11号 八峰町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第12号 八峰町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例制定について
- 第16 議案第13号 八峰町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例制定について

- 第17 議案第14号 八峰町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準を定める条例制定について
- 第18 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第19 議案第16号 八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入について
- 第20 議案第17号 八峰町公共下水道事業特別会計への繰入について
- 第21 議案第18号 八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入について
- 第22 議案第19号 八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入について
- 第23 議案第20号 八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について
- 第24 議案第21号 平成26年度八峰町一般会計補正予算（第8号）
- 第25 議案第22号 平成26年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第
1号）
- 第26 議案第23号 平成26年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第27 議案第24号 平成26年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第28 議案第25号 平成26年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 第29 議案第26号 平成26年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 第30 議案第27号 平成26年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
- 第31 議案第28号 平成26年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第32 議案第29号 平成26年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算
（第1号）
- 第33 議案第30号 平成26年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）

出席議員（12人）

1番 鈴木 一彦	2番 笠原 吉範	3番 水木 壽保
4番 須藤 正人	5番 腰山 良悦	6番 柴田 正高
7番 皆川 鉄也	8番 嶋津 宣美	9番 菊地 薫
10番 山本 優人	11番 門脇 直樹	12番 芦崎 達美

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	田村正
会計課長	川尻悦子	企画財政課長	須藤徳雄
町民生活課長	金平公明	福祉保健課長	大高伸一
管財課長	佐々木充	税務課長	田村功
教育次長	小林孝一	生涯学習課長	金田千秋
産業振興課長	工藤金悦	農林振興課長	佐々木喜兵衛
建設課長	田村博	幼児保育課長	日沼正明
農業委員会事務局長	米森博孝	学校給食センター所長	木村学
あきた白神体験センター所長	佐藤博孝		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木久明 書記 吉元和歌子

午前10時00分 開 会

○議長（芦崎達美君） おはようございます。これより平成27年3月八峰町議会定例会を開催します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、4番須藤正人君、5番腰山良悦君、6番柴田正高君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。会期等につきましては議会運営委員会に諮問し、意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会委員長よりご報告願います。鈴木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（鈴木一彦君） おはようございます。議会運営委員会委員長の鈴木です。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る1月20日及び2月20日の両日、議長同席の下に議会運営委員会を

開き、1月28日付けで議長から諮問のあった平成27年3月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については本日から20日までの16日間とし、日程等については皆さんのお手元にお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定しましたのでご報告いたします。

- 議長（芦崎達美君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から20日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から20日までの16日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せてご報告願います。加藤町長。

- 町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

本日、平成27年3月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙のところご出席をいただき賜り、誠にありがとうございます。

それでは、提出諸議案の説明に先立ち、12月定例会以降の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

まず、先月の4日に名誉町民の日沼頼夫博士がご逝去されました。博士は、ウイルスの研究などで数多くの功績を残され、多数の著名な賞も受賞されております。本県出身者で初めて文化功労者に選ばれ、その後文化勲章も受章されております。町民や中学生を対象に講演をしていただいたほか、蔵書を2,000冊も寄贈していただき、「日沼頼夫文庫」として町民に大変親しまれているなど、町に対してご高配をいただきました。博士は町民の誇りであり、誠に残念ではありますが町民と共に心からご冥福をお祈り申し上げます。

東日本大震災や近年の自然災害などを教訓とした災害対策基本法の改正や、国・県の防災計画の見直し、県の「地震被害想定調査」などを踏まえ、町の防災会議を開催して、「八峰町地域防災計画」を見直し中であります。今月の26日の最終会議で内容が確定する予定であり、新年度に計画書を製本し、関係機関をはじめ議員の皆様にもお配りいた

します。

1月5日に消防出初め式を開催いたしました。式典に先立ち、沢目駅前では消防団員132名とポンプ車など20台が分列行進を行いました。冷たい風が吹き付ける中、消防人としての心意気を示す堂々の行進を披露したほか、初めて女性隊員が標員を務め、集まった地域の方々からも拍手が送られておりました。その後、峰浜中学校体育館で式典を行い、長年にわたって消防活動に尽力された団員の方々の表彰に続き、来賓の方々から祝辞をいただき、全員で今年の無火災を誓ったところであります。天候に恵まれたとは言え、厳しい寒さの中、ご出席いただきました議員の皆様はじめご来賓の皆様には厚くお礼申し上げます。

次に、少子化人口減少対策についてであります。中堅、若手役場職員によるプロジェクトチームから提案された、起業・雇用対策、子育て支援策、住宅環境対策などについて、1月8日に町少子化人口減少対策会議を開催し、新年度予算に反映させるもの、今後の検討課題とするもの等に分類するなどの協議を行いました。

また、1月27日には、株式会社ふるさと回帰総合政策研究所代表取締役社長で国の地域活性化伝道師としてご活躍の玉田樹氏を講師にお招きして「人口減少対策セミナー」を開催し、八峰町の産業振興策及び移住・定住促進対策について、貴重なご意見、ご提言をいただきました。新年度において、人口減少克服と地方創生を目的とした「八峰町版総合戦略」を策定することとしておりますが、その策定に当たっては、これまで検討してきた少子化人口減少対策の各施策案や議会、商工会、玉田先生などからのご提言も参考に、住民代表や産業団体、金融機関などで構成する委員会で協議していただくなど、広く関係者の意見が反映された計画にしたいと考えております。

なお、国の補正予算に対応して、地方創生関連事業の一部を先行して実施することとし、本定例会に地域住民生活等緊急支援のための交付金事業を計上しておりますので宜しく願いいたします。

次に、軽度生活援助事業は、高齢者のみの世帯や65歳以上の単身世帯で利用できる事業で、本年度の台帳登録者は120名、1月末の実績では189件の利用がありました。このうち除雪に関する利用は183件と大半を占めております。この事業は、八峰町社会福祉協議会に委託して行われております。1回につき100円の利用料で、作業時間も確保しながら実施しており、利用者にはおおむね好評をいただいております。今後は、冬期間の除雪作業だけでなく、家周りの手入れなどの作業についても周知しながら、利用促進に

努めてまいります。

次に、ひきこもり対策についてご報告いたします。

本年度事業としては、専門家を招いて学習会や相談会を3回開催しております。学習会ではひきこもり当事者への対応時に考慮することや、実際にひきこもっていたことのある方の体験談を聞くなどしております。また、町内の関係機関と保健師の情報共有のために「ひきこもり連絡会」を開催しております。3月にも開催の予定であります。この連絡会の中では相談窓口の設置の必要性を参加者の中で確認したところです。本年4月からは生活困窮者自立支援法が施行され、山本郡内の施策としては山本福祉事務所が相談窓口を設置することとなっておりますが、八峰町内においても、ひきこもり対策と合わせた総合的な相談窓口の設置が必要と考えております。

次に、各種検診の受診環境整備の一環として、平成25年度から平成27年度までの3年間、検診料をワンコインの500円としておりますが、がん検診の1月末までの状況をお知らせいたします。乳がん検診の受診率は昨年同期と比較し2.2%増の45.4%となっており、子宮がんと大腸がん検診は、ほぼ同率となっております。また、肺がんと胃がん検診の受診率は、1%程度の減となっております。肺がん、大腸がん、乳がんの受診率は40%台となっておりますが、胃がんと子宮がんの受診率は30%台となっております。また、医療機関方式による受診者が増えていることが特徴となっております。

秋田県では平成27年度において、「健康づくりのためのデータ活用推進事業」として、協会けんぽや市町村国保などの医療保険者が保有するデータを、市町村別に集計・分析し、市町村の施策に反映させる事業を進めることとなり、この分析結果と昨年度までの検診受診率等の結果と合わせ、受診率向上のための環境を整えながら、町民の健康増進に寄与するよう努力してまいります。

次に、医科診療所の常勤医師の確保については、まだ確保の目処が立っておりませんが、受診環境改善の一環として、現在の週5日体制の中で診療時間を増やすことで、山本組合総合病院の三木医師に協力をお願いしたところ、水曜日に担当することが可能となり、これにより新年度から町営診療所本院で毎日午後から診療が可能となります。

次に、季節ハタハタ漁の結果を報告します。

昨年12月は、悪天候による時化で出漁できなかった日が多かったせいか、今期の秋田県全体の実績は、漁獲可能量1,680 t に対し、実際の水揚げ量は1,008 t で、可能量の60% 留まりでした。うち北部総括支所の漁獲可能量は222.5 t でしたが、水揚げ量は153.3 t

で、可能量の68.9%留まりでした。前期に比べて63 tほど水揚げ量が減りましたが、魚価が高値で推移したため、漁獲金額は1,400万円ほど増えております。また、今季はハタハタを町のブランド品として対外的にPRするべく、八峰町商工観光連携会議が中心となって「秋田名物八森ハタハタまつり」を実施し、その模様を新聞、テレビ等で取り上げてもらったことは、一定の成果を得ると共に今後の展開にも繋がるものと期待しているところであります。

次に、平成26年八峰町観光客入込数について報告いたします。

指定された観光地点9か所の合計を前年と比較すると、5.6%減の25万8,000人となっております。これは、昨年4月の消費税の値上げ、ガソリン等の高騰、8月の大雨災害等による影響が考えられます。ただ、産直施設が健闘して来場者数が増加したため、全体の入込数は微増の93万1,000人となっております。八峰町観光協会をはじめ、関係団体と連携・協力しながら、知恵を出し合い、観光施策を行っていく所存であります。

次に、商工業の状況について報告いたします。

平成26年度に八峰町産業振興条例の指定事業者指定を受けたB e e c h株式会社及びアキタクロージング株式会社は順調に操業しており、雇用面で貢献していただいております。平成24年度に指定を受けた日本白神水産株式会社は、国外の稚貝を輸入しているため円安対策に苦慮しながら、加工品等の開発・販売に力を入れると共に、国産稚貝の入手等を進めている最中であります。産業振興は、人口減少・少子高齢化対策の中で大きなウェートを占めるととらえており、今年1月に起業等の相談窓口の一本化と支援団体の連携を図るための「八峰町起業等応援隊」を設置すると共に、農林漁業及び商工団体と行政が一体となって雇用の場の拡充と就業の促進を図るための「八峰町産業振興会議」を立ち上げております。また、2月には町内特産品のブランド化と販売促進を加速させるため、「はっぼううましブランド推進協議会」が発足しております。さらに、町内で起業を志す方や6次産業を考えている方などを積極的に支援するため、現在、条例や要綱等の検討と整備を進めているところであります。

次に、農林業関係について申し上げます。

最初に、平成27年産米の生産調整についてですが、米の需要が全国で毎年8万 t減少していることや、平成26年産米の生産量が平年作より6万t増加したことから、依然として過剰在庫の状況が見込まれることにより、生産数量目標は全国で前年比1.8%の減少、秋田県には前年比3.6%の減少で配分されました。昨年12月25日に県から市町村別生産数

量目標が示され、町へは前年より3.4%、212 t 少ない6,006 t が配分されました。

これを受けて、2月3日に開催された八峰町農業再生協議会の臨時総会で配分方針等が協議され、水稻作付率は前年より2.2%減の56.2%に、転作率は前年より2.2%増の43.8%とし、農家に一律配分することに決定されました。また、国では過剰在庫を過去の平均水準に近づけるための指標として、平成27年産米から新たに「自主的取組参考値」を設定し、更なる生産の削減を促すよう提示されたところです。このため、農家へはこれまでの生産数量目標の配分と併せて、自主的取組参考値及びその面積換算値も通知することにしたところであります。

農業再生協議会では、2月26日に開催した農事班長会議で生産数量目標の配分方針などについて説明し、各農家に配分しました。また、3月4日から10日までの日程で開催される集落座談会で、各農家に周知徹底することにしております。

次に、農地中間管理事業の公募状況について申し上げます。

秋田県が、農地中間管理機構に指定した公益社団法人秋田県農業公社では、農地の借受希望者の第3回目募集が1月26日で締め切れ、今年度の募集が終了したことから、2月9日付けでその概況が公表されました。町の第1回から第3回までの申込状況は、「農地を借りたい」とする件数が44件で331haとなり、「農地を貸したい」とする申込件数が13件で13.2haとなりました。農地を借りたいとする農業者と借受希望面積は多いものの、農地を貸す農家が少ないアンバランスな実態となっております。これらの申し込みを受け、現在、農業委員会が貸し手側と借り手側のマッチング作業を進め、賃借料など諸条件の協議を進めているところであります。今後、貸し手側8戸の水田8.5haが、7戸の農家に貸出される予定となっております。

次に、菌床シイタケの生産状況について申し上げます。

菌床シイタケの栽培は、現在、9農家が25棟で栽培しているほか、峰浜培養では5棟で栽培し、合計30棟で栽培が進められております。今年度1月末までの販売実績は、販売数量が482 t、販売額は4億9,840万円であります。100 g 1パック当たり平均単価は、税抜きで101.9円と、昨年同時期の平均単価95.7円を16円も上回っています。特に、1月の生産量は65 tとこれまでになく多く、販売額も前月比2,000万円以上も多い7,800万円となっております。品質、収穫量も比較的安定しており、市場評価も高く、現在のところ、順調な生産・販売状況となっております。

また、峰浜培養の経営状況については、年度当初の事業計画と大差なく推移しており、

若干の収益の増加が見込まれることから、会社全体として黒字の見込みで推移している状況であります。

次に、猿害対策の実施状況について申し上げます。

猿害対策については、町やサル被害者の会、猟友会、自治会、農業者団体などで組織する「猿害対策地域協議会」が主体となって、猿の捕獲や追い上げ、被害防止対策を実施しているところです。特に今年度からは、町と猟友会で「鳥獣被害対策実施隊」を組織し、猿の捕獲活動を定期的に行い、成果を得ているところです。平成26年の被害状況については、農作物の被害面積が5.9 h a で前年より4.4 h a の減少、また被害金額は161万4,000円で前年より7万6,000円の減少となりました。被害面積、被害金額は、平成23年より年々減少しており、防止対策の成果が表れた結果となっております。

次に、今冬の除雪についてであります。12月初旬から寒波が続き、八峰消防署の12月の観測では、1日の降雪量が10 c m以上の日が7日、積雪量が20 c mを超える日が3日になっております。平年の2倍から3倍の降積雪量になっておりますので、除排雪と凍結防止剤の散布で除雪機械はフル稼働となりました。このため、除雪費の不足が見込まれましたので、必要経費について1月28日に専決処分させていただきましたので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、住宅リフォーム緊急支援事業についてであります。1月末現在の申請件数は77件、対象事業費は1億5,937万4,000円、補助額が1,714万4,000円になっております。申請件数は、前年1月末比で54%になっておりますが、建築関係者の受注拡大に大きな効果があると共に、地域経済の活性化と住民の定住化を促進しているものと思っておりますので、今後も申請件数等を注視してまいりたいと考えております。

次に、八森地区簡易水道事業についてであります。老朽化した施設や管路の更新、維持管理の一元化のため、平成21年度から平成28年度までの整備計画のもと、平成25年度と平成26年度の継続事業として施工している浄水場整備工事は、1月末の進捗率が95%、取水施設築造工事が88%になっており、2月からは取水場から導水を受けて、浄水場の試験運転調整を行っております。今後は、4月1日の給水開始に向け、3月中に県などの検査を受ける予定になっております。

次に、平成26年度八峰町スポーツ文化栄誉賞について報告いたします。

去る2月28日文化ホールにおいて、授与式を開催しました。文化部門における「町長特別賞」は、国民文化祭秋田白神子どもの俳句フェスタで文部科学大臣賞を受賞された

水沢小と峰浜中の児童生徒2名と、多くの大会やコンクールで活躍された26名の児童生徒と高校生が受賞しました。スポーツ部門における「教育委員会賞」は、11名の児童と高校生の皆さんが受賞しました。多くの児童生徒の皆さんがスポーツや文化活動において活躍されたことに対し心からお祝いを申し上げますと共に、今後の更なるご活躍を期待するものであります。

次に、学校統合協議会について報告いたします。

新設小学校及び新設中学校の校章デザインの募集を行ったところ、1月15日の締め切りまでに、小学校については30点、中学校については38点、合わせて68点の応募があり、一般公募としたため、町外からも26点応募がありました。1月28日開催の協議会では、分科会でまず候補を絞り全体会で最終的な決定をすることとしました。制服・運動着については、両中学校から検討委員を選び、その検討委員会においてデザイン並びに業者選定のための作業を行っていくこととなりました。来年4月の開校までの期間は1年と限られておりますが、その期間内で統合のための準備をしっかりと進めていきたいと考えております。

それでは、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第1号、専決処分事項の報告については、平成26年度八峰町一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告で、4,517万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を63億7,509万7,000円とするもので、除雪に係る経費の追加であります。

議案第2号、八峰町課設置条例の一部を改正する条例制定については、住民サービスの向上と効率的な行政運営を行うため、課の統合や変更などの条例改正をするものであります。

議案第3号、八峰町行政手続条例等の一部を改正する条例制定については、行政手続法の一部改正により、行政処分等に関する手続が一部見直されるため、この見直しに準じて行政手続条例を改正すると共に、関係条例についても所要の改正をするものであります。

議案第4号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を改正するものであります。

議案第5号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定については、道路法施行令で規定されている道路占用料が見直されたため、これに準じて本条例を改正す

るものであります。

議案第6号、八峰町立八森体育館条例の一部を改正する条例制定については、八峰町立八森体育館条例に使用料の規定を設けるため条例改正するものであります。

議案第7号、八峰町保育所条例の一部を改正する条例制定については、国の特定教育・保育施設等の利用者負担額の基準が改正されたことに伴い、条例改正するものであります。

議案第8号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、平成27年度から平成29年度までの3年間の介護保険料等を定めるため条例改正するものであります。

議案第9号、ふるさと八峰応援基金条例の一部を改正する条例制定については、ふるさと八峰応援基金の処分規定に「活力ある産業のまちづくり」を追加するため条例改正するものであります。

議案第10号、八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、介護保険法の一部が改正されたことに伴い改正するものであります。

議案第11号、八峰町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についても、介護保険法の一部が改正されたことに伴い改正するものであります。

議案第12号、八峰町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例制定については、町内の空き家を活用して、移住、定住を希望する人の住宅を確保し、定住促進を図るため条例制定するものであります。

議案第13号、八峰町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例制定については、介護保険法の改正により、地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める必要があるため、条例制定するものであります。

議案第14号、八峰町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定については、介護保険法の改正により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を市町村条例で定めることとされたため、条例制定するものであります。

議案第15号、公の施設の指定管理者の指定については、八峰町漁村コミュニティ市場

の指定管理者を指定するものであります。

議案第16号、八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入についてから、議案第20号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についてまでの5議案については、いずれも地方財政法第6条の規定による一般会計からの繰入にかかるものであります。

議案第21号、平成26年度八峰町一般会計補正予算（第8号）は、1億9,553万6,000円追加して、歳入歳出予算の総額を65億7,063万3,000円とするもので、歳出の主な追加分は、財政調整基金積立金2億4,000万円、ふるさと八峰応援基金積立金100万円、地域住民生活等緊急支援事業が全体で6,231万7,000円、国民健康保険特別会計への繰出金が1,995万5,000円などとなっており、そのほかは、各事業の精算などによる減額が主なものとなっております。

議案第22号、平成26年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、804万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を11億6,396万円とするもので、歳出については、一般被保険者高額介護合算療養費、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、償還金を追加するものであります。

議案第23号、平成26年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、65万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8,485万円とするもので、後期高齢者医療広域連合納付金を追加するものであります。

議案第24号、平成26年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）は、311万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を905万3,000円とするもので、歳出の主なものは、利用間伐売払収入及び土地貸付収入に伴う関係地区交付金と予備費の追加であります。

議案第25号、平成26年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、6,296万円を減額して、歳入歳出予算の総額を9億3,778万2,000円とするもので、歳出の主なものは、簡易水道基金積立金を追加して、八森地区施設改良費と峰浜地区施設改良費などを減額するものであります。

議案第26号、平成26年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、1,478万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を3億4,732万6,000円とするもので、一般会計繰出金や施設管理費などを追加し、消費税納付金や管理業務委託料を減額するものであります。

議案第27号平成26年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）は、104万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,816万1,000円とするもので、一般会計繰出

金などを追加し、仲村橋下水道添架管架け替え工事費を減額するものであります。

議案第28号、平成26年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、192万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を6,514万6,000円とするもので一般会計繰出金を追加し、岩館地区施設管理費を減額するものであります。

議案第29号、平成26年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、136万円を追加して、歳入歳出予算の総額を455万1,000円とするもので、一般会計繰出金を追加し、浄化槽設置整備事業補助金を減額するものであります。

議案第30号、平成26年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）は、472万9,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を7,020万5,000円とするもので、医科及び歯科の一般管理費と医業費を減額するものであります。

議案第31号、平成27年度八峰町一般会計予算は、新年度当初予算であります。

議案第32号、平成27年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算から議案第41号、平成27年度八峰町営診療所特別会計予算までの10議案については、各特別会計の当初予算であります。

議案第42号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任については、現委員である神垣睦廣氏が平成27年5月16日で任期満了となることから、引き続き委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

議案第43号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任については、現委員である岩城朝夫氏が平成27年5月16日で任期満了となることから、引き続き委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

議案第44号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任については、現委員である水木博氏が平成27年5月16日で任期満了となることから、新たに薩摩勝幸氏を委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

議案第45号、八峰町沢目財産区管理委員の選任については、現委員である田村利満氏が平成27年5月22日で任期満了となることから、引き続き委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

議案第46号、八峰町沢目財産区管理委員の選任については、現委員である大高忠生氏が平成27年5月22日で任期満了となることから、引き続き委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

議案第47号八峰町沢目財産区管理委員の選任については、現委員である鈴木孝夫氏が

平成27年5月22日で任期満了となることから、引き続き委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

以上、3月議会定例会でご審議いただく議案は47議案であります。

詳細については、各議案の提案の際に説明させますので、宜しくご審議の上適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今会期中に教育委員会委員の任命同意案件1件を追加提案する予定でありますので、宜しくお願いいたします。

すみません。先ほどの中で除雪の専決処分の日を1月28日と申し上げましたが、1月27日が正しい日付でありますので訂正させていただきたいと思っております。

それでは、平成27年度の予算編成方針とその主な施策について私の所信を申し上げます。

我が国の経済は、緩やかな景気回復基調が続いているものの、消費税増税後の駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、景気を下押しするリスクも指摘され、先行きについては不透明な状態にあると言われております。特に地方経済はアベノミクス効果による景気回復が実感できない厳しい状況が続いており、安倍内閣は、景気回復の果実を地方にも届け、人口減少問題はじめ構造的な課題に取り組むとしております。

このため、平成27年度の国の予算においては、経済再生と財政再建の両立を実現する予算とし、地方創生の観点から、「新しい日本のための優先課題推進枠」や地方財政計画における歳出枠も活用し、魅力あふれる「まちづくり、ひとづくり、しごとづくり」を推進することを重点テーマの1つとしております。

また、平成27年度地方財政対策においても、地方が地方創生に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乘せして前年度水準を相当程度上回る額を確保すると共に、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するための「ローカル・アベノミクス」を推進するものとなっております。

このような状況の下、本町の平成27年度予算編成は、統合小・中学校改修事業という大型事業を抱える中、地方財政を取り巻く厳しい状況を勘案し、健全財政の維持に配慮しつつ、安全・安心な生活環境の整備、地域経済を支える地場産業の振興及び町民福祉の向上に繋がる予算編成を基本に作業を進めてまいりました。

また、地方創生関連事業については、国の補正予算を踏まえ、地域住民生活等緊急支

援のための交付金事業を平成26年度補正予算に計上すると共に、平成27年度予算においては、「零歳児から小学生までの医療費無料化を中学生までに拡大する」、「町内保育施設の保育料を3歳以上児は無料、3歳未満児は半額免除する」、「小中学校の給食費を半額免除する」など、少子化・人口減少対策に関係する施策を一部先行実施することといたしました。

その結果、一般会計予算の総額は、前年度対比で9億7,400万円の増、率にして16・7%増の68億1,400万円と、過去最大規模の予算となりました。なお、一般財源が前年度比で2.7%伸びたものの、少子化・人口減少対策経費や社会保障給付費、教育費等の伸びにより、歳入に不足が生じ、やむを得ず財政調整基金から昨年度と同額の2億円を繰入れております。

それでは、項目ごとに主要施策について、ご説明いたします。

まず、平成27年度は八峰町が誕生して満10年という節目の年にあたります。この10年を振り返り、またこれから更なる町の発展を願い、そして町民の皆様と共に10周年をお祝いするため、記念式典や記念イベントを開催したいと考えております。

次に、町の街路灯のLED化についてであります。現在、町で設置している街路灯及び各自治会で設置している街路灯の全てをLED化して、電気代や維持管理費の節約をしたいと考えております。これによって、各自治会では街路灯に関わる経費や管理に要する負担は一切無くなるほか、街路灯の修繕費の半分を町に助成申請する事務も不要になることとなります。

次に、防災対策として見直しをした町の地域防災計画に基づいて各種マニュアルを整備し、災害発生時には迅速に対応したいと考えております。また、津波の避難対策として、浜田地区の避難路の工事を進めてまいります。

また、再生可能エネルギー等導入事業により、防災拠点でもある役場庁舎と災害時に避難所の1つに指定されている水沢小学校に蓄電池を整備し、防災体制の充実を図ります。

人口減少、高齢化等の進行が著しい本町において、地域外の人材を本町に招致してその定着を図ると共に、若者等の定住及び地域の活性化等を促進するため、地域おこし協力隊員3名を募集します。また、秋田県空き家利活用モデル事業として、定住推進用空き家改修工事を行い、移住・定住希望者のお試し暮らし住宅を整備します。

次に、地域交通対策について申し上げます。

「バス乗車券類購入支援事業補助金」については、新年度も継続し、バス利用者の負担軽減と路線バス運行の確保を図ってまいります。また、公共交通空白地域の足の確保対策として、過疎地有償運送の新年度中の試験運行を目指し、公共交通会議の開催、関係者との協議を積極的に行ってまいります。

自治会育成支援事業補助金を引き続き交付し、住民にとって最も身近な自治会の自治活動及び地域づくり活動を支援し、住民主体のコミュニティ活動の醸成から、住民の交流と共助の意識を高めてまいります。

本町の最上位計画として町政運営の基本指針であります、町民と行政の共通の目標となる、平成28年度から10年間の「第2次八峰町総合振興計画」を策定いたします。また、法律改正により5年間延長となった「新町まちづくり計画」や、人口減少克服・地方創生を目的とした「八峰町版総合戦略」も併せて策定いたします。

秋田県町村電算システム共同化については、内部系及び基幹系ともに電算システムの本格運用が開始されたことから、今後は、安定稼働と共に、番号制度導入への的確な対応を図ってまいります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

本町においてもますます高齢化率が高くなる中、買い物や病院などへの移動の支援や、地域のコミュニティの維持、ひきこもりがちになることへの対応など高齢者の皆様が生きがいを持ち、健康で安心して暮らせるように、老人クラブ活動への支援、憩いの場としての湯っこランドの運営、冬期間の除雪に重点をおいた軽度生活援助事業や、災害時における要援護者支援体制の整備などを実施してまいります。また、敬老式については、平成26年度と同様に実施してまいります。

次に、障害者福祉についてですが、障害者総合支援法に基づき適切なサービスの提供に努めてまいります。旧岩子小学校は昨年4月に、社会福祉法人秋田虹の会へ無償で貸し付け、本年2月に改修を終え障害者通所施設として利用されております。また、石川地区にある障害者通所施設は今後ショートステイ施設として活用する計画もあり、今後の事業展開に期待するところであります。

また、「ハッピーマッシュ」や「こころ」のように、就労継続支援を実施する施設も新たに開所されたことなどにより、障害者の雇用の確保や自立に向けた環境が整いつつありますが、今後とも整備に努めてまいります。精神障害者当事者の会「のんき会」の活動は、週1回、沢目駅の集会所を利用して活動しており、さまざまな場面でサポート

していきたいと考えております。

次に、福祉医療についてですが、対象となる方々への適切なサービスを提供すると共に、平成26年度までは零歳児から小学生まで、町独自の上乘せをしながら医療費の無料化を実施しておりましたが、中学生までに拡大いたします。

児童福祉についてですが、放課後児童クラブについては、指導体制の確保や施設利用の面などから、3箇所を実施いたします。また、総合的な子育て支援とするために、今まで福祉保健課で担当しておりましたが、教育委員会に所管を変更して実施いたします。

小学校及び中学校入学時の児童生徒に対しての育児助成金支給事業は、支給時期を3月末までと変更し、それぞれ保護者の入学前の経済的負担の軽減を図りながら引き続き実施してまいります。

次に、保健事業関係について申し上げます。

最初に、健康増進事業についてですが、町民の健康増進のため、健康教室、健康相談、健康診査、訪問指導などの事業を充実させながら実施してまいります。

各種がん検診等については、節目年齢の方々への無料クーポンによる受診奨励や検診の大切さの啓発、受診勧奨などを電話で行うコール・リコール事業やワンコイン検診事業を実施すると共に、検診会場における一時託児を引き続き実施して、町民の皆様が受診しやすいような環境整備に努めてまいります。

このうち、ワンコイン検診事業は3年度目を迎えますので、今までの施策の効果を検証しながら次年度以降の施策に反映させたいと考えております。

また、平成26年度に引き続き、秋田県脳血管研究センターと連携し心電図検査を無料で実施いたします。

30歳代の乳がん検診のエコー検査のほか、肝炎ウイルス検査につきましても、無料で検査を受けられる制度や肝炎ウイルス感染者への助成制度を周知してまいります。

次に、母子保健事業についてですが、母性と子どもの健康保持・増進のため、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、離乳食教室などを実施するほか、新たに、産後1ヶ月検診や母乳に関する相談のための母乳外来への助成も行います。また、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療への助成を継続してまいります。

乳幼児を対象とした子育て支援についてですが、赤ちゃんの誕生にあわせて支給している赤ちゃん誕生祝金事業についても引き続き実施してまいります。また、乳幼児への感染症予防対策として、おたふくかぜワクチン、水痘ワクチンに加え、ロタウイルスワ

クチン、B型肝炎ワクチンの各任意予防接種に対しても助成してまいります。

感染症予防と共に子育て支援事業として、乳幼児から高校生までの季節性インフルエンザワクチン接種に対して助成をしてまいります。

虫歯予防対策についてですが、低年齢児からの虫歯予防対策として幼児へのフッ化物塗布事業や、子ども園児、小・中学校の児童生徒に対してのフッ化物洗口事業を町営歯科診療所等のご協力を得ながら引き続き実施してまいります。

また、子ども園に入園していない乳幼児に対する子育て支援は、今までは福祉保健課の保健師が主に担当しておりましたが、担当を教育委員会に変更して、他の施策と合わせ総合的な子育ての支援として行います。

自殺予防対策についてですが、日常の保健師活動をはじめとして相談会や専門家による地区懇話会などを実施してまいります。また、啓発事業としてのハート文庫の充実、心といのちのカレンダー作成、自殺予防フォーラムの開催などのほか、八峰ふれあいネットワーク会議や福祉関係団体とも連携しながら自殺予防に取り組んでまいります。

ひきこもり対策については、包括支援相談会、ほっと健康相談、ひきこもり等相談会を実施してまいります。また、ひきこもり等保護者の会などの育成や総合的な相談窓口の開設を目指すことなど、引き続き関係機関による「ひきこもり連絡会」を開催しながら取り組んでまいります。

次に、家庭系ごみの収集運搬についてですが、全町のごみステーション化や収集運搬回数を統一してから7年目となり、町民の皆様のご協力により順調に行われております。今後とも、ごみ減量化や資源ごみの分別を推進すると共に、ごみの不法投棄防止のための啓発やごみ捨て禁止看板の設置等により、環境衛生の向上に努めてまいります。

また、平成20年度から実施している家庭用廃食油の回収や小型電子機器の回収及び、昨年から実施した古着等の回収事業についても、引き続き取り組んでまいります。

次に、子ども園関係について申し上げます。

小学校就学前児童の教育、保育を行う施設として、これまでどおりその環境を整えていくほか、子育ての支援や少子化対策のため、町内の子ども園に入所している児童の保育料を、3歳以上の児童については全額を、3歳未満の児童については半額を免除する措置を、平成33年3月まで実施することといたしますので、ご理解下さいますようお願いいたします。

次に、労働関係について申し上げます。

町内の経済情勢及び雇用情勢は、引き続き厳しい状況下にあるため、新年度においても町単独事業として八峰町雇用創出活動支援事業を継続し、産業創出、ものづくり、販路開拓の3分野について支援してまいります。また、新たな事業への取組みや、6次産業化を促進するため、支援体制の強化と支援団体のネットワーク化に努めます。

次に、水産業の振興について申し上げます。

つくり育てる漁業の一環として実施している種苗放流及び栽培漁業定着強化事業については、引き続きヒラメ、アワビ、アユの放流事業を支援するほか、ナマコ資源の増殖事業の支援も継続して行います。

漁業振興策の一環として、秋田県漁業協同組合に対し、町内在住の漁業経営者に対する融資資金の原資として漁業経営安定資金の短期貸付けを行います。

漁協をはじめ、商工会、観光協会などの団体と連携・協力し、「秋田名物八森ハタハタ」を切り口として、地元魚介類のブランド化の促進と消費拡大を図ります。

漁港建設事業については、漁業関係者と調整を図りながら、県の計画に基づき、八森漁港及び岩館漁港の整備事業と機能保全事業を推進します。

次に、商工業の振興について申し上げます。

中小企業の経営安定と商工業の振興に欠くことのできない融資斡旋制度の通称「マルブナ」及び「マルブナ小口」については、引き続き秋田県信用保証協会、商工会及び金融機関と連携・協力して、借主への利子補給補助金の交付を行うと共に、信用保証金の支払いを行ない、町内企業の経営を支援してまいります。

商工団体等と連携・協力しながら、首都圏を中心に開催される物産展や商談会等を活用し、町特産品等の販売促進に努めます。

農林水産物処理加工施設における塩、塩もろみの製造については、町の特産品としての一翼を担っていることから引き続き支援すると共に、これらを活用した町内特産品の開発・販売等を町内業者と連携・協力しながら進めてまいります。

「はっぼううましブランド推進協議会」をはじめ関係団体と連携して、町内の特産品のブランド化を進めると共に、販売促進等を積極的に支援します。

秋田県企業誘致推進協議会主催の企業立地セミナーや、能代市地域雇用創造協議会主催の能代山本関東圏企業懇談会等に参加し、企業誘致活動を積極的に行います。また、町の産業振興条例の指定事業者に対し、雇用奨励金を交付するなど、産業振興による雇用の拡充に努めてまいります。

次に、観光振興について申し上げます。

5月末に秋田市を会場にして行われる「東北六魂祭」に参加、協力します。また、五能線沿線の市町村とJR秋田支社で構成している「五能線沿線連絡協議会」や、白神山地をとりまく8市町村で構成する「環白神エコツーリズム推進協議会」等に参加し、広域的な取組みの中で町への誘客に努めてまいります。

「八峰町観光協会」の運営及び活動を支援すると共に、雄島花火大会、んめもの祭りなどの実行委員会への支援も行います。

八峰白神ジオパークについては、ハード、ソフト両面の充実を図ると共に、ジオツーリズムの確立や地域づくりや防災面で活用を図るため、推進協議会の運営及び活動を支援します。また、県内のジオパーク3団体と連携・協力しながら、秋田県のジオツーリズムの底上げを図ってまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

国は、平成26年度から農地中間管理事業や経営所得安定対策の見直し、米政策の見直し、日本型直接支払制度といった「4つの改革」を柱に農政改革を進めています。さらに、構造改革を進めるべく安倍首相は、2月12日の施政方針演説で「農協と農業委員会、農業生産法人の改革を断行する。」と述べると共に、「減反の廃止に向けた歩みをさらに進め、需要ある作物を振興し、農地のフル活用を図る。市場を意識した競争力ある農業へと、構造改革を進める。」と表明しており、今後、様々な制度や政策が提示されることと考えております。

また、県では国の農政改革や農協改革を踏まえ、県産農産物の生産から流通販売までを一体的に推進する体制の構築や、流通販売対策を強化するための指針を策定するなど、県農政の新たな展開方向や事業を検討しています。

町では、国や県の新たな制度や支援策などの動向に注視しながら、農業団体等と連携を密にして情報収集に努め、国や県の補助事業等を積極的に活用して、町の基幹産業である農業の振興に努めてまいります。

新年度の生産振興・経営安定対策については、平成30年の減反廃止前に、早急に複合経営を確立するためにも畑作振興に努めます。転作田への作付けには国の産地交付金が支給されますが、畑地への振興作物の作付けには支援がないことから、町単独で支援し畑作物の作付け拡大に努めます。また、野菜の「園芸作物価格補償事業」を継続実施するほか、台風などの災害に備え、ハウスの園芸施設共済への加入を支援します。

菌床シイタケ生産振興については、栽培農家に意欲的に取り組んでもらい生産額の増大と雇用の確保を図るため、引き続き支援してまいります。平成25年に新菌を導入して以来、シイタケの生産量、販売額は順調に推移していますが、これは優良なホダの安定供給があつてのことでもありますので、峰浜培養への出資金を増額し、経営の安定と事業の円滑な運営を推進してまいります。また、価格補償制度への加入者負担金助成事業、販売促進活動補助事業についても継続して実施してまいります。

農業生産や農業振興の要である担い手の育成・支援については、認定農業者の経営規模拡大や複合化に必要な機械・施設等を支援する町の「担い手育成応援事業」を拡充し、さらに複合部門への取組み強化を狙いとして、機械の2台目購入についても支援してまいります。

また、国が新規就農者を確保するため平成24年度から始めた「青年就農給付金事業」を活用して若い就農者を確保すると共に、機械・施設の導入を支援し地域への定着に努めます。

農業農村整備事業の主なものは、継続事業の「県営防災ダム事業」や「中山間地域等直接支払交付金事業」のほか、平成26年度に日本型直接支払制度として国が創設した「多面的機能支払交付金事業」も予算計上しております。

また、八森地区の新規事業として、平成27・平成28年度の2か年で実施される畑作物の栽培に向けた水田の畑地化整備工事「元気な中山間農業応援事業」について予算計上したところであります。

鳥獣被害対策については、猟友会員の確保のため、「狩猟免許取得補助金」2名分を予算計上しております。また、猿害対策については、新年度も銃器やオリによる捕獲等の予算を、一般会計と猿害対策地域協議会会計に計上したほか、継続事業の「農家が設置する電気柵への補助金」も予算計上したところです。

次に、林業関係について申し上げます。

国の平成27年度予算案が1月14日の閣議で決定され、農林水産省全体の予算は前年を下回る厳しい状況ですが、林野庁の予算は、森林整備事業等の必要性が強く認識されていることなどから、前年比99.6%と比較的恵まれた状況となっているようです。

県では、第2期ふるさと秋田元気創造プランに基づき、「全国最大級の木材総合加工産地づくりの推進」をテーマに様々な取組みを展開していますが、1つの方向性として、森林施業の集約化等による適正な森林整備を推進しています。町では、「森林整備地域

活動支援交付金事業」による計画的な森林管理業務を支援するほか、国や県の補助事業を活用して間伐等を実施する場合の個人負担分を町で支援し、より良い森林施業を促進する「森林環境整備事業」を引き続き実施してまいります。

また、造林事業として、分収林皆伐跡地10haについて広葉樹施業への転換を行い、材の多面的な活用と、地球温暖化防止をねらいとして、平成26年度から3か年計画でコナラを植栽しており引き続き植栽してまいります。

「松くい虫防除対策事業」については、町単事業のほか、国庫補助事業を活用して被害拡大防止を図ってまいります。

林道整備事業については、県営林道峰浜線の新年度予定事業費は1億5,000万円で、町の負担金10%に当たる1,500万円を予算計上しております。

次に、J-VERプロジェクトについて申し上げます。

カーボン・オフセットクレジットの平成23年度からの販売総額は、1,255万円余りで、「自然再生基金」に積み立て、地球温暖化対策や自然再生に繋がる取組みなどに活用しており、引き続き企業等のマッチングイベント等に出展し、クレジットの販売活動を行ってまいります。

次に、町道関係について申し上げます。

町道の維持管理につきましては、建設課直営班と業者委託等により、舗装補修、側溝管理、道路安全施設の点検整備や草刈作業等を適宜に行い、良好な交通と安全の確保を図ってまいります。工事関係につきましては、自治会から要望された箇所を重点的に計画し、舗装補修や側溝改良を実施します。

国では命と暮らしを守るインフラ再構築とし、老朽化しているトンネル・橋梁をはじめ、河川、道路のインフラの総点検を実施して、緊急な補修など必要な対策を講ずることとしております。

本町では、平成26年度までに実施した点検を基に、緊急度の高い箇所を整備することにしております。

道路改良事業では、町道観海浜通線、町道石川幹線の道路改良や町道本館線の防雪柵補修工事、町道沼田田中線、町道石川1号線の側溝改良を計画しております。

また、委託業務につきましては、小学校統合により生徒数が増加することから、通学路の安全確保のため整備を計画している町道松原1号線の測量設計委託や、法面の崩落の危険がある町道滝の間繋線の法面測量設計、また、町道の標識や照明など道路付属物

についても点検調査を計画しております。

橋梁については、安全性を重視し、適切な維持管理に努めると共に点検も継続してまいります。

観小歩道橋と塙橋の補修工事を実施すると共に、損傷の大きい磯村橋、寺下橋、あきた白神駅歩道橋の補修設計委託を計画しております。

除雪については、県などと連絡調整を密にしながら、適切に除排雪作業にあたります。

住宅関係については、町営住宅の補修や設備機器等の修繕を実施すると共に、住宅リフォーム緊急支援事業を継続し、住民の定住化を図ってまいります。

急傾斜地崩壊対策については、横間地区及び岩館地区で県単急傾斜地崩壊対策事業を計画しておりますので、当該事業の負担金を計上しております。

次に、地籍調査事業について申し上げます。

平成27年度の地籍調査事業は、新規調査地区として、峰浜地区の峰浜水沢字上下中田表の一部を予定しており、面積にして約24ha、筆数は176筆となっております。なお、八森地区については、公図と現地の違いが大きい地図混乱地が多いことから、平成27年度は新規調査を休止としております。

また、平成26年度に実施しました地籍調査事業の成果につきましては、峰浜地区及び八森地区とも地籍簿及び原図作成等を予定しております。

次に、学校関連予算の概要について申し上げます。

文部科学省では、初等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小・中・高を通じた英語教育全体の抜本的充実を図ることとしております。

本町は、これまでも外国語指導助手1名を配置し、小・中学校における英語教育の充実を図っているところではありますが、各学校からの評価は高く、児童生徒の英語学習への意欲向上など効果も見えていることから、継続して配置してまいります。

子どもたちの国際理解を深めるために実施している国際教養大学との連携事業ではありますが、小・中学校の英語学習に対応すると共に、地域の方々との交流を通じて、異文化に対する理解を深めていただくため、年間を通じて交流を予定しております。

教育ICT支援員についてであります。本町の小・中学校では全国に先駆けて学校教育にICT（情報通信技術）を導入し、授業の中で活用しているところであり、県内の小中学校はもとより、各教育機関等の視察や研修の希望も多く、注目されているところでもあります。そのようなことから、先般、文部科学省から情報教育担当課長が本町の

教育現場を視察に見えられ、今後文部科学省が進めようとしているICT教育の有効な事例であると、評価して頂いたところであります。

引き続き情報通信に詳しいICT支援員を配置し、授業においてICT機器をスムーズかつ効果的に活用できるようにすることで、グローバル時代に即応できる児童生徒の育成と学習意欲の向上につなげたいと考えております。

特別支援教育支援員についてであります。発達障害等の児童生徒一人ひとりの生活及び学習上の困難を改善し、その持てる力を高め自立するために必要な指導や支援を行うことを目的として、引き続き支援員を配置し、より良い学校教育環境をつくってまいりたいと考えております。

学力フォローアップ授業であります。学習上の解らないことをそのままにしないこと、良い学習習慣を定着させることを目的に、夏休みと冬休みを通じて20日間実施しておりますが、引き続き実施することにより、生徒各自の能力向上に繋げたいと考えております。

新たな事業である子ども子育てマイブック事業であります。昨今は大人も含めてますます読書離れが見られる時勢であります。このようなことから、幼児、児童生徒を対象に本の購入費を補助することにより本に親しむ機会を持っていただき、学習の基本である読書の習慣化を促そうとするものであります。

新年度は、平成28年4月の統合小学校及び統合中学校の開校に向けて、校舎の改修工事の実施年であり、さらに統合によって閉校となる小・中学校の閉校記念行事が実施されますので、そのための予算を計上しております。

次に、学校給食について申し上げます。

学校給食費については、平成14年度から1食当たり小学生が235円、中学生が265円と秋田県内最低であります。平成27年度は、「子ども子育て支援」、「少子化対策」の観点から小、中学校児童生徒の給食費を半額とし、これまで以上に保護者の負担軽減を図ってまいります。また、「安全でおいしい給食」を提供するため、引き続き町内関係団体等のご協力をいただきながら、安全、安心かつ良質な地場産物の活用に向けてまいります。

次に、生涯学習課関連について申し上げます。

平成23年度に策定した「第2次社会教育中期計画」の「ひとを育み、地域づくりに繋がる社会教育」の基本理念のもとに、4年目の平成27年度もこの計画に基づいた学習機

会の提供、地域や家庭そして学校が連携した事業実施に努めると共に、生涯学習やスポーツの推進、文化財保護、芸術文化の振興、読書活動等を推進してまいります。

生涯学習については、町民の要望や社会の変化そして地域の課題に応じた学習に対応する各種講座やことぶき大学を引き続き開催してまいります。

昨年実年齢が全員20歳になってから実施することとして1年間繰延べし、実施しなかった成人式については、今年は予定どおり実施します。

また、生涯スポーツについては、体育協会や総合型スポーツクラブとの連携を強め、スポーツを通しての健康維持、コミュニティの活性化に努めてまいります。

昨年に引き続き今年も全国共通のスポーツイベントである「チャレンジデー」に参加し、町民みんながスポーツに親しめるよう、関係団体や企業の御協力をいただきながら、初勝利に向けて取り組んでまいります。

秋田県市町村対抗駅伝「あきたふるさとラン」にも引き続き参加し、昨年以上の成績を収められるよう努めてまいります。

スポーツ少年団については、町内3団体の連携を深めると共に、平成28年度に埴川小学校と水沢小学校が統合する計画であることから、両単位団も統合の予定となっており、ユニホームを揃える等各種準備に係る支援策を講じてまいります。

文化財保護及び芸術文化については、郷土観の確立と郷土の文化継承に努めていくために、昨年に引き続き歴史講演会や町民文化祭等を開催し、郷土を愛する心を育ててまいります。

「第29回国民文化祭・秋田2014」が平成26年に秋田県で開催され、本町においては、「秋田白神子どもの俳句フェスタ」を実施しました。この経験を踏まえ、俳句文芸の振興に繋げていくため、県内小学生を対象とした俳画大会を実施します。

また、読書活動については、図書室貸出冊数が平成26年度1月末現在で1万3,804冊となっており昨年に比較し約1.22倍と順調な伸びとなっていることから、さらに図書室の利用環境や図書の充実と、「八峰町子ども読書活動推進計画」に基づいた各種施策を実施してまいります。これらの各種事業を連携し、成功させることにより、「第2次社会教育中期計画」のサブ理念である「人と人がつながり、生きがいをもって暮らせる地域づくり」に貢献していくものと考え、これらに関わる関係予算を計上しております。

なお、八峰町が誕生して10年となることから町民野球大会でホームラン競争を実施するなど、10周年にふさわしい特色のある事業で大いに盛り上げてまいりたいと考えてお

ります。

続いて、各特別会計の概要について申し上げます。

はじめに、八峰町国民健康保険事業勘定特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計は、加入世帯数や被保険者数に大きな変化はなく、医療費も平成26年度並みで推移するものと考えております。今後とも特定健康診査やがん検診等の受診率向上に努め、病気の早期発見・早期治療等による適切な医療を受けていただくと共に、後発医薬品差額通知等により、医療費の抑制に努めてまいります。

歳入歳出予算額は、平成26年度より1億2,564万5,000円多い12億8,156万4,000円となっております。

次に、八峰町介護保険事業勘定特別会計について申し上げます。

介護保険特別会計は、人口減少が進み高齢化率が高くなっていく状況ですが、介護サービスや介護予防サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

歳入歳出予算額は、平成26年度より6,723万3,000円少ない11億9,374万円となっております。

次に、八峰町後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療特別会計は、被保険者から納付された保険料を秋田県後期高齢者医療広域連合に納付するためのもので、広域連合と連携しながら適切に処理してまいります。

歳入歳出予算額は、平成26年度より292万1,000円少ない8,127万1,000円となっております。

次に、八峰町沢目財産区特別会計について申し上げます。

沢目財産区特別会計は、土地貸付収入と立木売却収入が主な財源となっております。土地については、ゴルフ場用地、工場用地、資材置き場等として貸付をしております。また、立木の売り払いについては、森林農地整備センターと白神森林組合との三者契約をしている水沢山3番及び13番の間伐材を予定しております。

歳入歳出予算額は、平成26年度より231万5,000円多い825万2,000円となっております。

次に、八峰町営簡易水道事業特別会計について申し上げます。

住民の生活に不可欠な水道水を安全で安定的に供給するため、定期的な水質管理と施設の維持管理に努めてまいります。八森地区簡易水道については、施設の老朽化のため改修が必要となっており、観海地区の配水管敷設工事を実施します。また、平成28年度に実施予定の八森簡易水道の配水管布設及び岩館簡易水道の導水管布設の実設計委託

を実施します。

沢目地区簡易水道については、稼働から28年が経過し老朽化が進んでいることから、平成26年度から施設の修繕を行っておりますが、平成27年度は沢目浄水場の制御盤等の修繕を計画しております。

歳入歳出予算額は、浄水場整備や取水施設築造を行った平成26年度より5億836万2,000円少ない、4億2,138万2,000円となっております。

次に、八峰町公共下水道事業特別会計について申し上げます。

下水道は、快適な生活環境の構築や公共用水域の水質保全など、生活や自然環境の保全に大きな役割を担っており、今後とも加入促進に努めてまいります。また、施設管理では、浄化センターやマンホールポンプ等の機械設備の維持管理に努めてまいります。

歳入歳出予算額は、平成26年度より831万9,000円少ない、3億2,357万7,000円となっております。

次に、八峰町農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

各施設の良い維持管理に努め、加入促進では、助成制度や融資あっせん制度などの周知を図り、早期に接続するよう働きかけてまいります。

歳入歳出予算額は、塙橋補修工事に伴う添架管の架替工事がありますので、平成26年度より545万円多い、8,939万8,000円となっております。

次に、八峰町漁業集落排水事業特別会計について申し上げます。

岩館地区については、今後とも加入促進に努めながら、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

歳入歳出予算額は、平成26年度より174万5,000円少ない、6,147万3,000円となっております。

次に、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計について申し上げます。

平成25年度から個人設置型の浄化槽設置整備事業になっておりますが、生活排水による公共水域の水質汚濁防止や生活環境の保全のため、国、県、町の補助金制度をPRし、設置の促進に努めると共に、適切な合併処理浄化槽の維持管理に努めてまいります。歳入歳出予算額は、平成26年度より44万8,000円多い、363万9,000円となっております。

次に、八峰町営診療所特別会計について申し上げます。

町営内科診療所については、常勤医師の確保を目指しながら、本院で週5日、分院で週1日の診療体制を維持して地域医療の確保に努めてまいります。また、歯科診療所に

については、秋田県市町村職員共済組合の歯科検診協力医療機関の指定を受けるなど、利用しやすい環境を整えながら引き続き地域医療の拠点として医療サービスの充実に努めてまいります。歳入歳出予算額は、平成26年度より96万7,000円少ない、7,307万5,000円となっております。

以上、主要施策とその概要について申し上げましたが、予算執行にあたっては、厳しい財政事情を認識し、効果的かつ効率的な事務事業の推進を念頭に、町民の生活基盤や福祉の向上、地場産業の振興、町の経済や雇用の活性化などを促進してまいりたいと考えております。

議員並びに町民各位の特段のご協力をお願い申し上げ、平成27年度予算編成方針の説明といたします。ありがとうございました。

○議長（芦崎達美君） 議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

休憩いたします。11時25分より再開いたします。

午前11時20分 休 憩

.....
午前11時25分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、議案第1号、専決処分事項の報告についてを議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） それでは私の方から、議案第1号についてご説明申し上げます。

先ほど町長の行政報告にもありましたように、除雪の経費に関わる専決処分であります。

議案第1号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度八峰町一般会計補正予算(第7号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定のよりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成27年3月5日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

次のページをご覧ください。

専決処分第1号専決処分書地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処

分する。

平成27年 1 月 27 日

八峰町長 加 藤 和 夫

一般会計補正予算の専決であります。歳入歳出の総額に総額4,517万1,000円を追加して総額を63億7,509万7,000円とするものであります。これは先ほど説明ありましたように、12月に例年よりも降雪量が多かったということで専決したものであります。

歳入につきましては、6 ページをご覧ください。補正財源として前年度の繰越金4,517万1,000円を充当するものでございます。

それから、歳出ですけれども、8 ページ 8 款 2 項 4 目の除雪費ですが4,517万1,000円の補正で、その内訳につきましては賃金が34万2,000円、需用費が828万2,000円、それから役務費が55万9,000円、委託料が1,019万1,000円、それから使用料及び賃借料ということで2,579万7,000円であります。詳細につきましては説明の欄に書いてあるとおりでありますので、ご承認くださいますよう宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第 1 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番須藤正人議員。

○4 番（須藤正人君） 凍結防止剤の散布についてお伺いしたいと思います。

道路の事情、それから天候の予想によって散布されると思います。その際の判断基準と言いますか、判断する人、それからその基準になるもの、そういうものを1つお伺いしたいというふうに思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村博君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、除雪車それから散布車の出動につきましては、八森地区それから峰浜地区にそれぞれパトロールが朝3時頃に出ます。そのパトロール、町で委託している業者がパトロールを実施しております。その判断で散布の判断、それから除雪の判断で除雪、それから散布車の請負業者の方に連絡取っております。また自主的に凍結が見込まれる場合については、パトロール業者から連絡が来なくてもこちらの業者で判断をしております。それから、夕方の散布については凍結が見込まれる場合、予想される場合、町の職員から散布業者の方に連絡して出動してもらっております。

○議長（芦崎達美君） 4 番須藤議員。

○4 番（須藤正人君） その判断する委託業者と、その散布と除雪をする業者は違うとい

うことですか。同じ業者ですか。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村博君） 業者については別業者でございます。

○議長（芦崎達美君） 4番須藤議員。

○4番（須藤正人君） 凍結した道路の中で、散布されて雪が解けていく、非常にいいわけですが、それには別に注文つけるわけではないんですけれども、ただですね、もう道路が乾いている時、そして予報もですね、もう凍るとかそういう天候でない時に散布されている訳ですね。特に雨の日にも散布されている時があるわけです。それは皆さんももう職員の皆さんももう気づいていると思うんですよね。非常に我々には文句来るんです。どうしてこういう時に散布するのか、もうご存知の通りあれは塩ですよね。車は錆びる。下回りが錆びてくるというようなそういう状況もある中で、ああいう散布しなくてもいい状況の中でも散布していると。これに対してそういう苦情とかそういう思いありませんか、課長。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村博君） ちょっと路線についてはどの路線かちょっとわからないんですが、とりあえず町道については委託業者の判断、それから町の判断で行っております。直接の電話ではないんですが、苦情というのは直接ないんですが、ちょっと塩の量が多いのかなと、そういう話は時々聞いております。

○議長（芦崎達美君） 4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） 実際ですね、ああいうもう散布しなくてもいいような状態の時に、国道は町とは違うと思いますけれども、もう真っ白になっているんですね。雪が降ったように。ああいうのをね、やはり町としてもね、例え国道であっても八森地区の国道であつたらやはりその機関に注意を促すとかですね、もちろん町道の中でもそういうような状況であつたら、業者に対して注意を与えるというようなことをして下さい。非常に車の耐久年数が減るというようなこともありますので、なかなか住民も言えないでいるというような状況もあります。どうかその辺を1つ、課長にも肝に銘じておいていただきたいというふうに思います。

○議長（芦崎達美君） 答弁求めますか。よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 委託料についてお伺いをいたします。

1,000万円ほど掛かっているようでございますが、これは業者の名前まではいりませんが、おそらくオペレーターということですのでおそらく個人ではなくて会社や業者さんの方にいると思うんですが、この委託料、偏り過ぎているという傾向見当たらないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村博君） まず、路線については、除雪会議の時に業者から希望路線を受けております。その路線で委託業者にやるわけですが、どうしても海岸部については降雪量が少ないので、それほど多くはなっておりません。ただ山間部ですか。岩子からダム、それから塙、大信田方面、石川方面、そういう所ですと降雪量が少なくても風が強いとどうしても吹き溜まりになるので、特に多いのが畑谷と強坂間、それと水沢から塙の大槻野の路線、あの路線については、特に風の吹いた時でも出動ということになりますので、その路線担当は出動日数が多くなっております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 国道の方は国がやっているものですし、中の所とは県道の管轄だろうと思うわけですが、ただ町民はですね、国道以外のまあ旧八森地区のことを言っている訳ですが、中の所や海岸道路が、今年は随分除雪している割には厚みがあるという不満が今年は随分受けていたんですよ。その背景にはですね、毎年というか今までの除雪のオペレーターが違ったせいで、今まではきちり払ってあったものが今年は随分5cmも8cmも雪の厚さが残ったまま除雪しているというふうな文句が随分あったわけですね。これってどこに言えばいいかというのは県に言うということはほとんど町民は分からなくてですね、まず最初に町にしゃべるわけですね。そういってもなかなかそれが改善されないまま何日も過ごしてきている訳ですが、これをですね、やっぱり町としても状況をですね、きちり把握する必要があるんじゃないかなと。その問い合わせがあったかどうかは私は分かりませんが、少なくとも私に来た時には1回、2回と伝えたことは確かあったはずだ。除雪によって、人が変わったからやってない所もたびたび出て来たりもしている訳ですよ。ですからやっぱり除雪した結果も検証も必要なんではないかと。まあ1日に1回ぐらい岩館から八中前ぐらいまでの中の道路ですね、どういう積雪状況にあるのかということも1つ必要だと思いますし、今期もう除雪はないと思いますが、来年度に向けて主要な除雪をしている業者の皆さんにですね、もう1回、今年の除雪はどうだったのかということをちゃんと伝えるというか、こんな不満が

あったよというふうなことも、伝えるべきではないのかなというふうに思いますが、その辺回答願います。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村博君） ご質問にお答えします。

確かに、山本議員の方からも、何度か県道の除雪の状態が悪いということで連絡が入ったわけですが、県の方にもそれは話はしました。それと融雪剤散布ですが、除雪をやる前にやった状況もあったので、厚みのある場合でちょっと雪が解けて車の走行が難儀したという状況もあったようです。まず、除雪をやる前にですが、オペレーターについては必ず自分の回る路線を雪降る前に回って、障害物があるか、そういうのを点検しておきなさいよということで町の方では指導をしています

それから、県の方でも除雪の請け負っている会社、それから各市町村を集めて、県の会議をやっております。ただ、その年の除雪の反省と言いますか、そういう機会が今までありませんでしたので、この後、町の方から県の方でこういう苦情があったとか、こういう指摘があったよというのは話をしていきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 今冬は、もうほぼ除排雪の作業は終わったようではございますけれども、雪盛り降っているあたりですね、朝寝していると除雪車の音がするんです。通勤時間前に除雪来てくれたんだと、非常にご苦労だと思って、今朝はどのくらい雪降ったんだろうと、うちの出入り口前の雪片付けなけりゃならないと起きるわけではございますけれども、ほとんど雪のない状態、舗装が見えている状態で除雪車が来ているんですね。出動の基準というのは確かあるはずですよ。10cmだったと思っているんですが、それこそ降ると予想される場合というのは、その後にくっついていっているようなんですが、10cmも本当に降っていない状態で除雪車が出動をしていると、なんかこう非常に無駄なような感じを受けたのが、この冬に2、3回ございましたのでですね、その判断、当然パトロールの方の判断で夜中にもあって、天気予報等で10cm以上降るという判断の下で出動されるんでしょうけれども、空振りの回数ですね、当然回数まああるんだろうと、予想通りいかない場合というのも当然発生してくる場合もあるんでしょうけれども。そういうのをシーズン中どのくらいあるのか、それともパトロールした判断のないまま、除雪車が出動するという事はないんだろうと思うんですが、そういう各箇所によって吹き溜まり、課長が言ったように吹き溜まりの箇所は、雪の降る量が降雪、降る量が多

くなくとも、風の具合によってある箇所は除雪必要な場合もあるんだらうけれども、それ以外の除雪が必要でない箇所は、その吹き溜まりの箇所で、除雪車がもう帰っていくというようなことはないんだらうか、できないんだらうかという点、2、3お尋ねいたします。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村博君） 除雪の路線でして、特に目名潟地区については目名潟から大槻野、埜までの距離の除雪担当になっております。それで吹き溜まりとか大槻野方面、埜までのところをあけるとすれば、除雪車が自分の担当路線を走って行くとそういう格好になりますので、それで目名潟地区が降ってなくても除雪機械が通るという多分そういうことで、雪が降ってない時でも走るというそういう場合もあると思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 意義なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号八峰町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村正君） それでは、議案第2号についてご説明いたします。

八峰町課設置条例の一部を改正する条例制定でございます。

八峰町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

平成27年3月5日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、住民サービスの向上と効率的な行政運営を行うため、課の統合変更等の条例改正をするものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町課設置条例の一部を改正する条例ということで、別記を次のように改めるというふうな改正でございますが、お手元に配布してございます、議案第2号資料総務課資料1というのをご覧くださいいただきたいと思っております。これにつきましては全協でもご説明した資料でございますけれども、再度ご説明いたします。

まず現在、13課2局2センター1所あるところを、9課2局2センター1所にすることで、4課減とする内容のものでございます。現在ある管財課、町民生活課、幼児保育課を廃止して、会計課と税務課を統合するという内容でございます。

まず、箱の中の1つ目、総務課でございますが、現在の業務に管財課業務の一部入札、契約、財産管理、地籍調査を総務課で、それから現町民生活課業務の一部、町民サービス業務、それから生活環境業務を総務課で担当すると。それから3番の福祉保健課でございますが、現在の業務に現町民生活課の業務の一部、保険年金業務を追加すると。それから4番の税務会計課につきましては、現在の税務の業務と会計業務の全部、それから現在の管財課業務の一部これは物品管理でございますが、これを税務会計課で担当するという内容でございます。あと10番の学校教育課でございますが、現在の幼児保育課の業務全部を担当するという内容でございます。それで生涯学習課につきましては、現在の峰栄館に入っておりますけれども、公民館業務のみを峰栄館に残しましてファガスの方に移動するという内容でございます。

それでもう一度、議案の方に戻っていただきまして、別件についてご説明いたします。

まず、総務課でございますが（1）から（4）とそれから（12）が今までの総務課の業務ということでございましたが、これに（5）、（6）、（7）、（8）これが管財課の業務、それから（9）から（11）までが町民生活課の業務でございましたが、これが総務課で担当すると。それから（3）の税務会計課は税務課と会計課の業務を全部ということですので。それから福祉保健課につきましては1から3までが現在の福祉保健課の業務でございますが、これに4から6の現町民生活課の業務を追加するという内容の改正でございます。

なお、幼児保育課につきましては、この幼児保育課の所管業務につきましては教育委員会の方に移りますので、教育委員会の事務局組織規則でその業務を規定することになります。いずれもこれは4月1日からの改正ということでございますので宜しく願います。

以上で説明を終わります。

○議長（芦崎達美君） これより議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。
7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 教育委員会の方の関係については規則ということでございますので、今回の議会には提案ならないということは承知しておりますけれども、どういった内容でですね、これが教育委員会の方に行かなければならなかったのか、いわゆる幼稚園というようなことも念頭に入っていることだろうと思うんですが、規則で条例化になっておらないということでございますので、そこら付近のいきさつをちょっとお知らせいただきたいという具合に思います。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村正君） 皆川議員がおっしゃった通りでございますけれども、教育委員会の規則の方にはですね、保育に関する事、そういうふうの規定することになっていきます。今、幼児保育課に規定している内容そのものの全部がその通り規定されるということになります。それでどうして教育委員会の方ということでございますが、子ども子育てということで一元化したほうがよろしいかと。それと認定子ども園を目指すということでございますので、教育委員会の方が適当であるということで教育委員会の方に移管するという事にいたしました。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 同じようなことなんですが、保健師ですね、保健師の関わりがどうなっていくのかなあというのをちょっといまいまいわからないんですが、乳児に関しては福祉保健の方でやって、保育園の園児に対しては教育委員会がやるということなのですが、保育園園児に対しても保健師の関わりというものがなくなるのではないかなというふうに思うわけですよ。とすれば機動的に動くにはですね、やっぱり教育委員会の中にも保健師がいて然るべきではないのかなというふうに思うわけですが、その辺の仕事の住み分けと言うか振り分けと言うか、その辺は説明をお願いしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 山本氏のご質問にお答えいたします。

乳幼児に関する保健師の関わりということでございましたが、保健師の関わりにつきましては、母子保健法という法律に基づいた関わりでございます。そのために、この度保育に関するということに関しては、基本的に保健師の業務ではないということであ

ります。ですので今回教育委員会の方に、保育等々乳幼児の関係の子育て関係の業務が移るということではございますが、今まで保健師が関わっていた1歳児検診、2歳児検診、その他の検診については保健師は、その法に基づいて積極的に関わっていくということになります。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 11番目の中に、公民館業務のみ峰栄館に残すとなっている訳ですけども、これはあれですか、職員、公民館業務なんかある時だけ来るということなのか、いや、ではなくて公民館主事は残すということなんですか、その辺の解釈をお知らせください。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。金田生涯学習課長。

○生涯学習課長（金田千秋君） 基本的には公民館業務が峰栄館の方でという形にしたいと思っておりますが、ただ峰栄館の管理とか体育施設の管理とか、そういう公民館業務とは言えないようなものも含まれておりますので、適宜職員は今のうち2人は残したいなと峰栄館の方に残したいなというふうに思っています。ただ2人だけでは、業務できないようなものもございます。例えば寿大学とか、そういうものについては、ファガスの方に移った職員と一緒に行動するような形を取るようにしたいと思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） この改革によって、人件費それから人員というものがどの程度削減されるのかその点お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村正君） この機構改革で、職員は4名減になります。ただどのぐらいの経費削減なるかと言いますと、課長が4名減るものですから、その分の総額が減ると思っていたいただきたいと思っております。特に何千万円という数値は出してございませんけれども。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論はないようですので討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 意義なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。宜しく願いいたします。

午前11時57分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長(芦崎達美君) 午前中に引き会議を開きます。

日程第6、議案第3号、八峰町行政手続条例等の一部を改正する条例制定ついてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長(田村 正君) それでは、議案第3号についてご説明いたします。

八峰町行政手続条例等の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町行政手続条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

平成27年3月5日提出

八峰町長 加藤 和 夫

提案理由でございますけれども、行政手続法の一部改正により、行政処分等に関する手続きが一部見直されることを踏まえ、本町においてもこれに準じて行政手続条例を改正すると共に、関係条例についても所要の改正を行うものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町行政手続条例等の一部を改正する条例ということで、第1条から第6条まで6つの条例を改正するものでございます。お手元に配付してございます議案第3号資料をご覧ください。これに基づいてご説明をいたします。

八峰町行政手続条例等の一部を改正するというので、八峰町行政手続条例、それから印鑑条例、町税条例、それから入湯税条例、国民健康保険税条例、災害弔慰金の支給等に関する条例、この6つを同時に改正するものでございます。

改正理由としましては、先ほど申しましたとおり、行政手続法の改正に準じて条例を

改正するということでございます。

改正の内容でございますけれども、第1条による改正ということで、これは行政手続条例の一部を改正するものでございます。行政手続法で改正になった内容に沿って改正するものでございます。

箱の中でございます。

まず目次に、第4章の行政指導の次に、「第4の2 処分等の求め」を追加するものでございます。

次に、第2条から第28条まで、これにつきましては字句の修正でございます。

条例中の「名あて人」を漢字にするものでございます。「名宛人」の漢字にするという修正でございます。

それから第3条第1項、これは適用除外を規定しているところでございますけれども、行政手続法第3条第1項各号に規定しているものは、本条例の第2章から第4章までは適用しないとなってございます。それで今回の追加となった第4章の2も適用しないということで、これは行政手続法でも適用除外としている部分でございます。

第33条でございますけれども、行政指導の方式を規定している条でございます。このところに「第2項」を追加します。内容は、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限が行使できることを示して行政指導をする場合は、次のことを提示して行政指導をしなさいいけないということで、その根拠となる法令の条項、条項に規定する要件、権限の行使がその要件に適合する理由、これを提示して行政指導をしなさいということでございまして、第2項を追加した関係で、現在の第2項が第3項に、第3項が第4項に変更になるという改正でございます。

それから、第34条の2でございますが、行政指導の中止等の求めを追加するということでございます。第34条の次に「第34条の2」を追加するということで、行政指導を受けた者は、その行政指導が法令に規定する要件に適合しないと思う場合、この場合は書面で行政指導の中止などを求めることができるという規定でございます。申出書に記載する内容は、氏名及び名称及び住所又は居所から、行政指導の内容。裏のページをご覧ください。6つまでその他の参考になるという事項で6項目規定してございます。町ではこの申出を受けて調査しまして、要件に該当しないと、そうした場合は行政指導の中止等をしなければならないという規定でございます。

第4章の2、それから第34条の3になりますけれども処分等の求めの追加ということ

で、第4章の2を「第34条の3」を追加するということとさせていただきます。今誰でも法令違反の事実を発見した場合、書面で具体的な事実を提示して町などに行政指導をするように求めることができるという内容の規定とさせていただきます。申出書に記載する内容というのは1から6つまでとさせていただきます。そのように規定してとさせていただきます。この申出を受けた場合、町ではまた調査しまして、必要があれば処分又は行政指導を行わなければならないと、しなければならないというふうなことになります。これが第1条の行政手続条例の改正の内容となつてとございまして、第2条による改正、これは印鑑登録条例の一部改正とさせていただきます。

第14条でこの条例の行政手続条例の適用除外を規定してとさせていただきます。印鑑登録条例では、行政手続条例の第2章と第3章の規定は適用しないという規定とございまして、今回の追加になつた第4章の2についても適用しないというものでとさせていただきます。

2枚目の第6条による改正ということと、災害弔意金の支給等に関する条例ですけれども、これもまったく印鑑登録条例と同様とございまして、追加となつた第4章の2についても適用しないという規定とさせていただきます。

それから前に戻つていただきまして、第3条による改正ということと、これは税条例の一部改正とさせていただきますけれども、第6条の2のところ、これも行政手続条例の適用除外を規定してとさせていただきます。現在、行政手続条例の第2章と第3章の規定は適用しないこととしてとさせていただきますけれども、改正によりまして、第2章中の第8条だけ申請に対する拒否の処分理由を提示することということとは、今回から適用するということとです。それから第3章中の第14条、不利益処分の理由を提示すること、これにつきましても今までは適用除外でありましたけれども、改正後はちゃんと理由を提示することにするという改正とさせていただきます。それで、第33条に第2項を追加した関係で、第33条の現在の「第2項」が「第3項」に、それから「第3項」が「第4項」に変更になるというものでとさせていただきます。

それでまた次のページで、入湯税条例、それから国保税の条例の改正につきましても、今の町税条例の改正とまったく同様の改正とございまして、適用していなかった部分の第8条と第14条はどちらも適用することになつたという改正とさせていただきますので、その2つの条例につきましましては、説明を省略させていただきます。

この改正につきましましては、4月1日からの施行ということになります。

以上で説明を終わります。

○議長（芦崎達美君） これより議案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第4号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。小林教育次長。

○教育次長（小林孝一君） それでは、議案第4号をご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について、別紙のとおり制定する。

平成27年3月5日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整備するものであります。

この法律の施行ですが、平成27年4月1日からの施行であります。

そして、この法律の中には教育委員会とか教育機関等についての定めがあるものであります。

では、次のページをお開きください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例ということで、これに関連する我が町の条例は2本であります。

それで第1条で、八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条

例の一部を次のように改正するというものでありますが、皆さんのお手元に議案第4号資料ということでお渡ししてあります。そこに、この条例の別表を新旧載せてあります。右側が現在のものです。それで、この2段目のここにあります教育委員会の委員というところに、現在は委員長と委員それぞれの月額報酬が載せられているわけですが、これが改正によりまして委員長がなくなることから委員のみとなるという、そういう改正であります。

もう一つ目は、第2条、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正するというものであります。お手元の資料の2枚目をご覧ください。ここにも新旧対照表を載せてありますが、右側にありますとおり、現在はこの条例は、教育公務員特例法第16条第2項の規定に基づいて定められている条例でありますけれども、これが左の方にありますように、この条例は、地方自治法第204条第3項の規定に基づいて今度は定められるというふうに根拠の法律が変更になるものであります。

それで、この条例の附則の方ですけれども、この条例は平成27年4月1日から施行となります。

そして、経過措置でありますけれども、現在在職している教育長の任期中は現在のままでいくという、そういう経過措置が取られております。

説明は以上であります。

○議長（芦崎達美君） これより議案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第5号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第5号をご説明いたします。

八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月5日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございます。

道路法施行令で規定される道路占用料が、地価水準の変動等を反映した額に見直されたことに伴い、本条例の道路占用料の額についてもこれに準じて改正する必要があること、その他所要の改正を行うため、本条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例ということで、建設課の資料、議案第5号資料をご覧ください。新旧対照表でございます。

第3条の(1)の改正は、国有林野事業のみが徴収可能でありましたが、国の特別会計から一般会計になったことにより、国の行う事業は占用料を徴収できないことから、道路法に規定する道路占用料の徴収に関する条項が改正され、道路法施行令及び道路法施行規則の関係条項が削除されたため、(1)の「法第35条に規定する」から「及び」までを削るものでございます。

それから別表の第2条関係については、道路法施行令の改正により、所在地区分の3区分から固定資産税評価額の地価をもとに、第1級地から5級地に区分したことにより占用料を改正するものです。当町は第5級地のその他市町村になっております。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行するものです。

以上、宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番 嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） この新旧対照表を見ましてもかなり評価が落ちているということだわけですが、おおよそどのぐらいのダウンになるんでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 町の収入からいくと、3分の1ほど減額になります。大体50万円の減額になります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 第1種、2種、3種というこの区分けは、どのような基準で分けられておるのか教えていただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） お答えします。

第1級地につきましては、政令市要件を満たす50万人以上の市、それから第2級地につきましては、20万人以上のこれも市ですね。それから第3級が20万人以下の市町村、それから第4級が地価の平均が市町村の地価の平均より上の市町村、第5級についてはその他の市町村ということになっております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第6号、八峰町立八森体育館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。金田生涯学習課長。

○生涯学習課長（金田千秋君） 議案第6号について説明いたします。

八峰町立八森体育館条例の一部を改正する条例制定についてです。

八峰町立八森体育館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月5日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由です。

八峰町立八森体育館に使用料の規定を設けるため、条例を改正するものであります。

これは、峰浜土床体育館に使用料の規定がありながら、八森体育館に使用料の規定がなく、均衡を図るため、使用料の規定を設けるものであります。

次のページをご覧ください。

改正内容は、第8条使用料の徴収、第9条使用料の減免、第10条使用料の不還付を加え使用料を別表のとおり、八森土床体育館については1時間につき500円、岩館体育館については1時間につき300円とするものです。

なお、営利を目的とする場合はそれぞれ1時間につき1,000円とします。

また、峰浜土床体育館条例に合わせるため、第4条使用の許可に管理上必要な条件を付けることができる1項を加えることと、第5条使用の転貸禁止を、第5条使用の制限、第6条目的外使用の禁止に改めることとするものであります。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上です。宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。
10番山本優人君。

○10番（山本優人君） これスポ少も料金取られるということになるんでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。金田生涯学習課長。

○生涯学習課長（金田千秋君） 山本議員の質問にお答えします。

減免規定を設けておりますので、小学生・中学生の使用については全て減免というふうな形にします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 関連ですけれども、今まで徴収条例なかったということですが、これまではお金をいただくというそういう団体は無かったというか、全部減免対象の団体ということになるわけですか。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。金田生涯学習課長。

○生涯学習課長（金田千秋君） 八森土床体育館については、一般の野球のチームとかが利用しているところもありますので、それらについては、今後は使用料をいただくというふうな形になります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第7号、八峰町保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。日沼幼児保育課長。

○幼児保育課長(日沼正明君) 議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号、八峰町保育所条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月5日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由。

国の特定教育・保育施設等の利用者負担額の基準が改正されたことに伴い、条例を改正するものであります。

次のページお願いいたします。

八峰町保育所条例の一部を改正する条例。

八峰町保育所条例の一部を次のように改正する。

お手元に議案第7号の資料として幼児保育課からお渡ししてございますので、そちらの方で説明をしたいと思います。

新旧対照表でございます。改正前が右側、改正後が左側となります。

第1に、今までの階層区分の決定は所得税により階層を決定しておりましたが、今回の改正により、市町村民税所得割額で階層を決定するというものでございます。

次に、改正前は標準時間保育11時間保育のみの料金でございましたが、今回は短時間保育8時間保育の保育料の追加でございます。これは、標準時間の保育料の1.7%減の保育料となっております。

第2でございます。旧階層には第8階層までございましたが、それを第7階層までとして、上限を一つ取払ったということで、払ったということでございます。

第3といたしまして、この表の3歳以上児の保育料でございますけれども、第6階層・第7階層を5階層と同様の額といたしまして減額いたしました。

この表の改正は、以上でございます。

次のページをお願いいたします。備考でございます。

右の改正前の1行目、「第3階層の課税世帯とは」を「第3階層から第7階層における均等割及び所得割とは」と改正し、旧の上から5行目「を課税された世帯をいう」を「をいう」に改めるものでございます。

旧条項「2」は、削除となります。その関係で、旧の条項「3」が条項のずれの関係で、新では「2」になります。

次のページをお願いいたします。旧の条項「4」は、削除となります。その関係で、次の旧の条項「5」が、新では条項「3」、条項のずれの解消でございます。

下の表でございますけれども、先ほど短時間保育の追加がございました関係で、こちらも短時間保育料の追加となっております。

次の、旧の条項6でございます。条項「6」を条項のずれにより、条項「4」に改正いたします。

旧の第2階層の「第8階層」までを第2階層から第7を「7階層」まで改めます。

旧の下から3行目でございます。終わりの方になりますけれども、属する世帯が5条項「5」になってございますが、これを条項のずれによって「3」に直します。

その下の後ろの方になりますけれども、「5」という条項を「3」に掲げると、3に改正いたします。これも条項ずれの解消でございます。

次のページでございます。この表の旧第1欄のア、イ、ウ全て上記「6」になってございますけれども、これを新では、第1欄ではア、イ、ウ全て上記「4」、条項4に直すというものでございます。

附則でございます。この条例は、平成27年4月1日から施行する。

経過措置でございます。平成27年4月1日から平成27年8月31日までの保育料については、改正前の八峰町保育所条例第4条の規定により決定された平成26年度の保育料と比較し、低い保育料を適用する。

3、八峰町民で八峰町内の特定教育保育施設を利用するものの保育料については、平

成27年4月1日から平成33年3月31日までの間、3歳以上児の保育料を全額免除し、3歳未満児の保育料を半額減額するというものでございます。

以上です。宜しくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 経過措置の中でもありましたけれども、3歳以上児の保育料は全額免除なるし、一方3歳未満児の保育料は半額免除ということで、ここの差つける理由って何、これの説明あったんでしょうけれど、尋ねたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。日沼幼児保育課長。

○幼児保育課長（日沼正明君） お答えします。

3歳以上児と3歳未満児では、保育の量というか掛る手間が違いまして、3歳以上児の場合は25人及び30人に1人の保育士で足りるわけでございます。だいぶ成長したのでそれで足りるわけでございますけれども、未満児につきましては0歳児が3人に1人の保育士1人、1・2歳については6人に保育士1人ということで、非常に保育士の数が需要が増えてまいりますので、3歳未満児におきましては半額を負担していただきたいということでございます。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第8号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） それでは、議案第8号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

八峰町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

平成27年3月5日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。

第6期（平成27年度から平成29年度の3年間）の介護保険料等を定めるため改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町介護保険条例の一部を改正する条例ということで、改正条項が載っております。お手元の町民生活課資料の議案第8号の資料をご覧ください。

これは全協資料と同様の資料を配付してございます。それに基づいてご説明いたします。

第2条は保険料関係でございます。

この保険料につきましては、第6期介護保険事業計画策定委員会を平成26年11月7日から平成27年の3月2日まで4回開催して決定いただいたものでございます。平成27年度から平成29年度までの保険料等改正する内容であります。改正前は、「第1段階から第6段階」でありましたが、改正により「第1段階から第9段階」へ改正するものでございます。第1段階は、「2万6,400円」を「3万5,400円」に、第2段階「3万1,680円」を「5万3,100円」に、第3段階「3万9,600円」を「5万3,100円」に、第4段階「5万2,800円」を「6万3,720円」に、第5段階「6万6,000円」を「7万800円」に、第6段階「7万9,200円」を「8万4,960円」に改め、新たに、「第7段階9万2,040円」、「第8段階10万6,200円」、「第9段階12万360円」を追加するものでございます。

また、第6段階以降の基準所得金額の「190万円」を「120万円未満」、それから「120万円以上190万円未満」、「190万円以上290万円未満」、それから「290万円以上」に改めるものでございます。

なお、平成27年の4月から、第1段階の基準割合0.5につきましては、低所得者の軽減強化が予想されておりますが、国の予算改正法案が法律後に条例改正等を提案する予定でございます。これが「0.5」から「0.45」に改正になる予定でございます。

なお、平成29年度の4月からは第1段階が「0.45」から「0.3」へ、それから第2段階が「0.75」から「0.5」へ。それから、第3段階が「0.75」から「0.7」に改正になる予定でございます。

それから附則の関係についてでございます。

改正附則第14条に規定する介護予防日常生活支援事業等に関する経過措置として、それぞれの事業の実施時期を条例で定める規定が設けられたことにより、新しく地域支援事業に移行される介護予防日常生活支援事業は、平成29年4月1日からとするものです。

それから、包括的支援事業につきましては、平成30年4月1日から事業実施とする定めであります。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。宜しく申し上げます。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） これより議案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） お伺いいたします。

それぞれ新しい階層区分で保険料を徴収するようになるようでございますが、当町の場合平均しますと大体どこのランクが一番多いランクになりますか、教えてください。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） お答えします。

全協資料では添付してございましたが、全協資料の中でご説明したように、当町では今の所得区分によりますと、基準割合が1という部分があります。この下の部分に第1段階から第5段階の方々が全体の76%ぐらいが該当するものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） この保険の料金が県内のランクではどの程度の位置するのかね。いつだったかの新聞に、阿仁の方では六千何ぼという料金がついてあったかと記憶しているんだけど、その辺申し上げます。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） お答えします。

第6期計画の今の段階では県平均の保険料が出てございません。各町村の今回の議会

に全ての町村がかかる予定でございます。ということで、郡内でいきますと、この前の新聞によりますと、藤里さんが6,600円、それから三種さんも6,600円というふうに聞いてございます。5期計画では、八峰町では4,400円ということで非常に低い状況でございました。全県では20位という結果でございます。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第9号、ふるさと八峰応援基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤財政企画課長。

○財政企画課長（須藤徳雄君） 議案第9号、ふるさと八峰応援基金条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

ふるさと八峰応援基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

平成27年3月5日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。

ふるさと八峰応援基金の処分規定に、活力ある産業のまちづくりを追加するため改正するものでございます。

この基金については、これまで産業振興に関する事業には充当できませんでした。しかし、今後特産品プレゼントの景品など、産業振興に寄与する事業にも充当したいと考

えて一部改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

ふるさと八峰応援基金条例の一部を改正する条例、ふるさと八峰応援基金条例の一部を次のように改正する。

第5条中「第5号」を「第6号」とし、「第4号」を「第5号」とし、第3号の次に次の1号を加える。「第4号、活力ある産業のまちづくりに関する事業の財源に充てる時。」

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。宜しくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第10号、八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） それでは、議案第10号、八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

平成27年3月5日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う介護保険法の改正により、本条例を改正するものであります。

次のページをご覧ください。

八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように改正するものでございます。お手元に配付しております町民生活課資料の2をご覧ください。これも全協資料で提出した資料に基づき説明いたします。

改正の趣旨でございますが、平成23年の法改正により、介護サービスの基準を市町村は国の政令に基づいて条例で定めることとされ、町でもこの条例を制定し、平成25年4月1日実施してございます。今般政令が改正され、平成27年4月に施行されるため、町の条例もあわせて改正するようになってございます。

改正の内容については、町独自の基準を設けることがないことから、政令と同様になってございます。定期巡回・随時対応型訪問介護から複合サービスまでの一部が改正されたもので、八峰町関係では、認知症対応型共同生活介護と認知症対応型通所介護、いわゆるグループホームの関係でございます。この2つのサービスが該当になります。今条例では全体の7つのサービスの改正内容となっておりますので、条例もこれに沿って改正してございます。各対象のサービスの改正概要をご説明いたします。

1つ目の定期巡回・随時対応型訪問介護看護についてでございます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のうち、一体型事業所における訪問介護サービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づき、当該訪問看護事業所に行わせることを可能とするものでございます。それと、夜間から早朝までの間にオペレータとして充てることのできる施設・事業所の範囲について、併設する施設・事業所に加え、同一敷地内又は隣接する施設・事業所を追加するものでございます。

それから2つ目の、小規模型多機能型居宅介護についてでございます。

介護事業所の介護職員が兼務可能な施設・事業所について、その範囲に現行の併設する事業所に加え、同一敷地内又は隣接する施設・事業所を追加すると共に、兼務可能な施設・事業所の種別に、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加えるものでございます。それと、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が総合事業を行う場合は、管理者が総合事業の訪問サービスや通所型サービス等の職務を兼務す

ることを可能とする内容でございます。

それから3つ目の、認知症対応型共同生活介護については、現行では1または2と規定されているユニット数の基準について、事情がある場合には3ユニットまで差し支えないということを明確化するものでございます。

それから4つ目の、認知症対応型通所介護については、併設型認知症対応型通所介護の利用定員について、1ユニット3人以下に見直すものでございます。それと介護保険制度外の夜間及び深夜のサービスを実施する事業所について届出を求めることとし、実行報告書の仕組みを設けることとしてございます。それから、平成28年度からは運営協議会の設置を義務付けるなど、地域の連携等に関する規定について所要の基準を行うものでございます。

それから5つ目の、地域密着型特定施設入居者生活介護については、介護事業者が介護報酬を代理受領する要件として、有料老人ホームのみが入居者の同意書を提出することが義務付けられておりましたが、老人福祉法の改正により、この要件を廃止するものでございます。

それから6つ目の、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護については、現行の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所に加え、指定地域密着型介護老人福祉施設を追加するものでございます。

最後に、福祉複合型サービスについては、名称を「看護小規模多機能型居宅介護」に名称を変更するものでございます。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。宜しくお願ひいたします

○議長（芦崎達美君） これより議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） お尋ねいたします。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護とありますが、ここの中で夜間から早朝まで、いわゆる午後6時から午前8時までにオペレータとしてというようなこと云々ありますけれども、これら等実施することによって、やはり保険料に反映されてくる部分と違って考えられるわけですか。

○議長（芦崎達美君） 答弁求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） お答えします。

この表にも載っていますが、八峰町ではこの事業所はございません。ですから、保険料に関しては跳ね返りはございません。八峰町では先ほど説明いたしましたグループホームだけが事業主体でございますので、もしこのあとそういう事業所が来た場合、この条例がないと適用できないということです。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） そうしますと、このあとグループホーム等でこういったサービス等が実施されるとすれば、保険料に跳ね返りがあるということで理解していいわけですね。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） グループホームでやるとすれば、保険料に関しては若干負担が出てくるかと考えます。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第11号、八峰町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） それでは、議案第11号、八峰町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介

護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

八峰町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

平成27年3月5日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う介護保険法の改正により、本条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条項でございます。お手元の資料に配付してございます町民生活課資料の3をご覧ください。これも全協ご説明いたしました資料に基づいて説明いたします。

改正の趣旨についてでございますが、これも平成23年の法改正により、介護サービスの基準等を市町村は国の政令に基づいて条例で定めることとされ、当町でも政令に基づいた条例を制定し、平成25年4月1日に施行しております。今般この政令が改正され、平成27年の4月に実施されるため、町の条例もあわせて改正するものでございます。

改正の内容につきましては、これも町独自の基準を設けることがないことから、政令と同様の内容となっております。介護予防の対象サービスは3つございます。先ほどの事業では7つあったんですが、この中の3つが介護予防の方の事業となります。

1つ目が、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護までの部分が改正されたもので、八峰町関係は先ほども言ったように、グループホームの2サービスが該当になります。条例の改正は、全体の3つの部分が内容の改正となっております。

各対象のサービスの概要についてご説明いたします。

小規模多機能型居宅介護については、介護事業者の看護職員が兼務可能な施設、事業所についてその範囲に現行の併設する事業所に加え、同一敷地内又は隣接する施設・事

業所を追加すると共に、兼務可能な施設・事業所の種類に種別に介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加えるものです。それと、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が総合事業を行う場合は、管理者が総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを可能とするものでございます。

それから、認知症対応型共同生活介護については、現行では1又は2と規定されているユニット数を、事情がある場合は3ユニットまで差し支えないということを明確化するものでございます。

それから3つ目の、認知症対応型通所介護については、併用型認知症対応型通所介護の利用定員について、1ユニット3人以下に見直すものでございます。それと介護保険制度以外の夜間及び深夜のサービスを実施する事業については届出を求めることとし、実行報告書の仕組みを設けるものでございます。それから、平成28年度からは運営推進会議の設置を義務付けるなど、地域との連携に関する規定について所要の基準を行うものでございます。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。宜しくお願いします

○議長（芦崎達美君） これより議案第11号について質疑を行います。質疑ありませんか（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第12号、八峰町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 議案第12号、八峰町定住促進空き家活用住宅の管理運営

に関する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

平成27年3月5日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案の理由であります。

町内にある空き家を活用して、移住、定住を希望する者の住宅を確保し、定住促進を図るため、条例を制定するものでございます。先日の全員協議会でもご説明したとおり、今回の3月補正で1戸、それから新年度予算で1戸、合計2戸の空き家を改修し活用したいと考えておりました、その根拠となる条例の制定であります。

それでは次のページをお願いいたします。

八峰町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例であります。

趣旨として、第1条、この条例は町内にある空き家を活用して定住者の住宅を確保し定住促進を図るために必要な事項を定めるものとするとしております。第2条は定義であります。第3条の管理及び運営をうたっております。所有者との賃貸借契約が第4条でありまして、2項のところに借り上げる期間は10年とするとしております。使用前の修繕については第5条で、所有者の責務が第6条で、利用者の公募が第7条にうたっております。第8条の方が、公募の例外であります。第9条が利用者の資格をうたっております。それから利用の申し込み及び決定が第10条に、利用者の選定が第11条に、利用の手続きが第12条に、貸出の期間等については第13条、それから利用の承継については第14条に定めております。利用料の決定及び変更が第15条に、利用料の納付が第16条に、費用負担義務については第17条に、利用者の保管義務は第18条に定めております。禁止事項が第19条でございます。原形の変更が第20条に、立入検査が第21条に、住宅の検査は第22条に、定期契約の解除及び空き家活用住宅の明渡しについては第23条になっております。委任として第24条、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしております。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上、宜しくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第12号について質疑を行います。質疑ありませんか。

11番門脇直樹君。

○11番（門脇直樹君） 町内に空き家はたくさんあるわけですが、この定住促進に向けたね、活用できる使ってもいいですよという空き家は、どのくらい確保していますか。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 空き家を活用できると申しますか、現在バンクの方に登録しておりますのが5軒ございます。ただ、その5軒を活用するというわけじゃなくて、それを含めて今町内で3年間にわたって空き家の調査していますけれども、回りながらなるべく改修のかからないような住宅を調査しながら、それをまず最初に活用したいと。ただし、ない場合には現在バンクにあります5軒を中心に考えたいと思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） この空き家条例についてですね、契約時に同居人の届出、当然これの義務付けが必要だろうと思うんです。それと、同居人が増えた場合も当然家主の承諾を得るとか、そういう条項も当然付け加えるべきだと思うんです。ご存知のとおり、同居者が増えるということはそれに比例して住宅の傷みも伴うわけですよ。ですから、最初貸す時は1人ないし2人の予定であったのが、知らぬ間に5人も6人もなっていたという事態も予想されますのでね、当然そこの条項を付け加えるべきだろうと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） お答えいたします。

まず、この条例が根拠条例となりまして、その下に今度は規則もございます。規則の方で当然賃貸契約をする際にその条件となるいろんなものがございまして、同居人の届けというものもございまして。ただ、同居人が増えた場合等々についての届けは必要ないと今考えているところです。というのも、町の方で何人でも1世帯なのか、何人か分かりませんが、それを条件を付けないで所有者から町が10年間借りるわけですので、その運用については、町の方には届けは必要ですけども、その借りた方には届出は必要ないと今考えております。

ただ、例えばです。世帯主ともう一人の方が住んだと。死去されたり、ほかの理由で代表者がいなくなった場合には、住み続けますかということは継承という形で、これは町の方に届けるというふうになっております。いずれ議員のおっしゃったものを考えながら規則の方で反映してまいりますけれども、今のところはそこまでは考えておりません。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 町としては居住者数が増えれば増えるほど人口増に繋がるわけですから喜ばしいことだろうと思うんですが、貸す側としてはそれこそ先ほど言ったように、最初その家族だけだろうと思っているうちに知らない間に兄弟だとか、友人だとか一緒にそこに移り住んでいるというような状況も当然想定されるわけですよ。そうなった場合ですね、やっぱり貸す側としてはちょっとそこら付近が不安な面もあるだろうと思うので、町が借り上げる時点でそこを持ち主の方とちゃんとそこら付近をやっぱり話し合いをして詰めておく必要があるんだらうとこう思いますので、その点について今一度考えをお聞かせください。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） お答えいたします。

所有者から町が借り上げる場合に、その自宅を何名まで使用できるとか、そういう条件は付けられないわけですね。町の方にまず任せてくださいという形で、ただし月2万5,000円をお支払いしますよという形で契約していきます。そこまでしか契約はできないと思います。ただ、議員がおっしゃる中にもしかしたら何人も何人も増えていった場合には、周りの迷惑になるとかそういった場合には出て行ってもらうというものはちゃんと付けますので、そこら辺で管理していきたいと思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 2点聞きます。

7条のですね2項にある7日間の公募の期間の、この7日でもいいのかどうかという部分、もう一つは9条の町税等の範囲を聞きたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 山本議員もう一度ゆっくり質問お願いします。

○10番（山本優人君） なぜ7日間しかないのかなということです。7日で間に合うんだかという。公募から7日間しかない。

○議長（芦崎達美君） 答弁よろしいですか。答弁お願いします。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） お答えいたします。

公募に関する少なくとも7日間ということですので、7日以上の場合もございます。急ぐ場合には少なくとも7日は必要だろうということでございます。

町税については、ここに書いてあるとおり、町税全般でございます。

それから、国民健康保険等も含むということで、このとおりでございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） いや町税全般といえば、だからどこまで入るのかと。例えば利用料とかもあるわけですし、例えば先に町営住宅に入っていれば、あれは何て言うの、利用料だか。そういうふうなものも該当のどこまでが該当になるかということが等では分からない。せいぜい書いているのは健康保険税だけだすべ。

○議長（芦崎達美君） 答弁求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） お答えいたします。

町税等の中ですね。公営住宅・町営住宅等の当然滞納等があればそれは適用して、適用と言うか入っていただけないというふうになります。その他町に絡むもので未納等がある場合もそれはチェックしたいと思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） もう一つ聞きたいのですが、後日、明日ですか、ふるさと応援隊の予算なると思うわけですが、応援隊3人募集してですね、この人方もこの空き家の中に入るのかどうかです。というのは、この人方は最低1年は入るわけですね。ですから、もし3人募集して3人がこの空き家を利用したとすれば、お試しする住宅ないわけですね。そういう状況の中でこれを作ったんでは、なかなか現実には利用できないのではないかと。そうすれば、ふるさと応援隊の招致のためにこれを作っているようにしか見えてこない。そういうふうな感じを受けるので、お試しのためにやるのであれば、やっぱり短期・長期というふうな形で分けないとおかしい条例になってしまうのではないかと感じます。

○議長（芦崎達美君） 答弁求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） この条例は、スタートがまず今回の3月議会と新年度予算で1戸ずつというのがまず根拠になる条例であります。今後、地方創生がらみ又は県との協働事業等でもう少し増やしていきたいと考えておりますので、いずれ最初のスタートはお試し用の住宅というふうに考えていますが、戸数が増えていった場合には、例えば1年、2年、3年住む場合もあるということから、この条例は考えて制定しようとしております。いずれ今言ったとおり、最初の部分でございますので、お試し暮らし住宅、応援隊の方々には別の住宅を確保しようと思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。11番門脇直樹君。

○11番（門脇直樹君） 我々議員もこの定住促進には大変関心を持っておりまして、昨

年視察に行ったグループもおります。極端な話になりますけどね、山梨県の上九一色村もオウム真理教が入村した当時は人口が増えたって喜んだんですよ。それが数か月数年後になって、こういういかがわしい団体だということで出て行けとか何とかあったんですよ。ですから、受け入れる側も入って来る人を相当吟味する必要があるんですよ。向こうは当然条例があれば、条例を逆手に取るような知能のある人もいると思うんですよ。ですから、本当の意味での定住促進というのは、やっぱりここで暮らす人を外に出さないことだと思うんですよ。ほかから連れてくるよりね。高校卒業した人、大学を卒業した人は戻って来る。県内就職、町内就職、それらのためにはやっぱりちょっと話ずれていきますけど、やっぱり雇用の場の確保だと思うんですよ。その辺含めて、町長から答弁もらいたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 答弁求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

いずれ手段としてはいろいろ方法あると思います。今おっしゃたように、確かに誰でも後々問題になるような状況だとこれは困りますので、これは選定にあたっては慎重にやっぱりいろんな見定めをしながらやっていきたいと思っています。

それからおっしゃるとおり、定住というのは何も今この事業だけが一つの施策であってですね、これが全てではないわけで、根本的にこのふるさとを愛し、ここで生活をしていただくという人を増やしていく。そのためのいろんな雇用の場であるとか、対策をしていかなきゃならないわけですから、併せて、これとまた併せながらそういったこともこれから更に強化をしていきたいなと思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） 17条の3項ですか、これに「町長は火災等の災害による損害について一切責任を負わない」とありますが、万が一火災になった場合、何か当事者同士でトラブル起きた場合とかそういう場合はまず責任を負わないとありますけれども、何らかの形で関与するというか、そういうそれはあるのかどうか。仲介に入ったり何かそういうのあるのか。それと、それによって賃貸契約が解消されるかどうか、その点2点伺います。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 所有者から借りる場合は、町と賃貸契約します。それから利用者が借りる場合でも町と契約するわけですがけれども、その中に火災等があった場

合には、町はその損害等についての一切の責任を負わないよというようなもので契約しますので、当然町の方では一切責任を負わないということになります。

よろしいでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 5番 腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） それによって賃貸契約は解消になるものですか。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 火災の種類にもよると思います。過失があった場合は当然出て行ってもらうことになります。それから大きく焼けた場合は、当然この物件は使えなくなります。多少のボヤであったりして、それが過失じゃない場合にはそのまま延長するというケースバイケースだと考えております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案12号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後2時25分から再開します。

午後 2時17分 休 憩

.....
午後 2時25分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、議案第13号、八峰町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） それでは、議案第13号、八峰町地域包括支援センターの

包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例制定についてでございます。

八峰町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものです。

平成27年3月5日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う介護保険法の改正により、地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める必要があるため、制定するものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例でございます。これは新規条例です。配付資料の町民生活課資料4をご覧ください。それをもとにご説明いたします。

条例制定の背景についてでございます。

今の提案理由の説明にありました法律により、介護保険法が一部改正され、市町村は国の省令に基づいて地域包括支援センターが実施する事業に関する基準を、平成27年3月31日までに条例で定めることとされたため、町でもこの条例を制定するものでございます。今までは省令に基づいて実施してございます。

改正法は、介護保険法115条46で規定されてございます。この内容は、地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施する際は市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。市町村が定める際は地域包括支援センターの職員に関する基準と、当該職員の員数については、省令で定める基準に従い定め、その他の事項については省令で定める基準を参酌するように規定されてございます。

条例改正の内容については、町の基準の独自の基準を設けることがないことから、省令と同様の内容になってございます。第1条が条例制定の趣旨、それから第2条が職員が共同して包括支援事業を実施するなど、地域支援センター運営の基本方針等を定めた内容でございます。第3条が人員に関する基準で、第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の配置等を定めた内容でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、宜しく申し上げます。

○議長（芦崎達美君） これより議案第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。

6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） この地域包括支援センターはですね、運営協議会を開催して、協議会の意見を踏まえて公平にサービスが行われているかどうかということを協議会で審議するわけですけども、その意見を踏まえて運営されるというのがこの包括支援運営センターの趣旨だろうと思うんですが、昨年確か予算措置はされておった、1回分ぐらい予算措置されていたと思うんですが、ほとんど使われていないということは、運営委員会が開かれなかったということになるわけだろうと思うんですが、それこそここ数年、この協議会が開かれたという私記憶ないんですが、そこら辺、なぜ開かれなかったのか。開かれたのか、まず開かれなかったのか。開かれなかったとすれば、どういう理由で、議会の中からも確か1人運営委員が出ているはずなんですけれども、そこら付近説明してください。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） お答えします。

柴田議員のご指摘どおり、去年は開催してございません。その委員の中に議員選出ということで柴田議員が選ばれているはずですが、名簿には、運営協議会の委員に柴田議員がなっていると私は解釈しています。まず名簿ございませんので。

開催されなかった理由ですが、包括支援センターと協議が間に合わなくて、協議会開くことができませんでしたので、その点はお詫びしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） それこそ改正になってからも平成26年度になってからもおそらく開かれていないはずなんです。非常に重要な協議会なんです。課長が十二分に分かるだろうと思うんですが。公平にサービスが行われているかどうかというのを協議するこの会なんです。開かれていないということは、非常にそういう観点からすれば問題があるんだろうと思うわけです。せっかく予算措置しておいてそれを開けないというのは、やっぱりちょっと異常だと思うんです。もう今年度もあと少ししかないわけですけども、今年度もおそらく開催されぬままに終わるんだろうと思うんですが、まあ来年度も予算措置してあるかどうか、私まだ予算書も見ていないんですけども、やっぱり必

ず開催するべきだと思うんです。そのために作った運営協議会なんですからね。今一度そこをお答えいただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） お答えします。

任期が確か3月31日までだったと思います。今年度も予算措置は1回分予算措置してございます。ですから、あと日にちあまりないわけですが、包括支援センターと協議しながら、3月中には一度開催したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 今の話された協議会の委員、議会の方から私だったと思いますが、それはまあ回答のとおりなんですが、第3条に定めているスタッフと言いますがこれは、この条例発効すればそのままクリアできる対象になっているんですか。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） お答えします。

うちの方では人員の基準が1号被保険者が三千ちょっとでございます。ですから、保健師さんでなくてここに書かれていましたが、これに準じる者として看護師さんを委嘱してございます。あとは社会福祉、それから主任介護支援専門員が一人ずつ配置してございます。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案13号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第14号、八峰町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。 当局の説明を求めます。金平町民生活課長。。

○町民生活課長（金平公明君） それでは、議案第14号をご説明いたします。

八峰町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定についてでございます。

八峰町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものでございます。

平成27年3月5日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う介護保険法の改正により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を市町村条例で定めることとされたため、制定するものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例という目次から始まってございます。これも町民生活課資料の5をご覧ください。これによってご説明いたします。これも全協資料と同様のものを使用してございます。

条例制定の背景については、地域の自主性及び自立性を高める関係法律の施行に伴い、介護保険法が一部の改正され、市町村は国の省令に基づいて地域包括センターが実施する事業等に関する基準を、平成27年3月31日までに条例で定めることとされたため、町においても条例を制定するためでございます。これも今までは省令に基づいて実施してございます。

法改正関係でございます。

これは、介護保険法第115条の24で規定されてございます。指定介護予防支援事業者は、市町村の条例で定める基準に従い、市町村の条例で定める員数の従業者を有しなければ

ならない。上記のほか事業の運営に関する基準は、市町村条例で定める。市町村が条例を定める際は、従業者にかかる基準等は省令で定める基準に従い定め、その他の事項については、省令で定める基準を参酌するようにと規定されてございます。

条例改正の内容でございます。

省令と同様となっておりますが、参酌すべき基準とされている条例第31条2項の記録の整備については、省令では保存期間を2年と定めてございますが、本条例は5年とする内容でございます。

5年とする理由といたしましては、事業者が不正請求などを行った場合、市町村は被保険者として過大給付した介護給付費を事業者に返還を求めます。給付費返還に伴う時効は5年ですが、省令で定める2年間では、関係書類が破棄された場合、3年間分の返還を求めることができなくなる可能性があるためでございます。

それから、条例の内容についてですが、第1章が総則で条例制定の趣旨、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供等を基本方針を定める内容でございます。第2章では、人員に関する方針で、従業者数の員数、それから常勤管理者の設置を定めた内容でございます。それから第3章では、運営に関する基準で、サービスの手続き、サービスの内容の説明、受給資格等の確認、運営規程、秘密の保持、それから記録の整備等を定めたものでございます。それから第4章では、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準で、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するためのサービスの計画策定など、指定介護予防支援の具体的取組方針を定めたものでございます。第5章では、基準当該介護予防支援に関する基準の準用規定を定めたものとなっております。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。宜しく申し上げます。

○議長（芦崎達美君） これより議案第14号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案14号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第15号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。工藤産業振興課長。

○産業振興課長（工藤金悦君） 議案第15号について説明させていただきます。

公の施設の指定管理者の指定について。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例第5条の規定により、次のとおり八峰町漁村コミュニティ市場の指定管理者として指定する。

1. 指定管理者となる団体の所在地及び名称は、

八峰町八森字横間156番地内。

はちもり観光市組合、組合長山口敬市。

指定の期間。

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで。

平成27年3月5日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由です。

八峰町漁村コミュニティ市場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

八峰町漁村コミュニティ市場については、これまでもはちもり観光市組合が管理運営を行っております。平成27年3月31日で期間終了となるため、平成32年3月31日までの5年間、指定管理の期間を更新するものであります。

はちもり観光市組合について、ちょっと説明させていただきます。

昭和62年度から活動して、昭和63年度からこの漁村コミュニティ市場で活動を行っております。平成22年度から平成26年度まで指定管理を受けております。基本的には毎週土・日開催して、現在組合員が14名、うち店舗組合員は10名です。1名の事務員を雇用しております。平成25年度の実績とすれば客数が9万3,850人で、販売額は1億660万6,000円という実績を残しております。

基本協定内容ですが、原則前回の内容を継続します。はちもり観光市組合が、通常の

施設運営にかかる経費を負担します。町から指定管理料はありません。町は、指定管理の修繕関係、それから消防用施設点検など、こういうふうな施設に伴う点検を負担しております。過去5年間の指定管理機関を見ても支障がなかったので、継続して指定管理することを提案したいと思います。

以上です。

○議長（芦崎達美君） これより議案第15号について質疑を行います。質疑ありませんか。
9番菊地 薫君。

○9番（菊地 薫君） ちょっと確認の意味で伺います。

5年間指定管理不要型更新という形になるようですが、その最初に指定管理する際に、このセンター自体の当初の建設当時のその運営の、例えば、これは当初観光市組合でそれをお借りして運営してきました。ところがこれはほかに使いたい人があれば、いつでもそれを明け渡して使わなきゃいけないという最初の走りであったんですよ。指定管理にするという段階でそれはちゃんと見直してあるわけでしょうか。規則なり何なり、まあ条例ではないでしょうけども、その辺の確認をしたいと思いますがいかがでしょう。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。工藤産業振興課長。

○産業振興課長（工藤金悦君） コミュニティ市場条例というのは確かにあります。合併して平成18年3月27日ですが、使用があれば町長は認めるというふうな形になりますが、指定管理を行うことができるという条例も付いております。指定管理をした段階で、その運営する団体にその内容を任せるというふうな形になりますので、現実的には使いたいからそこを寄せてくれというのはなかなかできないというふうな現実的にはそういう状態になっています。

こういう答弁でよろしいでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。9番菊地 薫君。

○9番（菊地 薫君） 条例の内容はそれで支障なくクリアできるわけだ。その辺を確認をまずしておきたいと思います。これをどうのこうのと私今言うわけではないんで、条例上確認だけしておかないといろいろとまた何か出た時大変ですからね。それ確認しておきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 答弁求めます。工藤産業振興課長。

○産業振興課長（工藤金悦君） 現時点でちょっと条例を見ながら、それで不都合があれば見直ししたいと思います。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第16号、八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第16号、八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入についてをご説明いたします。

八峰町営簡易水道事業推進のため、平成27年度八峰町一般会計から8,000万円以内を繰入れるものでございます。

平成27年3月5日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案の理由でございます。

地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。宜しくお願ひします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第16号について質疑を行います。質疑ありませんか。

6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 平成25年度と比較して、使用量でどのくらい落ち込んでいるのか。当然人口減少、世帯数の減等で使用量が減っているんじゃないかなという気がするんですよ。ただね、平成27年度の予算額を見ると、平成26年度と比較して6.7%使用量及び手数料の伸びを出しているんですね。ここら付近との整合性がちょっと私、どういう感覚

で、これは次年度の予算に伴うものですのであれですけども、何で6.7%もこう手数料や使用量が伸びるのかなという感じを受けているわけですけども。おそらく、この使用量的には前年度比減っているのではないかなと思っているんですが、そこら付近教えてください。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） すみません、来年度予算関係のちょっと手元にございませんで、後ほど調べて回答したいと思います。

○議長（芦崎達美君） 6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 今その資料を見て質問しているんですよ。これで行けば6.7%になっているんですよ。これは来年度の予算の審議の時やればいいわけですからいいんですけども、平成25年度と平成26年度対前年比と比べて、当然普通の場合で言えば人口は減っているし世帯数は減っている。当然水の使用量も減ってくるのではないかなと、こういう思いでいるわけで、どのくらい減っていきや減っていないでいいんですけども、おそらく減っているのではないかなと思って、どのくらい減っているんですかとお聞きしたわけです。

○議長（芦崎達美君） 答弁求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 消費税の絡みもあります。5%から8%に変わった関係で、収入額が多くなっているのも一因だと思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 私、手数料収入だとかどうのじゃなくて、使用量がどのくらい減っているのか教えてくださいと言ったんです。当然3%上がったんですから、使用量よりも消費税分が上がった分であれば増えるわけですから。そうじゃなくて、使用立方数がどのくらい減っているのかを伺っているわけです。

○議長（芦崎達美君） 今、柴田正高君、平成25年度と比較してのその差を。

（「ちょっと休憩してください」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 休憩します。

午後 2時53分 休 憩

午後 2時55分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは改めて答弁願います。田村建設課長。

○建設課長(田村 博君) 使用量の不足という平成25年、平成26年の対比についてはちょっと手元にございませんで、それは後ほどどのほど減っているか回答したいと思います。

それと8,000万円の繰り入れですが、これは水道会計の方から起業債の元利償還金、それから過疎債の償還金を支払して、一般会計の交付税参入に起業債で2分の1、過疎債の10分の2が入ってきますので、一般会計からその分を繰入れるというものです。

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第17号、八峰町公共下水道事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長(田村 博君) 議案第17号、八峰町公共下水道事業特別会計への繰入についてをご説明します。

八峰町特定環境保全公共下水道事業推進のため、平成27年度八峰町一般会計から2億8,000万円以内を繰入れるものです。

平成27年3月5日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案の理由でございます。

地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。宜しくお願ひします。

○議長(芦崎達美君) これより議案第17号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案17号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第18号、八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長(田村 博君) 議案第18号、八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入についてをご説明します。

八峰町農業集落排水事業推進のため、平成27年度八峰町一般会計から8,000万円以内を繰入れるためでございます。

平成27年3月5日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案の理由でございます。

地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。宜しく申し上げます。

○議長(芦崎達美君) これより議案第18号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

○議長(芦崎達美君) これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論はないようですので、討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案18号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第19号、八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長(田村 博君) 議案第19号、八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入についてをご説明します。

八峰町漁業集落排水事業推進のため、平成27年度八峰町一般会計から7,000万円以内を繰入れるものでございます。

平成27年3月5日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございます。

地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。宜しくお願ひします。

○議長(芦崎達美君) これより議案第19号について質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案19号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第20号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長(田村 博君) 議案第20号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入に

ついてをご説明します。

八峰町八峰町合併処理浄化槽事業推進のため、平成27年度八峰町一般会計から500万円以内を繰入れるものでございます。

平成27年3月5日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございます。

地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。宜しく申し上げます。

○議長（芦崎達美君） これより議案第20号について質疑を行います。質疑ありませんか。

9番菊地 薫君。

○9番（菊地 薫君） 一連のこの下水道事業が、もちろんこれがなければ予算組めないわけですし、繰入れに対しての反対はないわけでありますが、特別委員会等で伺えばいいんでしょうけども、この際ですのでちょっと考え方を聞いておきたいと思います。

この下水道事業が広く普及する、旧町村によっても導入する際にやはり一般会計に非常に大きな額としてやはり影響与えるというのは、もう将来に見えてもそれぞれ予想はしておったわけですが、人口減少もあれば当然使用量も減っていくわけでありまして、財政的な観点から、今後の方向性、この下水道というこの持出しが大きなやはり負担というのはこれ間違いないわけで、考え方を少し担当課としてどういうのを持ち合わせているのか、ちょっと伺えないでしょうか。いかがでしょう。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） お答えいたします。

特別会計の下水道事業等々、当初から町の財政に負担になっていくというのはそのとおりでございまして、議員おっしゃるとおり人口が減少していけばまたそのとおりで悪くなっていくと。今回の場合は、全てルール分の繰出しでございます。このままルール分だけで収まってくればいいわけでございますが、ルール分以上に繰出すという場合が出てくれば大変なことになりますので、その際は基本的には料金を上げるということになろうかと思っております。いずれ、こういったものも全て見込みながら長期展望というものを立てておりますので、チェックしてまいりたいと思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第21号、平成26年度八峰町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） それでは私の方から、議案第21号、平成26年度八峰町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億9,553万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を65億7,063万3,000円とするものでございます。

それから、第2条では、繰越明許の追加ですけれども、これは第2表によります。

それから、第3条では、債務負担行為の補正ですけれども、これは第3表によります。

それから、第4条、調査員の変更及び配置ですけれども、これは第4表の地方債補正によります。

そういうことで、最初に繰越明許予算ということで4ページをご覧ください。

先の全員協議会でもご説明しましたけれども、平成27年度の地域生活支援の交付金事業が平成26年度に前倒しされて予算措置するということで、その関連が総務費の、款項目でいきますと、総務費企画振興交付事業ということで2,619万1,000円。

それから農林水産業費では、農林振興費交付金事業ということで615万4,000円。

それから、林業費の林業振興費交付金事業で20万円、その次の草刈機装置購入事業というのが、これが交付金事業関係なくて、来年度林道の草刈りを機械でやりたいということで今現在あります除雪のロータリー車に装着してやるその装置を買うというものの550万円であります。

それから水産業振興費交付金事業ですけれども、これも今の地方創生関連で165万7,000

円。

それから、商工振興費交付金事業2,811万5,000円も地方創生関連です。

それから仲村橋の橋梁補修事業として、これは地方創生関係ありませんけれども4,067万4,000円。それから、河川費の茶の沢護岸補修工事265万円、これ本当は今年度施工予定でしたけれども、当初機械施工を予定してましたが、機械がなかなか入れないということで人力施工にしたということで、これから発注して繰越明許するものであります。

それから図書購入事業ですけれども、教育費ですがこれの51万円、合わせて1億1,165万1,000円を繰越明許するものであります。

それから、その次の第3表の債務負担行為でありますけれども、これも先ほど空き家の活用条例が通していただきましたけれども、それのお試し暮らし用住宅借上げということで10年間で300万円。

それから、一般廃棄物の収集運搬業務委託が今回ちょうど期限が切れるということで、また3年間の契約ということで6,000万円。

それから、八森小学校のスクールバスの運行業務委託が平成27年度分で2,787万6,000円、合わせて9,087万6,000円であります。

それから債務負担の変更ですけれども、これは事業費の申込みの確定によります中小企業の融資斡旋資金利子補給金ということで、限度額を588万6,000円と592万9,000円減額するものであります。

それから地方債務補正、この後歳入の21款の町債の方に詳細出てきますけれども、地方債の変更ということは臨時財政対策債ということで限度額を1,800万円増やして、2億1,800万円とするものであります。

それから八森地区統合小学校、これ事業完了に伴うものでありまして、合併特例債ですけれども、1,760万円減額して8,890万円にするものであります。

それから県営漁港事業負担金、これも合併特例債ですけれども、170万円を減額して4,960万円にするものであります。

それから避難路新設事業ということで、これは緊急防災減災債ですけれども80万円減額して180万円とするものです。これは浜田地区の避難路の新設の設計用地買収関係であります。

それから過疎債対策費の通常分ですけれども、これは90万円減額して3,450万円ということで、これは事業完了で白神森林組合の高性能林業機械の導入、それから小型動力が

ンプ車の導入の事業完了によるものであります。それから、過疎債のソフト事業分250万円減額して9,250万円ですけれども、これにつきましては、橋梁点検、橋梁関係が主ですけれどもその内訳であります。

それから、その次の2の地方債の廃止ですけれども、災害対策施設整備事業ということで、これは緊急防災減災費ですけれども、これはここに書いてありますとおり、国庫補助金が増額交付になったために借入れをしないということであります。これは役場等の太陽光発電の設備等にかかった事業であります。

そういうことで歳入の方から行きますけれども、今回ほとんど事業完了、それから完了見込みによるものについてのあれは全協資料等にも詳しく書いてありますので、詳細な説明は省略いたしますので、後ほど質疑応答の中でもし聞きたいことあれば質問していただければと思います。

そういうことで、11ページの歳入ですが、地方交付税1目の地方交付税ですが、2億6,316万3,000円の補正であります。これは普通交付税であります。それから、13款2項衛生手数料ですけれども、これは確定によって14万6,000円の減額、住民検診手数料であります。それから、14款1項1目の民生費国庫負担金780万7,000円の減額ですが、これも社会福祉費負担金157万8,000円、児童福祉費負担金622万9,000円の減額で、内訳についてはここに書いてあるとおりであります。

それから、14款2項1項民生費国庫補助金87万7,000円の減額、これは社会福祉費補助金ですけれども、これは内訳はここに書いてあるとおりでございます。

それから、その次の13ページ、14款2項2目の衛生費国庫補助金62万6,000円の減額ですけれども、これも事業完了による、ここに書いてある保健衛生補助金の減額であります。

それから、土木費国庫補助金2,450万5,000円の減額ですけれども、これは先ほど言いましたように道路橋梁費補助金ということで、社会資本整備総合交付金の減額であります。

それから総務費国庫補助金、これは5,756万4,000円ということで、これが今の地方創生関係で出てきました新たな前倒しをした予算の補助金であります。1つは地域住民生活等緊急支援事業補助金という消費喚起型ということで、これはプレミアム商品券発行に関わるもので2,239万6,000円、それから地域住民生活等緊急支援事業補助金、これ先行型ということで3,462万8,000円ですが、これにつきましては、地方版の総合の戦略の

策定、それから雇用創出のための産業振興、人材育成、それから特産品の販路拡大、それから、移住定住対策、結婚支援等があります。後ほどこの分については歳出の方にも出てまいります。

それから、15款1項1目民生費県負担金115万1,000円の補正であります。これも事業確定に伴うもので社会福祉費負担金であります。それから、2節の児童福祉費負担金236万8,000円の減額であります。

それから、15款2項1目総務費県補助金1,300万9,000円の減額ですけれども、これも公共施設再生可能エネルギー等導入費補助金の減額ということで、役場とか学校等への太陽光の施設等の導入の事業完了に伴うものであります。

それから、民生費県補助金745万7,000円の減額ですが、これも事業確定による医療給付費の減額でございます。

それから、その次のページの児童福祉費、放課後児童クラブ育成事業の79万7,000円も事業確定見込みによるものであります。

それから、衛生費県補助金62万1,000円、これもここに書いてあります保健衛生費補助金ということで、各検診の事業完了に伴うものであります。

それから、農林水産業費県補助金84万3,000円、農業費補助金ということで306万9,000円の補正であります。これも事業確定見込みによる補正であります。

それから、林業費補助金391万2,000円、これもここの説明に書いてあるとおり森林整備地域活動支援交付金をはじめ、2つの事業完了に伴うものであります。

それから商工費県補助金22万円ですけれども、これは地方消費者行政活性化交付金でこれも事業完了見込みに伴う減額であります。

それから、教育費県補助金64万6,000円の減額ですけれども、これもここに書いてありますとおり、要保護児童生徒援助費補助金をはじめ、事業確定に伴うものでございます。

それから、15款3項総務費委託金20万5,000円の減額ですが、これも経済センサス交付金の事業完了に伴うものであります。

それから、財産貸付収入35万6,000円の、これは増額補正ですけれども、これも確定見込みに伴うものであります。

それから、利子および配当金4,000円の補正ですけれども、これは奨学金資金積立金ということで、秋田放送株式会社からの配当金であります。

それから16款2項1目不動産売払収入123万6,000円の減額ですが、これは土地売払収

入として26万4,000円、それからその他の不動産売払収入ということで分収林が販売が予定してあったものが辞退によって150万円減額するというものであります。

それから、17款の教育費寄附金50万円ですけれども、これは、金谷信榮さんからの寄附金であります。それから基金費寄附金150万円、これも150万円のうち50万円分の奨学会基金寄附金は金谷さんの分で、もう一つはふるさと八峰応援寄附金100万円であります。

それから、18款1項2目の公共下水道事業特別会計繰入金1,623万8,000ですけれども、これは地方財政法の第7条によって、繰越額の2分の1相当を繰入れるということで、繰入れるものであります。

それから、農業集落排水特別会計繰入金、それから漁業集落排水特別繰入金、それから、合併処理浄化槽特別繰入金につきましても、先ほど言いました地方財政法の第7条によって繰越金の2分の1程度を補正して繰入れるというものであります。

それから、18款2項1目の財政調査基金1億円の減額ですけれども、当初財源不足で2億円を繰入れる予定でありましたけれども、ほかの財源調整で1億円の減額で収まるということであります。

それから繰越金、19款1項の繰越金ですが、1,137万5,000円の補正であります。これは、前年度繰越金で、この後留保額として1億6,539万1,000円が残る形になります。

それから、雑入につきましては622万2,000円補正であります。これも全て事業完了見込みによる補正でございます。

それから、先ほど21款の1項、先ほど町債の変更等ありましたけれども、その内訳がここに書いてあるとおり臨時財政対策債が2,800万円、それから生活基盤整備事業ということで120万円、それから再生可能エネルギー導入事業ということで500万円の減額、それから子ども園整備事業債ということで1,760万円、それから林道整備事業債ということで30万円、それから県営漁港事業負担金ということでこれが170万円の減額、それから橋梁整備事業債ということで、これも130万円の減額、それから消防設備事業債という60万円の減額、もう一つは災害対策施設整備事業債ということで80万円の減額で、これは全て事業確定によるものでございます。

歳出の方は、議会費の2万円ですけれども、これは食糧費を2万円補正するというものであります。

それから、2款1項5目の財産管理費で118万7,000円の減額ですが、これは事業完了見込みを見込んでの減額補正であります。

それから企画費につきましては、906万7,000円の補正でありますけれども、この中で後ろの方に平成26年公共事業と書いてあるのが、先ほど言いました今回の地方創生関連の予算でございます。

あとそれ以外については、やった事業の事業確定に伴う減額補正等であります。

それから、その次のページの28ページのところで、八峰町のバス乗車券類購入支援事業ということにつきましては、これはまだ延びる予定があるということで、最終的にはもう45万3,000円ぐらい出さなくちゃいけないということで補正するものであります。

あとそれから、電子計算費248万6,000円の減額ですけれども、これも事業確定及び完了見込みによるものであります。一番下の秋田県町村電算システム協同組合の負担金ということで、これは介護報酬改定に伴うもの、それからマイナンバーの税の対応に伴うもので144万7,000円の補正であります。

それから、税務2款2項1目の税務総務費8万円、それから賦課徴収費36万円については事業完了見込みに伴う補正でございます。負担金についても納税組合の補助金についても16万円と同じでございます。

それから、2款5項指定登記費20万5,000円の減額ですけれども、これも事業確定に伴うものであります。

それから、3款1項1目社会福祉総務費159万3,000円ですけれども、これも全て事業完了見込みに伴う減額補正であります。

障害福祉費458万円の減額ですけれども、これも全て事業完了見込みに伴う減額補正であります。それから、4目の医療給付費652万7,000円、これも事業完了見込みに伴うものであります。

それから国民健康保険費、これは1,995万5,000円のこれは補正ですが、これは特介への繰出金であります。

それから介護保険費で、備品購入費で169万2,000円ありますけれども、ここに書いてありますとおり要介護認定及びOMR機器等の購入ということで、マークシート読取機の購入でございます。

それから、後期高齢者医療費65万8,000円ですが、これは繰出金ということで、保険基盤安定繰出金、負担金が確定したことによるものであります。

それから、3款2項1目児童福祉総務費919万5,000円の減額でありますけれども、これも事業確定に伴う補正でございます。ただ、報酬費の8目の318万円、これは先ほど言

いましたとおり、いつもですと4月に支給していた育児助成金を保護者の負担軽減にするために3月中に払うということで、今回補正するものであります。

それから、子ども園費ですけれども3,099万4,000円の減額ですけれども、これも事業確定に伴うものであります。

それから、4款1項1目保健衛生費144万7,000円の減額ですけれども、これも事業確定に伴う減額補正であります。

それから、予防費460万円の減額、これも事業確定に伴うものであります。

それから、町営診療所費577万6,000円、これも事業完了に伴う補正でございます。

あと農業委員会費、次のページ6款1項1目農業委員会費の66万円も事業確定に伴う補正であります。

それから、農業総務費30万円、これは昨今の農業情勢が米価を取り巻く状況等、農政を取り巻く状況変わっていることで、業務が煩雑になっているということで時間外勤務手当30万円補正するというものであります。

あとそれから農業振興費の、先ほど言いましたようにH26交付金事業というのは、これはここに書いてあるほとんど生薬栽培関係の補正でございます。各節ごとにそうなっております。

それで、負担金のところで青年就農給付金事業補助金、これは実績見込みで、最終的に556万3,000円足りないということで補正するものであります。

あと下から、人材育成事業補助金ということで、これも交付金事業ですけれども、1人頭5万円の20人分ということで100万円であります。

あと農地費19万3,000円、これも事業確定見込みに伴うものであります。

それから、鳥獣被害対策事業費120万円、これも確定に伴うものです。

それから、農業施設費15万円、これも事業確定に伴うものです。

林業総務費5万円の補正ですけれども、これも事業確定に伴うものです。

それから、林業振興費250万3,000円の減額ですが、これも事業確定に伴うものですが、補助金のところの人材育成事業補助金というのは先ほどの農業振興のところと同じで、これ4人分であります。

それから、林道整備費25万5,000円の減額ですけれども、これも事業確定に伴うものであります。

それから、18節の備品購入費、先ほど繰越のところがありましたけれども、繰越明許

のところがありましたけれども、除雪車の取付け草刈り装置ということで、林道草刈り用ということで550万円であります。

あと、マツ林健全化整備事業費も事業確定に伴うものであります。

それから、水産業振興費131万8,000円の補正ですけれども、これも交付金事業に伴うもので、あと19節はこれは事業確定に伴うものであります。

それから、7款1項2目商業振興費、これが3,032万8,000円の補正ですけれども、これも交付金事業並びに、一番大きいのはプレミアム付商品券、19節の商品券発行事業補助金ということで、これが2,293万6,000円これが一番大きい補正であります。

それから、観光費92万円の減額ですが、これも実績見込みに伴うものでございます。

それから、その次の温泉管理費、これ全協でも説明しましたけれども145万8,000円の減額なっていますけれども、これダミー管挿入しようとしたら業者がみんな辞退したということで取り止めになった分でございます。

それから、消費者行政推進費22万円の減額ですが、これは歳入と同額を減額するということです。

それから、ジオパーク推進費210万3,000円の減額ですが、これも事業完了見込みに伴う補助金の減額でございます。

それから、8款2項2目道路新設改良費34万2,000円、これも事業確定に伴う減額補正です。

それから、橋梁維持費1,825万円の減額ですけれども、これにつきましても全て事業確定に伴うもので、一番下の補償補填及び賠償金のところのこれにつきましては、仲村橋の添架管工事に伴う上下水道管の布設替えに伴うものでございます。

それから、9款1項の消防費34万6,000円の補正をはじめ、消防施設費、災害対策費、これも事業完了に伴う補正でございます。

教育委員会の方は、後ほど教育長の方から説明します。

57ページの11款1項1目農地農業用施設災害復旧費で、これも事業確定による町単事業の事業確定ということで66万円の減額であります。

それから、その次のページの13款3項の基金費ですが、財政調整基金2億4,000万円の補正ですが、これも地方財政法の7条によって繰越金の2分の1相当を積まなきゃならないということで、2億4,000万円を積むものであります。これによって、財政調整基金が23億9,633万1,000円ちょっとであります。

それからあと、奨学会基金50万4,000円ですけれども、これは利子収入分ということで、先ほど言いました秋田放送の配当分が4,000円、それから、金谷信榮さんからの寄付金分が50万円、それから、ふるさと八峰応援基金100万円の追加であります。最終的に400万円くらいくるんじゃないかということで、積めるんじゃないかということで、基金に積むというものであります。

以上であります。宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） 続いて、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） ご苦労様です。じゃあ私の方から。

47ページ・48ページの教育費のところから説明をいたします。

やはり事業の清算及び見込みに伴う減額補正がほとんどでありまして、その辺は細かいところの説明は省かせていただきます。

それでは、10款教育費1項総務費1目の教育委員会費の10万4,000円につきましては、費用弁償として10万4,000円、確定に伴うものでございます。

事務局費の51万9,000円につきましては、3節の職員手当等の13万4,000円につきましては、時間外手当として学校統合及び教育委員会制度の改正に伴う授業料の増に伴いまして計上させていただいたものでございます。あとについては、事業確定見込みに伴うものでございます。

教育助成費の340万2,000円につきましても、事業確定、更にはに伴うものの減額でございます。

次のページの小学校費でございます。

水沢小学校費の69万円につきましても事業確定に伴うもの、塙川小学校についても80万3,000円は同じでございます。

次のページの八森小学校費の148万2,000円の、11節の需用費について55万円修繕料として計上させていただいたものにつきましては、プール管理棟のシャッターの交換と芝刈り機の修理ということで計上させていただいたものでありまして、あとにつきましては事業完了また見込みによるものでございます。

次の峰浜中学校費、次のページまで続いていますけれども、事業完了に伴うものでございます。

八森中学校費の115万4,000円の、11節の需用費につきましては、15万円を修繕料として計上させていただきました。体育館の誘導灯と煙感知器の交換ということで計上させ

ていただいたものでございます。

次の社会教育費の10万円、それから公民館費の9万円、次のページの役務費、使用料及び賃借料については、事業完了に伴うものでございます。

18節の備品購入費の51万円につきましては、図書寄附分として計上させていたものでございます。

文化活動費につきましては、事業完了に伴うものでございます。

文化交流施設管理費の26万5,000円の補正につきましては、12節に役務費として手数料を上げさせていただきました。現在、アナログ回線でありますけれども、これをフレッツ光にするための工事料等でございます。

次の、秋田県自然体験活動センター管理費の253万9,000円につきましては、やはり事業完了に伴う、また見込みのものでございますが、11節需用費の16万1,000円につきましては、消耗品等で必要ということで計上させていただいたものでございます。

次のページの保健体育費につきましても、保健体育総務費につきましては事業完了に伴うもの、また学校共同給食料理場運営費につきましては、18節の備品購入費として6万5,000円、これは洗濯機の交換に伴う購入費として計上させていただいたものでございます。

以上でございます。宜しく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） 休憩いたします。3時40分より開会します。

午後 3時35分 休 憩

.....
午後 3時40分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第21号について質疑を行います。質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 26ページの委託料の空き家調査の業務委託についてお尋ねいたします。

この空き家の調査は調査したから終わりというんじゃなくて、特に判定度の高い点数が80点以上の住宅については、何年かごと、おそらく3年ごととか4年ごととかという具合に継続して、やっぱり調査する必要がある。80点以上の住宅3年も放置しておく、100点超える場合往々にしてあるんですね。私も経営判定度の資格持っております。それで、100超えればもう危険住宅ということで、本来であれば解体対象になるんですね。人

の住まない家が3年以上も、危険度80以上の住宅3年も放置されると、もう本当におそらく100点超える状態になってくるんじゃないかと思うわれます。それで順序に調査してきて、今年度は八森地域になるんだらうけど、全町調査して、そうしたその上で危険度の80を超える住宅については、やっぱり定期的に調査する必要があると思うわけですから、いかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） お答えいたします。

平成25年度・平成26年度・平成27年度の3か年で空き家を調査をしておりますそのデータも、そのシステムに入れるということでございます。議員がおっしゃるとおり、ここで終わりというわけではございませんので、継続的に調査してまいります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 32ページの児童手当の減額なんですけど、これどうして減額なるのかなと。人数は確定しているのではないのかなと思うんですけど、この辺の事情を教えてください。

○議長（芦崎達美君） 山本議員、もう一度お願いします。

○10番（山本優人君） 32ページ、児童手当。児童手当の減額部分、なぜこうなるのかと。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。32ページ。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 山本氏のご質問にお答えいたします。

確定に伴う減額ということで455万円ということになっておりますが、当初見ている方々の移動もございます。その関係でこういうふうな形になっておりますけれども、なかなか当初の中で、生まれる子どもたちについては何月に生まれるか、まだそこ辺りは見込みということになっておりますので、どうしてもやっぱりこういう現象が生じることになります。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第22号、平成26年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 議案第22号、平成26年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）をご説明いたします。

第1条、歳入歳出の予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に804万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億6,396万円とするものでございます。

平成27年3月5日提出

八峰町長 加藤和夫

内容については6ページです。6ページをお開きください。

最初に、歳入についてでございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税1節医療給付費分現年課税分979万4,000円の減額でございます。

2節後期高齢者支援金分現年課税分749万3,000円の減額です。

3節介護納付金分現年度課税分271万2,000円の減額です。これは、歳入見込みの減額によって減額するものでございます。

3款2項1目財政調整交付金2節特別調整交付金21万3,000円の追加であります。これは、原発事故による避難指示等の世帯に係わる国民健康保険税の減免及び給付費一部負担金免除に対する国庫交付金でございます。これは20%補助でございます。

同じく、2目災害臨時特例補助金1節災臨時特例補助金24万4,000円の追加であります。これも原発関係の事故で、これが80%補助でございます。

それから、4款1項1目療養給付費交付金2節過年度分68万2,000円の追加でございます。これは、事業確定によるものでございます。

それから、9款1項1目一般会計繰入金1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分508万

6,000円の追加でございます。

それから、2節基盤安定繰入金保険者支援分114万6,000円の追加でございます。

それから、5節財政安定化支援事業繰入金372万3,000円の追加でございます。これは、全て事業確定による追加でございます。

8節国民健康保険税激変緩和繰入金1,000万円。これは、法定外繰入金の分でございます。

10款1項2目その他繰越金1節その他繰越金694万6,000円の追加でございます。これは前年度繰越金でございます。

それから、次に歳出についてでございます。

2款2項3目一般被保険者高額介護合算療養費19節負担金補助及び交付金10万5,000円の追加でございます。これは給付費の不足による追加でございます。

それから、3款1項1目後期高齢者支援金19節負担金補助及び交付金277万2,000円の追加です。これは拠出額の確定による追加でございます。

それから、4款1項1目前期高齢者納付金19節負担金補助及び交付金6,000円の追加でございます。これも拠出額の確定により不足分を追加するものでございます。

10款1項3目償還金23節償還金利子及び割引料515万8,000円の追加でございます。これは平成25年度事業の確定に伴い、超過交付となった額を返還するものでございます。

以上でございます。宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第22号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第23号、平成26年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

を議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

- 町民生活課長（金平公明君） それでは、議案第23号、平成26年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に65万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,485万円とするものでございます。

平成27年3月5日提出

八峰町長 加藤和夫

内容については6ページをお開きください。

最初に歳入についてでございます。

3款1項2目保険基盤安定繰入金1節保険基盤安定繰入金65万8,000円の追加でございます。これは事業確定による追加でございます。

次に、歳出についてでございます。同額でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金19節負担金補助及び交付金65万8,000円の追加でございます。これは保険料確定に伴う追加でございます。

以上でございます。宜しくお願いします。

- 議長（芦崎達美君） これより議案第23号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第24号、平成26年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木管財課長。

○管財課長（佐々木充君） 議案第24号、平成26年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条の歳入歳出の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ311万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ905万3,000円とするものです。

内容については、6ページをお願いします。

1款財産収入1項財産運用収入です。土地貸付等と収入として20万1,000円です。説明にありますように、電柱敷地の貸付収入、それから土地の貸付収入が多くなりましたのでそれぞれ補正しております。

それから、1款2項1目の物件売払収入の立木売払収入290万円ですけれども、これについては当初より実施箇所が多くなったことによる立木の分収金の増、それから、部分林造林契約に基づく分収金の収入がありましたので、その補正計上したものです。

それから3款諸収入1項雑入、この雑入ですけれども、これは白神森林組合からの分収造林推進交付金これが確定しましたので、補正したものです。総額では34万8,176円が交付となります。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款財産区管理会費1項総務管理会費の2目財産管理費です。19節負担金補助及び交付金、これにつきましてはそれぞれ先ほど歳入とありましたけれども、それに伴って関係自治会等に交付するお金を清算したものです。

それで、2款予備費1項予備費ということで、予備費では歳入歳出の調整のための補正です。

以上、宜しくをお願いします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第24号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第25号、平成26年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長(田村 博君) 議案第25号、平成26年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)をご説明いたします。

第1条、歳入歳出の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から6,296万円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億3,778万2,000円とするものです。

以上、繰越明許費の補正でございます。

繰越明許費の補正は、第2表繰越明許費補正によるものです。

平成27年3月5日提出

八峰町長 加藤 和夫

内容につきましては、3ページをご覧ください。

繰越明許費の補正でございます。

2款事業費1項施設改良費事業名仲村橋水道添架管布設替工事、金額1,511万8,000円でございます。

8ページをご覧ください。

歳入でございます。

4款2項1目基金繰入の1節の基金繰入288万6,000円の補正でございます。

5款1項1目繰越金、前年度繰越金1,324万7,000円の繰越しでございます。

6款1項1目の受託事業費ですが、1,312万1,000円の減額です。これにつきましては、仲村橋の橋梁添架補修工事に伴う水道管添架管架替工事の見込みによる減額になっております。

それから、6款2項1目の雑入です。1,092万8,000円の補正です。これにつきましては、消費税額決定による補正になっております。

それから、7款1項1目の町債です。平成26年度の八森地区簡易水道事業費が決定になりましたので、簡易水道事業債が3,840万円の減、過疎対策事業債が3,850万円の減になっております。

それから、歳出になります。

1款1項1目の一般管理費でございます。11節と13節につきましては、事業見込みによる減額です。

それから25節の積立金ですが、これ地方財政法の7条の関係で、平成25年度繰越金の2分の1を基金積立にするものです。1,393万円です。

それから、1款2項八森地区施設管理費の16の原材料費30万円の減額ですが、これも実績見込みによる減額です。

2款1項1目の八森地区施設改良費の7,089万4,000円の減額ですが、13節委託料507万1,000円です。実施設計はこれも事業完了です。それから樁台の跨線橋の添架ですが、これもJR委託の事業完了に伴うこれは増額補正です。

それから、15節の工事請負費ですが、これは工事完了見込みによる減額補正になっております。

それから、2目の峰浜地区施設改良費工事請負費ですが、これも事業完了見込みによる減額補正になっております。

以上、宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第25号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第26号、平成26年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第26号、平成26年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）をご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に1,478万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4,732万6,000円とするものでございます。

平成27年3月5日提出

八峰町長 加藤 和夫

内容につきましては、6ページをご覧ください。

歳入でございます。

4款1項1目の繰越金前年度繰越金1,478万9,000円の補正でございます。

8ページをご覧ください。

歳出です。

1款1項1目一般管理費1,422万6,000円の補正です。

27節公課費ですが、これは消費税額決定による納付金の減額で201万2,000円の減額です。

それから、28節繰出金1,623万8,000円ですが、これは一般会計の繰出しになっております。これも地方財政法7条の関係で、一般会計の方に平成25年度の半分を繰出すものです。

それから、1款2項1目の八森地区施設管理費需用費が18万3,000円の補正ですが、11節の需用費の光熱費ですが、これは電気料値上げによる補正で45万3,000円。

それから、13節の委託費につきましては、委託料の決定により27万円の減額です。

沢目地区施設管理費38万円の補正です。11節の需用費31万4,000円、これも電気料値上げによる補正になっております。

それから委託料、沢目、これも21万6,000円ですが、これも委託費の決定による減額です。

それから使用料及び賃借料ですが、産業廃棄物処理使用料27万円の補正です。

27節公課費産業廃棄物税、これも1万2,000円の補正になっております。

以上宜しくおねがいします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第26号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第26号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること
にご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可
決されました。
日程第30、議案第27号、平成26年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5
号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第27号、平成26年度八峰町農業集落排水事業特別会計補
正予算（第5号）をご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に104万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,816万1,000円
とするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正でございます。

繰越明許費の補正は、第2表繰越明許費補正によります。

平成27年3月5日提出

八峰町長 加藤 和夫

内容は、3ページをご覧ください。

第2表の繰越明許費補正でございます。

1款事業費2項施設改良費、事業名仲村橋下水道添架管布設替工事、金額247万7,000
円でございます。

7ページをご覧ください。

歳入でございます。

2款1項1目農業集落排水施設使用料の現年度分の使用料を35万円の減額です。これ

は使用料見込みによる減額になっております。

それから、4款1項1目繰越金前年度繰越金215万4,000円の補正です。

それから、5款2項1目受託事業収入76万3,000円の減額です。これも仲村橋の橋梁補修に伴う下水道管の工事費見込みによる減額になっております。

9ページご覧ください。

歳出です。

1款1項1目一般管理費の28節繰出金184万円ですが、これも地方財政法第7条関係で平成25年度の繰越金の半分を一般会計に繰出すものです。

それから、1款2項1目石川地区施設管理費の15万5,000円ですが、これは、需用費の光熱水費電気料値上げによる補正です。

2目の岩子・大久保岱地区施設管理費についても11節4万3,000円、同じく電気料値上げによるものです。

それから、3目の埜地区施設管理費です。11節につきましては、これも電気料値上げによる光熱水費の補正です。

15節工事請負費は、仲村橋の下水道管の工事費見込みによる減額になっております。

以上、宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第27号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第27号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第28号、平成26年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第28号、平成26年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）をご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に192万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,514万6,000円とするものです。

平成27年3月5日提出

八峰町長 加藤 和夫

内容につきましては、6ページをご覧ください。

歳入でございます。

4款1項1目繰越金前年度繰越金192万8,000円の補正です。

8ページをご覧ください。

歳出です。

1款1項1目一般管理費の28節繰越金一般会計の繰越247万6,000円、これも地方財政法7条関係の予算です。

それから、1款2項1目岩館地区施設管理費の11節需用費ですが、18万3,000円、これについても電気料値上げによるものです。

それから13節委託料。これは、施設管理費の委託費決定による減額になっております。

以上、宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第28号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第29号、平成26年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第29号、平成26年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）をご説明します。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に136万円を追加し、歳入歳出予算の総額を455万1,000円とするものでございます。

平成27年3月5日提出

八峰町長 加藤和夫

内容につきましては、6ページをご覧ください。

歳入でございます。

2款1項1目合併処理浄化槽事業費国庫補助金の1節です。23万1,000円の減額になっております。これは事業費確定によるものです。

それから、3款1項1目合併処理浄化槽事業費県補助金も14万7,000円の減額です。これも事業費決定による減額です。

5款1項1目繰越金前年度繰越金173万8,000円です。

それから8ページをご覧ください。

歳出です。

1款1項1目一般管理費28節繰出金180万1,000円。これは一般会計への繰越しです。これも地方財政法7条関係です。

それから、1款3項1目合併処理浄化槽事業費44万1,000円の減額です。これは、19節の負担金補助及び交付金で、事業確定による減額でございます。

以上でございます。宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第29号について質疑を行います。質疑ありませんか。

6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 今回の減額は、おそらく当初見込んだほど浄化槽が設置されなかったためだろうと、そのための減額だろうと思われるんですが、どのくらい設置されると見込んで、実際に設置されたのは何個なのかお知らせください。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 当初予算の方では、7人槽2基の予定で予算取ってありましたが、7人槽1基の実施の状況でございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第30号、平成26年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） お疲れ様です。議案第30号をご説明いたします。

平成26年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）であります。

平成26年度の八峰町の町営診療所特別会計予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算にそれぞれ472万9,000円を減額いたしまして、総額をそれぞれ7,020万5,000円とするものであります。

平成27年3月5日提出

八峰町長 加藤和夫

詳細につきましては6ページをお開きください。

はじめに、歳入であります。

診療報酬外来収入であります。

1目の医科診療所報酬収入であります。三角の60万円減額の見込みであります。

次に、2目の歯科診療報酬収入であります。123万円追加の見込みであります。

次に、診療収入その他の診療収入であります。医科諸検査等収入であります。35万4,000円、予防接種の収入29万9,000円ほかであります。

次に、歯科諸検査等収入であります。11万2,000円の減であります。

2款使用料及び手数料であります。見込みによります医科文書料です。15万8,000円の減、介護保険主治医意見書等の作成手数料の減となっています。

次に、3款繰入金であります。一般会計からの繰入金577万6,000円を減額ということでございます。

次のページをお開きください。

諸収入であります。

雑入ということで33万3,000円です。補綴物売払収入21万8,000円ほかでございます。

次のページをお開きください。

歳出となります。

1款の総務費の施設管理費医科一般管理費であります。145万3,000円の減、報酬から14節の使用料及び賃借料であります。見込みによる減額となっております。

次に、歯科一般管理費であります。99万4,000円の減額ということで、これも賃金以下見込みによる減額ということでございます。

次のページをお開きください。

2款の医業費であります。

1目の医科医業費189万9,000円の減額であります。需用費及び役務費、これらも事業見込みによります減額となっております。

2目歯科医業費であります。38万3,000円の減ということで、医薬材料費とこれも見込みによる減額というふうになっております。

以上であります。宜しくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第30号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 歯科診療報酬の歳入の方、ちょっとお伺いしたいと思います。

大変健闘されておるようでございまして123万円の収入増ということでございますが、当初計画した患者さんの人数と、今現在おおかたどの程度の患者さんが増加になって、このような結果になったのか、分かる範囲内でお知らせいただければと思います。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 当初歯科診療所を開設する時には、1日当たり12人というのを目指して、いろいろな準備をなされたようでございます。現在ですが、大体1日

当たり14.7人ということで、昨年同期と比べてほぼ同じということでございます。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） これより議案第30号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、明日午前10時より開会し、残りの議案、審議などを行います。

これにて散会します。ご苦勞様でした。

午後 4時23分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦崎達美

同署名議員 4番 須藤正人

同署名議員 5番 腰山良悦

同署名議員 6番 柴田正高

平成27年3月6日（金曜日）

議事日程第2号

平成27年3月6日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 発議第1号 八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 発議第2号 予算特別委員会の設置について
- 第4 予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第5 議案第31号 平成27年度八峰町一般会計予算
- 第6 議案第32号 平成27年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第7 議案第33号 平成27年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第8 議案第34号 平成27年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第9 議案第35号 平成27年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第10 議案第36号 平成27年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算
- 第11 議案第37号 平成27年度八峰町公共下水道事業特別会計予算
- 第12 議案第38号 平成27年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算
- 第13 議案第39号 平成27年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算
- 第14 議案第40号 平成27年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算
- 第15 議案第41号 平成27年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第16 陳情第1号 「集団的自衛権行使を容認した閣議決定に反対し、撤回を求める意見書」の採択等を求める陳情書
- 第17 陳情第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情
- 第18 発議第3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について
- 第19 陳情第3号 介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と介護労働者の処遇改善をめざす陳情
- 第20 発議第4号 介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と介護労働者の処遇改善をめざす意見書の提出について

第21 陳情第 4号 集团的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情書

第22 陳情第 5号 沖縄県名護市辺野古新基地建設工事の中止を求める陳情書

出席議員（12人）

1番 鈴木 一彦	2番 笠原 吉範	3番 水木 壽保
4番 須藤 正人	5番 腰山 良悦	6番 柴田 正高
7番 皆川 鉄也	8番 嶋津 宣美	9番 菊地 薫
10番 山本 優人	11番 門脇 直樹	12番 芦崎 達美

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長	加藤 和夫	副町長	伊藤 進
教育長	千葉 良一	総務課長	田村 正
会計課長	川尻 悦子	企画財政課長	須藤 徳雄
町民生活課長	金平 公明	福祉保健課長	大高 伸一
管財課長	佐々木 充	税務課長	田村 功
教育次長	小林 孝一	生涯学習課長	金田 千秋
産業振興課長	工藤 金悦	農林振興課長	佐々木 喜兵衛
建設課長	田村 博	幼児保育課長	日沼 正明
農業委員会事務局長	米森 博孝	学校給食センター所長	木村 学
あきた白神体験センター所長	佐藤 博孝		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	鈴木 久明	書記	吉元 和歌子
--------	-------	----	--------

午前10時00分 開 議

○議長（芦崎達美君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、7番皆川鉄也君、8番
嶋津宣美君、9番菊地 薫君の3名を指名します。

日程第2、発議第1号、八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを
議題とします。

朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木久明君） おはようございます。それでは、発議第1号を朗読いた
します。

発議第1号

平成27年3月6日

八峰町議会議長 芦 崎 達 美様

提出者	八峰町議会議員	鈴 木 一 彦
賛成者	同 上	嶋 津 宣 美
〃	〃	笠 原 吉 範
〃	〃	腰 山 良 悦
〃	〃	柴 田 正 高

八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び八峰町議会会議規則第14条の規定
に基づき、八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもので
あります。

提案の理由でございます。

平成27年3月議会定例会において、八峰町課設置条例の一部を改正する条例制定が可
決されたことに伴い、常任委員会の所管に属する事項を、また、地方教育行政の組織及
び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴い、審査又は調査のための要求事項を変
更する必要があるためでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例。

八峰町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務課、企画財政課、会計課、管財課、税務課、福祉保健課、町民
生活課、幼児保育課、町営診療所及び議会事務局」を「総務課、企画財政課、税務会計
課、福祉保健課、町営診療所及び議会事務局」に改めるものであります。

それと、第17条中「教育委員会の委員長」を「教育長」に改めるというものであります。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

経過措置といたしましては、この条例の施行の際現に在職する教育長については改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間においては、この条例による改正後の八峰町議会委員会条例第17条の規定は適用せず、改正前の八峰町議会委員会条例第17条の規定は、その効力を有するものであります。

次のページが新・旧対照表となっております。第2条の棒線、アンダーラインでございまして。この部分が新の方が「総務課、企画財政課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所及び議会事務局」というふうに改められます。それから、第17条のアンダーラインの「教育委員会の委員長」というところが「教育長」ということに改められます。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） 質問を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第3、発議第2号、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木久明君）

発議第2号

平成27年3月6日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者	八峰町議会議員	鈴木一彦
賛成者	同上	嶋津宣美
〃	〃	笠原吉範
〃	〃	腰山良悦

予算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案の理由。

平成27年度八峰町一般会計及び各特別会計予算を集中的に審議するためであります。

次のページをご覧ください。

予算特別委員会の設置について。

予算特別委員会を次のとおり設置するものとする。

1、名称、予算特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第5条の規定によるものであります。

3、目的、次の議案について審議することを目的とする。議案第31号、平成27年度八峰町一般会計予算、議案第32号、平成27年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第33号、平成27年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、議案第34号、平成27年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、議案第35号、平成27年度八峰町沢目財産区特別会計予算、議案第36号、平成27年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算、議案第37号、平成27年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、議案第38号、平成27年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、議案第39号、平成27年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算、議案第40号、平成27年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、議案第41号、平成27年度八峰町営診療所特別会計予算。

設置の期間であります。平成27年3月6日から平成27年3月20日までとなっております。

委員の定数が11名。

予算審議に関する特別委員会（常任委員会）は所管事項のとおりで、別紙のようになっています。

総務民生分科会におかれましては、総務課、企画財政課、会計課、管財課、税務課、福祉保健課、町民生活課、幼児保育課、町営診療所及び議会事務局、選挙管理委員会及び監査委員の所管に関する事項並びに他の分科会の所管に属さない事項となっております。

次の、平成27年度八峰町特別会計予算に関する事項については、沢目財産区特別会計予算、国民健康保険事業勘定特別会計予算、介護保険事業勘定特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算、町営診療所特別会計予算となっております。

また、教育産業建設分科会に置かれましては、農業委員会、建設課、産業振興課、農林振興課及び教育委員会の所管に関する事項となっております。平成27年度八峰町特別会計予算に関する事項は、簡易水道事業特別会計予算、公共下水道事業特別会計予算、農業集落排水事業特別会計予算、漁業集落排水事業特別会計予算、合併処理浄化槽事業特別会計予算となっております。

次のページですけれども、これが分科会の日程表になってございます。

以上でございます。

○議長（芦崎達美君） ただいまの朗読のとおり、予算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会は設置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第5条第4項の規定によって議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。当席から指名いたします。

1番鈴木一彦君、2番笠原吉範君、3番水木壽保君、4番須藤正人君、5番腰山良悦君、6番柴田正高君、7番皆川鉄也君、8番嶋津宣美君、9番菊地 薫君、10番山本優人君、11番門脇直樹君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間、休憩します。ご協議いただきたいと思います。

午前10時12分 休 憩

午前10時13分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、予算特別委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

予算特別委員長には9番菊地 薫君、副委員長には7番皆川鉄也君が互選されました。

日程第5、議案第31号、平成27年度八峰町一般会計予算を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第31号については予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第31号、平成27年度八峰町一般会計予算は予算特別委員会に付託することに決定しました。

本会期中に審議を終了されるよう希望いたします。

次に、日程第6、議案第32号、平成27年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第7、議案第33号、平成27年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、日程第8、議案第34号、平成27年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、日程第9、議案第35号、平成27年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第10、議案第36号、平成27年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算、日程第11、議案第37号、平成27年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、日程第12、議案第38号、平成27年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、日程第13、議案第39号、平成27年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第14、議案第40号、平成27年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、日程第15、議案第41号、平成27年度八峰町営診療所特別会計予算を一括議題とします。

お諮りします。これらの議案は一括して予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第32号から議案第41号までの平成27年度の特別会計予算に関わる10議案については、一括して予算特別委員会に付託することに決定しました。

一般会計同様、本会期中に審議を終了されるよう希望いたします。

日程第16、陳情第1号、「集団的自衛権行使を容認した閣議決定に反対し、撤回を求める意見書」の採択等を求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、陳情第1号を採決します。お諮りします。陳情第1号については採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は採択することに決定しました。

日程第17、陳情第2号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は委員会の付託を省略することに決定しました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、陳情第2号を採決します。お諮りします。陳情第2号について採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は採択することに決定しました。

日程第18、発議第3号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木久明君） それでは、お手元の資料をご覧ください。

発議第3号

平成27年3月6日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者	八峰町議会議員	鈴木一彦
賛成者	同上	嶋津宣美
〃	〃	笠原吉範
〃	〃	腰山良悦
〃	〃	柴田正高

最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書の提出について
標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条により提出します。

提出の理由。

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情」を採択する旨決定したので、
関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上です。

○議長（芦崎達美君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定する
ことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可
決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第19、陳情第3号、介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と介護
労働者の処遇改善をめざす陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略した
と思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第3号を採決します。お諮りします。陳情第3号について採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は採択することに決定しました。

日程第20、発議第4号、介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と介護労働者の処遇改善をめざす意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木久明君）

発議第4号

平成27年3月6日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者	八峰町議会議員	鈴木一彦
賛成者	同上	嶋津宣美
〃	〃	笠原吉範
〃	〃	腰山良悦
〃	〃	柴田正高

介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と介護労働者の処遇改善をめざす意見書の提出について。

標記の議案を別紙のとおり、八峰町議会会議規則第14条により提出します。

提出の理由。

介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と介護労働者の処遇改善をめざす陳情を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上です。

○議長（芦崎達美君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第21、陳情第4号、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第4号を採決します。お諮りします。陳情第4号について不採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は不採択とすることに決定しました。

日程第22、陳情第5号、沖縄県名護市辺野古新基地建設工事の中止を求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

定例会最終日まで審査を終了されるよう希望いたします。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は17日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦勞様でした。

午前10時26分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦崎達美

同署名議員 7番 皆川鉄也

同署名議員 8番 嶋津宣美

同署名議員 9番 菊地 薫

平成27年3月8日峰町議会定例会会議録（第3日）

平成27年3月17日（火曜日）

議事日程第3号

平成27年3月17日（火曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1番 鈴木一彦	2番 笠原吉範	3番 水木壽保
4番 須藤正人	5番 腰山良悦	6番 柴田正高
7番 皆川鉄也	8番 嶋津宣美	9番 菊地薫
10番 山本優人	11番 門脇直樹	12番 芦崎達美

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	田村正
会計課長	川尻悦子	企画財政課長	須藤徳雄
町民生活課長	金平公明	福祉保健課長	大高伸一
管財課長	佐々木充	税務課長	田村功
教育次長	小林孝一	生涯学習課長	金田千秋
産業振興課長	工藤金悦	農林振興課長	佐々木喜兵衛
建設課長	田村博	幼児保育課長	日沼正明
農業委員会事務局長	米森博孝	学校給食センター所長	木村学
あきた白神体験センター所長	佐藤博孝		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	鈴木久明	書記	吉元和歌子
--------	------	----	-------

午前10時00分 開 議

○議長（芦崎達美君） おはようございます。雪もすっかり消え、もうめっきり春らしくなりました。春等で作業で忙しいにもかかわらず、今日はたくさんの傍聴者が見えております。本当にご苦労様です。最後まで傍聴していただければありがたいなところ思います。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますのでこれより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、10番山本優人君、11番門脇直樹君、1番鈴木一彦君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。6番議員柴田正高君。

○6番（柴田正高君） おはようございます。傍聴者の皆さんご苦労様です。知った顔が大勢おりまして、何かこう緊張気味でありますけれどももしっかり質問したいと思います。

12月の定例会で一般質問を行いました。時間切れで中途半端な形に終わりましたので、今回はその続きも含めて町長及び教育長にお尋ねいたしたいと思います。

まずはじめに、建築士や施工管理技士の有資格者を、職員若しくは嘱託職員として雇用する考えはないかということでお尋ねいたします。

近年、寒冷地を中心に急速に高断熱高気密建築が普及しております。それに伴って結露などの防止のために換気が重要となり、今では、自然共生を問わず法律で24時間の換気が義務付けられております。統合子ども園と滝の間のコミセンの問題は、担当課職員の換気に対する知識が足りなかったために起こったことだと思っております。また、樺台コミセンの点は基礎工事を行う際、G Lの基点設定を誤ったのが原因ではないかと私は思っております。今後、このような事故を二度と起こさないように、建築の有資格者を、技術職員若しくは嘱託職員として採用すべきではないでしょうか。かつて八森町にも峰浜村にも建築士の資格者が嘱託職員として在職しておりました。町や村で発注する小規模工事やその職員が設計管理を行っておりました。平成27年度予算にも数件の設計管理料が計上されております。職員がこれらの業務を行うことにより委託料は発生しなくなり、ひいては経費削減にも繋がるのではないのでしょうか。町長の所見をお伺いいたします。

2つ目、地方教育の組織及び運営に関する法律について、教育長にお尋ねいたします。

申すまでもなく、我が国は法治国家であります。世の中の仕組みが全て法律の定めに従って動いております。当然、その定めに従わなかった人に対しては、何らかの罰則が与えられることになっております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第27条で、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出すると共に公表しなければならないと定めております。しかしながら今まで一度も私たち議会にその報告がされたことはございません。なぜなされなかったのかお尋ねいたします。また、12月定例会において議会同様、委員会開催日をお知らせ版に記載するよう申し入れを行ったにもかかわらず、その後記載がされておられません。記載できないわけでもあるのかお尋ねいたします。12月定例会で教育長は、定期的に掲載したいと考えているとこう答弁されたことを付け加えて私の質問を終わります。

○議長（芦崎達美君） ただいまの6番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。傍聴者の皆さん、大変ご苦勞様でございます。それでは、柴田正高議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の「建築士や施工管理技士の有資格者を職員若しくは嘱託として雇用する考えは」についてお答えします。

ご指摘ありましたトラブルにつきましては、12月定例会でお答えしたとおり、設計者が想定を超えたと思われる湿気の発生を予測できなかったことや、より湿気等に対応できる仕様選定すべきであったこと、換気状況の見回り確認や点検指示等をより徹底する必要があったと反省しております。また、施工業者は換気の実施状況確認のフォローが適切でなかったことや、湿気に対して敏感な設計であることを承知しておりましたが、仕様変更を強く提案できなかったこと、換気重視の重要性について、重ねて説明を行うべきであったと反省しております。町でも今回の工事を通してであります、工事打ち合わせが品質の良い建築物の完成を目指して、お互いの経験や技術を生かしたものになるようにすること、また打ち合わせの経過が明らかになるような記録をしっかりとることが大事であること、そして完成後、建築物の使用や管理にあたっての注意点を文書で出させるべきであったと反省をしております。

柴田議員の「職員の建築に対する知識が足りなかったことも一因ではないか」ですが、

ご指摘の通り、町には建築士や施工監理技士等の資格を有する職員はおりませんので、設計業者に設計積算監理委託をしているのが現状であります。設計依頼時には、町から建築物の用途や工事種別、規模、設備関係等を協議し、工事発注後は、建築物の規模に応じて週1回や2週間に1回など現場等において町や設計者、施工業者が打ち合わせを行い、必要によってはそれ以外でも協議や立ち会いを行っておりますので、今回のトラブルについては打合せ等が十分でなかったことはあったと思いますが、必ずしも職員の知識不足によるものとは思っておりません。

また、「3,000万円以下の工事は町の職員で積算設計や実施設計、工事監理を行うことが経費の削減にもなるのではないか」についてであります。これまでの設計積算監理を伴う3,000万円以下の工事は、平成21年度では「経済危機対策臨時交付金」、「生活対策臨時交付金」、「公共投資臨時交付金」などを活用しながら、工事件数20件、工事請負額1億8,967万1,000円、設計積算監理委託件数17件、委託料897万2,000円になっております。平成22年度は、「きめ細やかな臨時交付金」、「公共投資臨時交付金」、「社会資本整備総合交付金」などを活用して、工事件数15件、工事請負費7,866万3,000円、設計積算監理委託件数15件、委託料452万5,000円となっております。平成23年度も「きめ細やかな臨時交付金」、「公共投資臨時交付金」、「社会資本整備総合交付金」を活用して、工事件数11件、工事請負費6,853万6,000円、設計積算監理委託件数11件、委託料371万円となっております。平成24年度は、合併特例債、過疎債の起債対応で、工事件数4件、工事請負費2,532万6,000円、設計積算監理委託件数4件、委託料165万8,000円となっております。平成25年度も、合併特例債、過疎債の起債対応で、工事件数3件、工事請負費2,923万4,000円、設計積算監理委託件数3件、委託料131万3,000円となっております。

このように、平成21年度から平成23年度までは、交付金を活用した事業が多かったことから設計積算監理委託料も多くなっておりますが、起債だけを充当する平年度は最小限の箇所を整備しておりますので、設計積算監理委託料も抑えることができることから、当面は、現在のまま専門の有資格職員や嘱託を配置せず、設計業者に委託してまいりたいと思っております。今後の工事にあたっては、先ほど申し上げました反省点を十分反映させ活かしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2問目については、教育長からお答えをいたします。

○議長（芦崎達美君） 次に、2問目の答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 皆さんおはようございます。

私から、続きまして、地方教育の組織及び運営に関する法律についてお答えいたします。

平成19年「教育三法の改正」として大きく話題になりましたことは、私ども教育に携わる1人として未だに記憶に新しいところであります。

その三法の1つ目は、実に60年ぶりに改正された「学校教育法」であり、2つ目として「地方教育行政組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」、3つ目として「教職員の免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律」であり、平成20年4月1日施行されたものであります。柴田議員の言われる「教育委員会の管理及び点検・評価し、結果を議会に提出し、公表する」がこの2つ目の法律「地方教育行政云々」の改正であります。改正法の主な概要は「教育委員会の責任体制の明確化」であります。その中の「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」、正式に申し上げますと「教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的に教育行政の推進に資する」となっております。この改正に伴い、法律が平成19年6月に公布されたことに伴い、同年12月に文部科学省主催の説明会、いわゆる勉強会が各都道府県で行われました。罰則規定はないが、準備でき次第速やかに実施してほしい、可能であれば県内市町村とも足並みを揃えてほしいとのことであります。その時の会議で、各教育長の意見として、ゼロからの出発であり、各自治体の施行要領の策定、点検項目の検討等をお互い情報交換しながら可能な限り統一して実施しよう、そのタイムリミットを平成22年度の事務事業分として平成23年度から実施しようとしたところであり、実施が可能なところはその限りではないとも意見の一致をみたところでありました。これを受けまして、当町においては、平成23年2月に案として示された内容に基づき「八峰町教育委員会外部評価実施要領」を策定すると共に、外部評価委員2名を委嘱し、それらの委員により、当教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を実施してきたところであります。委員を任命した後説明会を開き、3月15日に評価委員会を開催して、説明会で配布した資料や、委員の求めに応じて提出した資料、点検シートを基に評価シートの評定と評価意見をいただき、それをまとめて、「平成23年度八峰町教育委員会事務事業点検評価報告書」を作成して直近の定例教育委員会へ報告し、同報告書を告示公布することにより公表しております。議会への報告につきましては、9

月議会決算委員会の当時の教育民生常任委員会において、教育次長が「点検報告書」の内容に基づいて口頭で説明しております。しかし、初めてのことであり少し内容的に乏しいところがあったため、定例教育委員会で示す資料「平成22年度主要事業実施計画書」を添付して説明後に事務局に提出しております。平成23年度分につきましても同様に決算委員会で説明していましたが、平成24年度分以降につきましても、決算委員会での説明をやめて公文書で議会議長に提出し、現在に至っているところであります。柴田議員におかれましては、その事情をお汲み取りいただき、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今年2月2日に開催された八峰町議会全員協議会において、説明させていただいた平成27年度4月1日施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、教育委員会と新設される総合教育会議の議事録の作成および公表につきましても努力義務に留められてはおりますが、ホームページへの掲載を含めて可能な限り早めに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、委員会開催日のお知らせ版への記載についてであります。前回の議会で、柴田議員のご質問に私は「定例の委員会が傍聴可能であること、委員会の開催日が定まっていないので開催日と時間についてはお問い合わせいただきたい旨を周知したい、今後は定期的に掲載してまいりたい」と答弁いたしました。お知らせ版への掲載は、定期的に年に数回掲載して周知を図りたいという趣旨でありました。お知らせ版もスペースが限られており、定例教育委員会が傍聴可能であることを毎月掲載してもらいたいとの要望は、それほど強くないのではないかと判断によるものであります。12月のお知らせ版に委員会傍聴の記事を掲載後の傍聴者の実人数は、1月定例教育委員会に1名、2月と3月は問い合わせも傍聴者もなく、4月についての問い合わせが現在まで1件、これは1月の傍聴者と同じ方でありました。委員会はその時の事情により、予定日が変更になることがあるため、あらかじめ特定の日を周知することについてはどうかと考えるところがありましたが、今後は行事予定欄にあくまでも予定として掲載し、傍聴の際は日程が変更になっていないか再度事務局に確認していただくということで対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 6番議員、再質問ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 1問目について再質問をさせていただきます。

町では、退職職員補充として毎年1名ないし2名の一般職を採用されております。これを1人、この建築士や施工管理技術者を採用するようにしたら、私はいかがかと思うております。今住宅リフォームや申請受付、審査等は一般職員の方が行っております。こういう業務にも当然資格者が当たった方が、職務がスムーズにこう進むのではないかとかように思っております。また、有資格者を採用したからといってこの建築の施工管理設計管理等それに特化して職務に当たってもらうということではなく、その仕事がない時は、普通の仕事にまた携わっていただくということも当然可能になるわけです。町長はさっきの答弁で、設計管理委託料はそんなに多い金額ではないと、まあこれはおそらく、その職務に特化してやってもらうという意図の元の答弁だろうと私はかように思いました。町の仕事を受注しているある工務店の親方が私の所に、「印のある人が無印の人に検査される、なんか変じゃないですか。」こうおっしゃっておる方がおりました。なるほど、そのとおりなんですね。工務店のその親方が建築士、2級建築士ですけれども建築士の資格を持っている、それを町の資格のない人が検査に来る、なんか変だなと、こういう意図の発言だったろうと私はこう思いました。それからまた、ある工務店の親方は、図面に現れない仕上げの部分になっていけば、どうしてもどう収めたらいいか収まりがつかない部分が必ず現場におれば出てくるわけです。その時、町の職員に伺ったところ、いい塩梅にやってくれと、こう言われたと。そのいい塩梅と言うのは一番難しいと、どの程度がいい塩梅なのか、それが結局私に言わせれば知識がないためにその施行の仕方によって、こういう具合にしてくださいと、指示が出せないのではないかと、そう思いました。これらの問題がこの資格ある人を採用することによって私は解決になるのではないかなとこう思いました。この有資格者を採用する一般職を採用する、そんなに採用するのについてこう差がある、年間の報酬に差がある、私はそうは感じないのですが、むしろ技術職の方が給与水準は一般職の方より低くこう押さえられているわけですから、むしろ一般職員を採用するよりも、技術職員を採用した方が起用面でもいいのではないかなとこう思っておりますが、その点などについてお答えいただければありがたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

まず今、町の方では職員の定数管理をやっております。平成18年に147人の職員でしたけれども、これが10年後に106人まで定員を減らすのが今の計画であります。順次この計

画に沿って5人退職し、1人採用ということでこれまでやってきました。ちょうど平成27年で計画どおりいっています。最終の平成28年度は106人までですが、かなり厳しくはなっているのが今の状況でございます。したがってまずこれは当面の計画をしっかりとやるためにはできるだけ定員は絞っていくのが今の現在の姿でございます。それから確かに今おっしゃったように、いるいないから言うと、いた方が様々な形で効果がある面もありますけれども、ただそれを採用した場合のこの後のその人の職場の転換含めて、そういうつぶしはきかないことになりますので、一定程度同じ場所に置かざるを得ないというような状態になってしまう、今このように定員が減らされて誰でもどういふ所でも仕事ができるような状態にしなければならないという今の状況からすると、なかなか難しい面があるのではないかなと思っています。今、委託料についても先ほど申し上げたとおり、そんなに大きな金額でもないわけで、職員の人件費に比べるとむしろ民間のそういった力をしっかり利用しながらですね、活用しながら、やった方が効率的ではないかなと思っています。職員が確かに分からない面も全然ないとは言えませんが、ただ管理・委託すればそういう方々の助言も得ながら当然やっていくわけですし、リフォーム事業のようなものはごく事務的な面が多いわけでありまして、そんなに今の段階で支障をきたしているものもございませんので、当面は現行のままで進めていきたいというふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 町には現在、土木の方には技術者がおられるわけですが、それから水道の方には臨時職員ですけれども管工事の資格を持った方が業務に当たっておられます。資格を持っている職員がいないのはこの建築の方だけなんですね。結構設計業務監理業務、そんなに金額がおそらく職員として採用してその人に支払う年間の額よりも、この委託料の方が少ないという趣旨の答弁だろうと私はこう思いましたけれども、何もさっきも申したようにその業務に特化して職務に当たらせる必要はないわけですし、その業務がない場合は別の仕事に従事してもらってもいいのではないかなとこう思います。ですから一般職員を採用するよりも、今言ったように給料面では低く抑えられているわけですし、それこそこの専門職がおらないと結局は一般職の人がその職に当たらなきゃいけない、同じようなことだろうとこう思うんですが、まあ見解の相違と言えどもまあこれまでのことなんですが、まあ次年度でも採用するって補充するっていう考えがあるんでしたら、今一度そのことも頭に入れておいていただきたいとこう思います。今後とも一切

この建築の方の技術者を採用する考えがあるのかないのか、それだけお答えください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

給料日には一般職であればこれは変わることはないのですが、それだけの給料は掛かることとなります。ただ、今先ほど申し上げたように、今定員適正化計画に基づきながら実施をしておりますので、極めて余裕のない中で推移をしております。この後一旦、定員計画が実現した後の体制の組み方については、また新たな角度でいろいろ検討しなければならないと思います。この後ですね、そういった中で、今言ったように建築の業務がどうしても必要だというような具体的なものがあればですね、この後はその中で検討されるものだと思いますけれども、当面は、まず今の所は考えていないということであり

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。

○6番（柴田正高君） なし。

○議長（芦崎達美君） 2問目の再質問ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 実は、この報告は議会に2度なされているんですね。先ほど教育長もおっしゃっておいりましたけれども。平成24年度の分が平成25年度の11月の7日付で提出されております。これは議会事務局長の失念で、ずっと時期がずれて提出されたものですから、こううっかり議長に提出するのも忘れてしまったということのようでした。それから、平成25年度分が提出されたのが平成27年度の3月の10日の日付でございました。実は、この私の質問の通告の締切が9日でしたので、通告後にこの評価されたのが提出されたということで、ですから私ら議員にすれば1回も報告が私たちの目に触れていないということなんです。それでこの規則によればですね、運営規則によれば毎年報告しなければならないとこう報告するということになっているんですね。年度を越してということじゃないと思うんです。毎年となっているんですから、私の解釈によればその年度内に報告を行わなければならないとこういうことだろうとこう思っておるわけです。それで、どういう理由があったのか分かりませんが、もう平成24年度以前の分については私も前事務局長、それから議長、それから前教育委員長の方にもお尋ねいたしました。お三方とも、その議会に提出した受け取ったという記憶はないという、こういうお答えでしたのでそれで今回の一般質問で取り上げたという次第であります。それで平成23年度以前の部分、どういう理由で提出されなかったのかということは今一度

お聞きしたいと思います。それからこの第27条の運営の条例をある教育委員の方が、条文知らなかったとこう言っていた委員の方がおられましたので、それこそ私も委員会の傍聴にも行ったこともないので、どういう議論をなされているのか承知しておりませんが、議事録等が前教育委員長の方はしっかり取ってあるからいつでも行って見てくださいというお話でしたので、いずれ私も議事録を拝見させていただきたいと思います。この4月1日からこの評価のものは法律が改められまして、議事録を作成して公表するようこれも努めなければならないと。だから必ずしも公表しなさいというわけではないようですけれども、開かれた教育委員会ということから言えば、公表するのが本来の姿だろうと思います。その点も含めて今一度教育長にお答えいただきます。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 事務事業の点検につきましては、前年度の事業を次の年に点検をして評価して議会に報告するという形で、私共は文部科学省から指示をいただいておりますので、そのとおりにやっております。ただ、平成22年度分いわゆる平成23年度分と平成24年度に提出すべきものを私共は議会に提出すべきものではありませんけれども、当時私は県の町村教育長会の会長をしておりますので、やはり問題はその問題で、大変論議を出されたわけでありまして、9月の決算委員会で教育委員会も含めてでありますけれども、様々前年度の事業についてはチェック点検をするはずだとされておられると、そういうことであれば、あえて教育点検評価についてはする必要がないんじゃないかという考えの教育長もおりますので、現在も秋田県内でもその点検評価についてまだ評価をして公表していない町村もあります。ただ私共はそういうわけではなく、議会に報告するというのと、ただ平成22年度分、平成23年度分のように、常任委員会で報告して議会に提出しても、果たしてそれがそのまま残っているかどうかというのも不安でもありました。そういうことで平成24年度分、平成25年の11月の7日で議長と町長宛てに公文書で提出したということでございます。ただ平成27年3月10日に実は提出したのは、通告を受けてからチェックをしまして、送るような状況にはなっておりませんでしたけれどもまだ提出していなかったということで、あえてその日にちで提出したということが事実であります。それから公表等につきましては、今ホームページも設備を更改するというので容易に投入できるような状況になるという話も聞いておりますので、それも含めて今後はなるべく早くその態勢を整えて公表に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 私はこの2問目の冒頭にですね、我が国は法治国家であると、それで全ては法の定めに従って進められ運営されているというような主旨を申し上げました。行政に携わる方は特に全て条例規則等に従って業務を果たさなければならないとかように思うわけでありまして。この条例を27条、平成23年度以降はこの条例に従ったようですけれども、それ以前はこれが結局この法令が守られておらなかったということが非常に私は重要なことだろうと。当然法を守らない人には何らかの注意なり何なりの罰が与えられるべきだろうとこう思うわけですね。特にこの4月1日からの施行前の第27条はですね、しなければならないとこう強い文言になっておるわけですね。今回改正されるのは努めなければならないとまあかなり緩い表現になっているんですね。ですからですね、どういうことでこの法に守られずに今まで来たのかということが、私にすれば非常にこう疑問に思っているわけですね。それでまあ、よく当時の人を罰すれとかということは申しませんが、やっぱり行政に携わる人は今後もですね、ちゃんと規則定められているんでしたらそれに従ってやっぱり務めを果たさなければならないだろうと教育委員会のみならずですね、町の行政等にも当然その規則そういうのを守ってそれに従って進めてもらいたいとこう思うわけですね。それについて今一度決意のほどと言いますか、これからそういう法を順守して行くというようなことで今一度決意のほどをお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） お答えいたします。柴田議員のお言葉を重く受け止めて今後とも法令順守に努めてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。

○6番（柴田正高君） 終わります。

○議長（芦崎達美君） これで6番議員の一般質問を終了します。

次に、10番議員の一般質問を許します。10番議員山本優人君。

○10番（山本優人君） 皆さんおはようございます。10番議員山本です。通告に基づき2点質問いたします。

はじめに、小・中学校における土曜日授業の実施について質問いたします。

自分を含めて、今議場にいる皆さんが子どもの頃は、土曜日は午前中だけ授業がある、いわゆる半ドンです。平成4年からは第2土曜日が休みになり、平成7年からは第2と第4土曜日が休みになりました。その後平成14年からは毎週土曜日には休みになり、現在の週休5日制が実施されています。今のゆとり教育、このように段階的に進められて定着してきましたが、平成25年11月の学校教育法施行規則の改正により、各自治体の教育委員会の判断で土曜日の授業が実施可能になりました。私は国の教育のあり方として、ゆとり教育には問題があると考えています。その理由としてはゆとり教育により、家庭の経済的な環境の違いから、習い事や塾通いし私学などへ通わせる子どもと、そうではなく公立小・中学校の教育のみで育つ子どもとの学力差などはじめ、日本の格差社会に拍車をかける結果に繋がったと思うからです。公立学校の土曜日の授業の実施には教員の労働時間など様々な課題はありますが、できる範囲からでも実施していくべきだと思います。土曜日授業実施により、全体的な学力の向上や、地域の人や地元企業などに講師として協力を求めながら社会で生きていく力を養う体験学習や労働体験など、土曜日ならではのプログラムを取り入れて、取り入れは可能だと思うのです。しかし今回の法改正では自治体ごとの判断で土曜日授業が実施できるとなっていることについては、疑問を感じております。それは広い視点から見て国の教育として公立学校の教育の基本的且つ重要なことは国で統一するべきであり、その判断を各自治体に任せることは国としての無責任さを感じるからであります。教育は今年度も国の予算に計上されているように、土曜日授業の実施のための新策として、国からの補助金を受け土曜日授業の実施に向けて推進を図っていくべきと考えます。町長、教育長の考えを示してください。子ども時代の体験は、心身に刻まれて生涯その人の発想や価値観の元になります。コンビニやスーパーを毎日利用し、冷凍品や加工食品を電子レンジで温めて食べるその便利な生活は否定はしませんが、生活し生きていくための発想力や行動力の貧困さは問題だと思います。電気に依存しない生活、中食外食でない生活、自然循環を感じる生活を若い世代が構築していくためには昔の不自由な体験は重要だと思うし、食事を手作りする力は子どもをたくましく災害などの非常時でも生きる知恵を体得できるものだと思います。また、自然体験や農漁業体験、親戚やじいさんばあさんなどの人との交流、貴重な体験は様々で、様々な体験をして見ることも、子どもにとって非常に深い知恵になると思うのです。ゴミ拾い、除雪ボランティア、地域行事等々の労働体験の授業を増やし、生きていく力、行動力、多様力を養う教育の機会が必要と考えます。学校教育課程の編成権

限を持つ教育長の考えを示してください。

次に、住民提案事業の制度について。

はじめに、昨年町内自治会の自治活動及び地域づくり活動支援、住民主体のコミュニティ活動の熟成、過疎地域の自立促進を図る目的で施行された自治会育成支援事業補助金の交付状況はどうなっているのかお尋ねします。今まで各自治会とも地域住民の減少に伴う自治会の活動資金不足により、地域行事の取り止めがありました。この度の補助金によって復活や継続の兆しがあったと思います。私のいる自治会も鹿嶋祭や運動会などの機材を用意でき、感謝しているところでもあります。一方、地域に関わらず、町の活性化のため努力している様々な団体やグループもまた町内にあると思います。どの程度把握しているのでしょうか。町に賑わいを取り戻すためには閉塞感がある厳しい時だからこそ若者が仕事につき、あるいは夢を持って生活ができる、そしてお年寄りから子どもたちが元気で健やかに暮らせることができる地域を再生し、活力のある八峰町を次の世代に引き継ぐ責任を私たちは担っていると思います。この大きな使命をしっかりと肝において様々な課題の解決に向けて真摯に取り組まなければなりません。今、秋田県の県民1人当たりの所得は全国でたぶん下位にあると思いますが、一方よその県にはけして劣らない豊かな自然など環境資源、またすぐれた食材と地場産品など様々な食資源に恵まれております。地域で暮らす方々の生活の満足度は単純に経済的な豊かさでは計れないものですが、八峰町の地域振興と活性化のためには、八峰町らしい豊さを最大限に生かしながら、1つ1つの取り組みを着実に推進しながら成果を上げていかなければなりません。そこで町政の進行発展を進めていく上では、町民も参加する施策、あるいは企画立案、連携というものも今後大変重要になってこようかと思えます。地域活性化事業と言うと、行政が立案し実行するものといった行政指導型のものが連想されますが、行政指導では住民を引き付ける力が弱く成功例も多くないように思われます。全国の活気ある地域ではいろいろなグループ団体が活動し、地域を盛り上げています。町民自ら提案し、行動しようとする活動の支援を考えても良いのではないのでしょうか。町民による町民のためのユニークな事業の募集を提案させていただきます。様々なグループや団体からの提案の中から審査によってユニーク性、経済性、親交の寄与性などの観点から審査し、合格した事業には実行費用を補助するという制度の創設を提案し、町長の答弁を求めます。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 山本議員のご質問にあります、小・中学校における土曜日授業の実施について、2つございました。1つ目は町長、教育長の考えはということですが、実質教育の責任者であります教育長の私が答弁いたしますので、宜しくお願いいたします。

最初に、小・中学校における「土曜日授業の実施について」であります。まず、土曜日授業につきまして私の考えを冒頭申し述べさせていただきます。

土曜日授業につきましては、国がやるからやる、やらないからやらないという発想ではなく、基本的に今現在、学校週5日制という中で全てが動いており、これはそれなりの理由があつて山本議員が言われるとおりの「ゆとり教育」として何年か続いてきたわけがあります。実質30年です。

ところが、今回の学校教育法施行規則の改正に伴い、簡単に言いますと、「やりたいところはやりなさい、しかし、学校週5日制という枠組みは変えてはならないですよ」というのはおかしいのではないかとというのが私の基本的な考えであります。この点は、先ほど山本議員が述べられたとおりの山本議員と私は、意見が一致するところでもあります。土曜日に授業をやるということは、学校週5日制をやめるということになります。そうしますと、義務教育において大きな枠組みを自治体ごとに行つていいかとなりますと、各地域、地域の特色を生かした取り組みというのはもちろん必要ではありますが、日本国憲法第26条で「教育を受ける権利、教育の義務」更には、教育基本法第5条の「義務教育に関する規定」のとおり、教育はどこ地域であろうとも一定のことを保障していくというのが国の、また文部科学省の仕事であろうと考えた場合、ただ単に「土曜日に授業をやってもいいですよ」という問題ではなく、これは学校週5日制をどうするかという、国においてそのような議論がないままに、一部の地域がやったから、それを追認する形で今回規則改正したというのが現状なのであります。

私は、この件に関しましては、教職員の勤務体制、労働者として関係団体との調整、更には保護者の理解などの課題があることから、しっかりと制度設計を行うことが必要であると思つており、現段階においては学校週5日制の中で、精一杯子供たちがさまざまな人達と触れ合い、自ら考え、行動する機会の充実を図るなど、まさに、山本議員のおっしゃる生きていく力、行動力・対応力の向上を目指して行かなくてはならないもの

であると考えております。

そのようなことから、ご質問の「全体的な学力の向上のために、土曜日授業の実施を」というご提案でございますが、当町の児童生徒の状況を見ますと、学力には個人差がありますがそれは当然のこととして個々の資質や能力の違いによるものであり、経済的環境の違いによる学力差を憂慮する理由はほとんどないと考えております。全国学力・学習状況調査の結果が示すとおり、今年度も全国上位の秋田県の中においても良い位置にあり、更には、中学生に対しては、夏・冬休みを利用して合計20日間のフォローアップ事業、冬休み期間中の土・日にかけて行う宿泊体験等も実施しており、その上に土曜日にも授業を増やして学力向上に努めなければならないという状況にはないと考えております。学力向上のために必要なのは、子どもたちが学校を楽しく思えたり、勉強や読書が好きだったり、テレビやゲームの時間をセーブして規則正しい生活習慣を身に付けさせ、日々実践することであり、単に授業のコマ数を増やすだけで叶えられるものではないと考えております。実際に、わが町の子供たちは土曜日に何もしないで遊んでいるかというところ、スポーツ少年団やクラブ活動に時間を割いているケースが多く、文部科学省はそういった活動も子供たちにとっての重要な学習活動の一部であり、立派な土曜日の教育活動であると認めているところであります。子供たちは毎日を結構忙しく送っており、最近、学校側や保護者の一部からの訴えによれば、疲れて学校生活や家庭学習もままならない日もあるとのことでありますので、私たちの育った、更には私たちの子供を育てた時代とは明らかに違ってきており、大人や、保護者の思惑で子供たちに負担をかけ過ぎますと、子どもたちにとっては逆効果になりかねないと危惧するところでもあります。更に、土曜日授業を行った場合は、冒頭私が申し上げた教職員の勤務条件についても労働基準に違反しないよう他の曜日で調整する必要性が生じてきます。しかしながら、法で定められた教員数が限られている当町の小・中学校の現状においては、現実的に調整は困難であると考えております。

次にゴミ拾い、除雪ボランティア、地域行事等への参加体験などの授業を増やして、生きる力、行動力、対応力などを養う機会を設ける必要についてであります。私も山本議員の考えと同感であります。

これについては文部科学省をはじめ、県も町も各学校も重点課題としてとらえ、秋田県は特に「ふるさと・キャリア教育の推進」に力を入れ、具体的な教育活動を推進しているところであります。しかし、そのために土曜日にその活動を設定して行う必要がある

かどうかとなると、あえてそうする必要はないと言わざるを得ません。と言いますのは、現在の年間授業時数の元でも工夫して実施していることでもあり、その他の活動でも小学校では学年ごとの活動実践として、学区の特性に合わせたゲストティーチャーを招いての特別授業や、中学校同様の秋田大学の出前授業、国際教養大学との交流など様々な活動を実施しており、中学校に於いてはブナの植樹、クリーンアップ活動、雪かきボランティア、一人暮らし老人への年賀状送付、特別養護老人ホームへの訪問、町内の職場体験、秋田駅周辺での特産品販売など、ふるさとの良さに気付き、地域を貢献しようとする活動は、他と比べてみても、年間を通して非常に多く実施していると自負しているところであります。

人間が発達していく段階で必要なことは言うまでもなく知・徳・体のバランスだと言われております。そのようなことから、特に幼少期からは、やはり感謝と感動と、そして学ぶ心をしっかり教え込むことが必要あり、さらにそのことを学校教育の中で、どのように子供たちに知らしめて行くかとした場合、やはり自然環境に子供をどっぷり漬からせ、その中から新たな発見、感動をさせていくということが強く求められているものだろうと思います。だとしますと、八峰町は、まさにその環境の中にあるわけでありますから、学校現場とも共通認識を図り、現在行っている活動を検証しながら、子供たちのためにしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

このことについて、県の考え方を先般尋ねたところ、秋田魁新報紙上でも鹿児島県で全県一斉土曜授業実施の紹介あったように、現在把握している土曜日授業に踏み切った地方自治体、学校のほとんどが全国学力テストの結果に基づく「学力の向上を目的」とした実施であり、本県の場合は、今のところ実施の考えはないとのことでありました。また、八峰町の場合は、他の市町村ではうらやむほどの各種事業を実施している町として高く評価している、このほかに何が必要かとも話しておりました。山本議員におかれましても、是非とも学校に足を運ばれ、議員の立場から土曜日授業・校外活動が更に必要かどうかを、学校現場の声等も参考に総合的に判断されて、教育委員会にご提言等、ご指導下されれば大変有難いと思っております。どうか宜しくお願いします。

以上であります。

- 議長（芦崎達美君） 2問目の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） それでは次に、住民提案型事業の制度について私の方からお答えをいたします。

山本議員がお話のとおり、活気あふれる地域にするには行政だけではなく、地域住民参画による町づくり、いわゆる「住民との協働によるまちづくり」という考え方が大変重要であります。本町の総合振興計画においても、第7章第1節に「住民参画の推進」という項目があり、施策の内容としては、施策や事業の計画立案、実施から評価までの各段階において、町民参画ができる仕組みを確立する、各種支援事業を活用し、コミュニティ活動への援助を実施する、自治会をはじめとして住民、地域づくり団体、NPO等との連携を図り、パートナーシップによる町づくりを推進する、としております。

この総合振興計画に基づき、自治会育成支援事業補助金要綱を制定するなど、住民主体のコミュニティ活動の醸成により、地域の活性化を図ろうとしておりますが、地域づくり団体やNPO等との連携による町づくりや町民参加ができる仕組みの確立などの施策については、道半ばといった現状であります。行政サービスに対する町民の要望が多様化する中、様々な課題に対応するには、町民、地域づくり団体、NPO等との連携が不可欠であります。このことから、地域課題の解決や地域活性化に繋がり、町民にとってプラスとなり創意工夫あふれる事業の提案を募集することは、地域づくりの有効な手段の1つであると私も考えておりますが、旧八森町時代の平成15年度に同種の事業である「まちづくりフロンティア21支援事業費補助金」制度を創設し、町民からアイデアを募集し事業実施したところ期待した成果が得られず、2年で終了したというケースもありましたので、それらも考察しながら、山本議員提案の住民提案型事業については前向きに検討したいと思っております。

「自治会育成支援事業補助金」の交付状況についてであります。現在、23団体から26事業の申請があり、約1,000万円の交付決定となっております。本年度の予算額が1,650万円でありますので、執行率は60.6%とやや低くなっておりますが、地区運動会、スポーツレクリエーション等、地域活性化のためのイベント事業に活用されているほか、絵灯籠作成など伝統文化の継承・保存事業にも活用されるなど、一定の成果を上げておりますので、今後も引き続き交付し、町民にとって最も身近な団体である自治会の活動を支援し、町民主体のコミュニティ活動の醸成から町民の交流と共助の意識を高めてまいりたいと考えております。

次に、「町の活性化のため努力している様々な団体やグループをどの程度把握しているか」についてであります。 「町の活性化」をどう捉えるかによって対象とする団体も変わってまいります。町としては、地域活性化イベントを実践しておられる団体はも

とより、地域環境保全等に活躍されている団体、福祉・衛生・教育分野で活動されている団体・サークル、そして、直売所の運営や加工品づくり等で頑張っておられる産業振興関連の団体やグループなども、町の活性化に寄与する大切な団体であると考えておりますが、町から補助金を交付している各種団体等については把握しているものの、町にどれくらいの団体、グループが存在し、どのような活動されているかについて、全て把握しているものではありません。いずれにしましても、町民が考え、町民が主体となって、町民のために実践する活動は、今後の町づくりに欠かせないものであると考えますので、どのような制度が有効か、検討してみたいと思います。また、町民がいつでも、町政運営に意見・提言ができるような仕組みについても併せて検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 10番議員、再質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 八峰町の小・中学生の成績が、秋田県でも非常にいい方だというふうな先の議会で教育長からも報告があったわけで、秋田県の考え方が成績がいいことによって土曜日の授業をするまでもない成績が優秀なんだということで、土曜日の授業をやるまでもないというふうな考え方ということにはまた、そうなんだろうかと納得せざるを得ないわけですが、でも、ですが全国でいろんな最近少年犯罪が起きているわけですね。ここには何が原因なのかということなわけですが、やっぱり人との交わり方がわからないとか、後は命のあるものをどういうふうに扱って接してきたらいいのか分からないと言うまま育ってきたということが、原因なのではないのかなとも思うわけですが、1つに私は1点を申し上げれば、食べ物がまず原因ではないかなと。日本には、衣食住足りて礼節を知る、という言葉がありますが、食が足りるということは料が足りるということではなくて、食の原則にあった正しい食事をして、からだに合った食事、栄養バランスの良い食事、これが中心で育つことだそうです。美味しいもの好きなもの食べていては偏食で病気になったり、性格が異常になったりと言われております。欧米人のように肉類を多く食べたり、リノール酸の多い油を含んでいるものを摂取しているとアラキドン酸という酸を多く取り過ぎてそのアラキドン酸とEPAが喧嘩してですね、性格的に悪い暴力を振ったり、傷つけたり、切れやすい子どもになると言われています。八峰町の食育教育でもたぶん紹介していると思いますけれども、日本人はやっぱり身土不二の基で生まれ育った土地の野菜や山菜、穀物菜食、これが中心で育つ

てきたことで、穏やかな心を保ち、平穩に過ごしてきたと思うわけですよ。それが戦後以来、欧米文化が入って肉がいつでも食えるような状況になると、そういうことなのですが、先日の議会報告で八峰町の子どもらの成績がいいのは、朝飯をちゃんと食って来ているのも1つの原因だろうと、それは奥さん方も手づくりがあって地元野菜が出ているのだろうというふうにも思うわけですが、そこでですね、やっぱり地元の野菜やそれがどういうふうに着つのか、そういうふうなこと、それから関係している地元の行事やですね、人との関わりもちゃんとその時に教えて行かないと駄目なのではないか、最近裕福な家庭は何かやると思いますが、ほとんどが共稼ぎをしなければならない世帯でありまして、そうすると子どもたちが家に帰っても1人と。教育長が言うにはいろんな活動しているのだから大丈夫だということでもありますけれども、やっぱり人との交わりの機会が少なくなれば人間形成というのはおかしくなるのではないかと。人はどうしても他人の影響を受けます。ですからいろんな人の考えを知るために、そういう交わる機会を、教育の中で取り入れて行く機会を是非作ってもらいたい、それが学校の授業という形でもなくてもいいわけですが、やっぱりそこいら辺がこれから食べるものの命、それから人との交わり、そういうふうなものが重要ではないのかなというふうに感じますが、教育長、その辺はどう考えておりますか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 山本議員のご質問にお答えいたします。少し内容が大きすぎるなという感じもいたしましたけれども。

まず、食育についての教育につきましては、我が町は70%近い秋田県地元産の食材を使って給食を提供しているというのは、機会あるごとに議員の皆様方にもご報告しておりますが、小さな町に合わず、県の方をお願いして栄養教諭を配置していただいています。栄養士ではありません、栄養教諭です。このこれを使って学校の食育教育ははまず可能な限り実施しておりますので、子どもたちには十分にその教育については伝わっているものだと考えております。また、先ほど申し上げましたように、山本議員がおっしゃったですね、やはりちっちゃい頃から子どもたちを、地域でそして学校でみんなで守って元気のいい子どもたちを育てていこうということでは、皆同じ考えでありますけれども、土曜日に出てそういう授業をするということについては、先ほど申し上げましたように今のところこのままの状態で行くと。これは根拠がありまして、先般、町で行っている先駆けて行っている、ICT教育の文部科学省の課長以下3名、八峰町に見えられて、

各学校を回っておりました。その中に1人、荒井さんという仙台市から派遣された専門官がおりまして、この方は各学校を回った時に、まさしくその今総合の時間、土曜日に、更には地域とどんな活動をしているかということを一覧表で提出させておりました。その時私の聞き取り調査もあったわけでありますけれども、その後に帰ってきた荒井さんからのメールでありますけれども、ここに私持ってきました。「千葉教育長の言われるとおり、様々な体験活動は総合的な学習の時間や学校裁量の時間を工夫して十分に行っているものと考えます。また学力向上に関しても各校での研修の充実や小中連携、フォローアップ等での実施で成果が出ていると考えます。」という短い文でありますけれども、文科省からこのような回答もいただいておりますので現在のところは十分だと思いますが、山本議員の危惧するように、これで十分だとは感じておりません。やはり地域ともっともっと、やはり保護者と地区の皆さんと共に、こう知恵を出し合って子どもたちを育てていくということになりますと、現在学校運営協議会という制度がございます。これも文科省で進めているカタカナで言いますと、コミュニティースクールとまあ耳にするかと思っておりますけれども、これもこの方がむしろこれを進めて行く方がむしろ八峰町には合うのではないかと。ただ法律ができた時に、補助金出すからみんなやれということで、町にも県の方からも入って地域の方とも活動されてる地域の方ともお話をしました。地域の方々はどうですか、補助金だと必ずなくなると、なくなった時にはしごを外されてはそれを町で補償するかということになりまして、やはり自分たちでできることはやろうとそういうことで、正式なコミュニティースクールというのは活動を立ち上げていませんでしたけれども、やはり時代の要請でもございます。このことも十分検討していかなければならないものと私は考えております。ただ地域だけに任せるのではなく、旗振り役と言いますか、それに長けた人材が必要であります。その人材の確保というのも非常に重要なわけでありますので、これも含めて今後検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 学校運営協議会という制度があつてですね、コミュニティースクール、非常に私はいいい案だなと思っているわけですがけれども、というのはこれは2番目の住民提案事業にも少し関係してくるわけですがけれども、やっぱり学校教育の中に地域を盛り上げるということがいろんな要素が入っているわけですよ。結局PTAや地元住民

が参画しているいろんな子どもらのための事業をやる、そういうことによって地域の盛り上がりというものが出てくる、そういうふうな関係もあるのでぜひこのコミュニティースクールは発展できるようにしていただきたいなど。本来的にはたぶんNPO法人みたいな形ですね、組織だって成り立っていれば一番いいなと考えるわけですがけれども、なかなか八峰町の場合、NPO1つだけあるのかな、それ以外にそういうボランティア的な法人がないのですね、是非地域の盛り上がりをも含めた、こういうコミュニティースクール等の推進というか、それを是非検討願いたいものだし、推進してもらいたいと思いますが、今一度教育長の答弁をお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） お答えいたします。

コミュニティースクールに対してのご理解いただきましてありがとうございます。やるからすぐできるというわけではございませんけれども、計画を立てて進めて行かなければならないのではないかなと思っています。その時は山本議員にもひと肌もふた肌も脱いでいただくふうにとぞ宜しく願います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。2問目の再質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 町長からは前向きな答弁をもらったわけですがけれども、やっぱりなかなか今までいろんな行政の中でいろんな事業を進めてきましたが、はっきり言ってぱっとした事業はないわけで、やっぱり自らというか自分から出した提案事業じゃないと本当に真剣になれないなあとというふうを感じるわけですよ。やっぱり会社を起こすにもいろんな賑わいを喚起するような事業を起こすにも、ある意味突拍子もない発想からそれが生まれてくると思うわけです。これについては、恒久的な支援というのはできないということは誰しもがたぶん理解できているものだと思いますけれども、事業を何かポツポツポツでもやってないとですね、町に活気が全然見えない、単に町の行政の仕事を粛々と過ごしていったんではですね、町の活気がさっぱり見えないなということのを常々思うわけです。ですから提案の中で突拍子もない案が出てくるかもしれません。でも、それがもしおもしろかったり実現可能だったら、それを町でまずやってみるという支援、そういうふうな支援をしてもらってまずやらせてみるということを、是非検討願いたいものだなあとというふうに思うわけです。それはもしかすれば失敗はするかもしれませんが。でも失敗してもまたその失敗を糧にしてちょっと変えてまた2年目やってみ

ると。そういうふうな大胆な発想でいってもらわないとですね、あのやつ前にやったども失敗してだめなつたどや、というふうになればその1回だけで終わってしまって何も成果が上がらないわけです。それを糧にしてもう1回、この辺変えたら何とかなるんじゃないかなというふうな形でですね、町が太鼓判を押して後押ししてやるというふうな姿勢で臨んでほしいなと積極的な支援をしてほしいと思うわけです。その辺の考え方については町長から答弁を求めたいと思いますが、宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

冒頭、お言葉を返すようでありますけれども、町がやった事業は全てこのぱっとしないという評価でありますけれども、そういうふうな評価をされて非常に心苦しいわけありますけれども、ただ我々はおっしゃるとおり山本議員の描くイメージと言えはいいのかな、今こう話を聞いてなんとなくこうもどかしいというかそういうものを感じているわけですが、地域でやっぱり自分方が自ら主体的になって行動を起こそうとそういうところが機運がでるといのは大いに結構なことですから、そういうものが出れば町としても当然提案を受けながらできることは支援をしていきたいという考え方は変わりありませんし、むしろそういうのがどこどこ出てくるということを期待をしているというのが現状であります。その出てくる状態をいかにまた引き出していくかという考え方について先ほど答弁したとおりで、我々もまたそういうものを工夫していかなければならないと思いますので、前向きに一生懸命頑張っていきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。これで10番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。5分休憩いたします。11時半より再開いたします。

午前11時24分 休 憩

.....
午前11時30分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。引き続き一般質問を行います。
8番島津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 3月議会定例会、傍聴の皆様ご苦勞様でございます。私は今日の3番手3月3日の日に出しました、3番の好きな8番の嶋津でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。今定例会の私の質問は、3点であります。皆さんご存知

のとおり、3月定例会というのは新年度予算を審議する大事な議会ですので、まず1問目はこの予算についてお尋ねいたします。残る2点は防災関係などについてお尋ねしたいと思いますので宜しくお願いいたします。

まず、1点目ですけれども、大型事業の展開に向け事業整理をということで新年度予算は、統合小学校そして中学校の改築・改修工事を控えまして、合わせて国からの地方創生予算などを含め、これまでで八峰町の最大の68億円を超える大型予算となりました。対前年比でも16.7%の伸びということで、大変大きな事業であります。

統合する峰浜地区の小学校、それから統合中学校の改築・改修工事には8億7,000万円余り、これについてはこれまでの議論のとおり、必要な予算措置であると思っておりますが、加えて人口減少対策としての中学生までの医療費の無料化、そして給食費の半額の軽減、それから保育料の3歳以上児の無料化、3歳未満児半額減なども大きな決断をされたと私は評価をしております。しかし、将来町の財政にとってはこれは大きな失費の増大となることも事実であります。一方、これまで町が継続した主な事業を見ても、廃止したり縮小する事業はほとんどありません。むしろ全般伸びているように感じます。

そこで1番ですが、平成27年度予算編成に当たって、町では健全財政の維持に配慮しつつ、とは言っていますが普通でしたら大型事業を実施するのであれば、他の部分を抑えたりあるいは節約したりと事業整理を行うなどして向かうべきと思うのですが、これまでの事業について、どう検証されたのかをお尋ねいたします。先日までの予算審議でも、塩の製造等に係る指定管理料や、生薬栽培事業、そしてジオパーク推進事業などを大変心配しております。こうした事業はこの大事業の展開に向けて1番検討を加えなくてはならない課題事業だと私は思いますが、町長は今後これらの事業をどう展開されるのか、お考えをお聞かせください。

2番、次、ふくし会に建物の建設時にですね、起債の償還について町が補助しております。これは約束事でしょうけれどもこのスタイルで約束事がされているのかと思いますが、敢えてお尋ねいたします。最近の特養の決算を見ますと、介護事業での事業収入が伸びており、余剰金いわゆる内部留保も多くあったと記憶しております。確かに先般の増床のために建築工事に基金の取り崩しなどはあったかも知れませんが、箱ものは皆さん分かるとおおり全部町の負担で建てております。収益が増えた時には町からの補助金を調節するというようなそういう働きがあってもいいのではないのでしょうか。特に、平成27年度の新年度予算は大型事業に向けて、そうした配慮があってもよかったのではないで

しょうか。この点について町長のお考えをお伺いいたします。

3番です。峰浜培養への出資金についてお伺いします。皆さん分かりますとおり、平成24年にホダの不具合で栽培農家も減りました。工場の製造がストップとなりまして、改善策として真菌での再生産のために12月に峰浜培養の運転資金として、8,500万円を町が融通したのがこの貸付金であったと記憶しております。そして今回出されたのは出資金です。貸付金は借金ですけれども、出資金は会社の自由になる資金となるものです。合わせて返す必要がないお金でもあります。いくら過疎債で交付税措置があるとはいえ、町のシイタケ生産にこんなに大金を税金から出すことに対していいのでしょうか。町民の理解が得られるのでしょうか。出資金ならどうして関係農家あるいは自営などにも求めないのでしょうか。なぜ町だけの負担になるのでしょうか。それと貸付金と今回の出資金の額がなぜ同額になるのか、これも私は不思議でなりません。真菌でのシイタケ生産も大変好調だと聞いております。培養も直営事業で収益を上げているはずですので、学校統合の大事業の年に8,500万円もの出資金を計上することに対して、事業精査をしたのか、私は疑問でなりません。町長のお考えをお伺いいたします。

次に、大きい2番の課題ですけれども、危険建物の代執行についてお伺いします。新年度予算にも空き家条例、空き家等の適正管理に関する条例に基づく除去推進事業補助金が計上されておりますが、もっとも課題であるのは住宅の持ち主のいない所有者のいない危険建物であろうと思います。中には、既に隣近所に大変ご迷惑かけている状態でも除去もできず、手も出せない状況のところ町内には何か所も見受けられます。大きな被害となる前に町が強制代執行を行うなどして、町民の財産と命の安全を確保をすべきではないでしょうか。町長のお考えをお伺いいたします。

次に。3つ目ですけれども、道の駅の機能充実についてお伺いいたします

道の駅は皆さん分かりますとおり、全国に1,000を超える1,040駅あるそうです。当初の道の駅は休憩情報発信、それから地域連携が主な機能だったそうですが、最近はこれに加えて、防災や観光、福祉などにも使われ、地方創生の拠点として大きく注目されております。そこで1番、情報発信機能は町として大事なことであり、新年度から始まる地方創生の展開に当たっては、ますます重要になることだと思っておりますが、ポンポコ山公園のパークセンターにおく観光協会よりは、私は圧倒的に利用者の多い道の駅の方であった方が町としても効果があると思うんですけれども、協会を道の駅の方に移転するか、若しくは町の職員を道に駅の方に配置してですね、こういう情報発信に努めた方が良いと

と思いますが、町長のお考えをお伺いします。

2番、次に、道の駅を防災面で強化してはどうかということでお尋ねいたします。道の駅には大型トイレ、そして調理をする部屋、そして食材も売るほどあるわけですし、そして大きな駐車場もあります。災害時には避難場所としても使用できます。ただ断水した時に困るのが非常用の飲み水かと思えますけれども、これを保管できる設備があればトイレも調理もできるわけで、それによって炊き出しもできるようになると思います。防災機能が強化されると思いますのでそういう面について町長のお考えをお伺いいたします。

3番も関連ですけれども、道の駅は国道に面しているわけで、大きな事故、自然災害に対応できるように道の駅に緊急時のヘリポートを確保されてはいかがでしょうか。以上の点について町長のお考えをお伺いいたします。宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 嶋津宣美議員のご質問にお答えをいたします。

議員がご指摘のとおり、平成27年度は統合小中学校の改修という大きな事業を行わなければならないことや、国・県の地方創生・人口減少対策活用した取り組み等を重点に新規事業の抑制とこれまでの事業についても見直しを行ってまいりました。

1点目の事業の検証についてであります。八峰町農林水産物処理加工施設につきましては、ご存知とは思いますが白神山地を源流とする日本海の海水で天然塩等を製造し、町内の農林水産物と合わせて白神ブランドの加工品の開拓を促進していくため、平成19年度に新山村振興等農林漁業特別対策事業を利用して建設した施設です。八峰白神自然食品株式会社が業務を担い、平成23年度から平成27年度まで町の指定管理者となっており、現在白神の塩と塩もろみの製造を行っております。指定管理委託料は平成23年度、平成24年度は400万円、平成25年度、平成26年度は300万円となっております。

平成21年度には、「八峰町農林水産物処理加工施設製造品利用組合」が発足し、塩、塩もろみを利用した農林水産物加工品等の商品開発はもとより、塩もろみを使った料理教室、ハタハタずし講習会などを開催し、塩、塩もろみの普及に尽力をいただいております。会社の経営状態としては、当初予定していた製造量および販売量が思ったほど伸びずに苦戦していますが、白神の塩は町の特産品として認知されつつあり、塩もろみも水産加工業者や食肉業者に得意先が広がりつつあります。平成27年度は自ら加工品を製造する

計画等もあります。町としては指定管理期限である平成27年度までは支援を続けると共に、会社と十分話し合いを持ちながら、平成28年度以降についての方針を出したいと考えております。

次に、生薬栽培についてであります。農家の経営安定を図る新たな作物として取り組むべく、平成25年度から町有農園で試験栽培を行っています。2年目となる平成26年度からは、町や農家、東京生薬協会の会員などで構成する「八峰町薬用作物栽培検討委員会」を立ち上げて進めており、町の気候や土地条件に適した品目の選定や種子の確保、農家栽培の普及・啓発、収穫・出荷に必要な機械などについて検討しています。今年度最後の第4回検討委員会が3月3日、4日に開催され、平成26年度栽培実績のほか、平成27年度栽培計画が審議されています。それによると、今年度までは9種類の品目を試験栽培してきましたが生育不良の3種類を除くことにし、平成27年度はカミツレ、ウイキョウ、センキュウ、キキョウ、カンゾウ、センブリの6種類を継続栽培する計画としております。特に、種子を確保することができ、龍角散から購入希望が出されているカミツレ、キキョウについては、町の広報で栽培希望者を募集したところ、2月末で5名の農家から申し込みがあり、自分の農地で栽培してもらうことにしています。当面は、販売先が決まっている品目の拡大を主体に進めていきたいと考えております。

次に、ジオパークについてであります。推進母体となっている八峰白神ジオパーク推進協議会については、日本ジオパークへの加盟認定を目的に平成22年5月に発足しております。平成24年8月に加盟認定審査を受け、同年9月に日本ジオパークに認定されました。現在は旧岩館小学校に事務所を構え、八峰白神ジオパークのハード、ソフト面での整備を進めながら、平成28年度に予定されている日本ジオパークの再認定にむけて準備を進めているところです。平成24年度の補助金は626万円、平成25年度は1,293万円、平成26年度は1,207万円となっております。看板などの整備や、パンフレットの整備、地質の調査、研究が一段落すれば、もう少し事業費が圧縮できるとみております。人員的には学芸員の確保が難しく、会長、事務補助員、パート等による2人から3人の体制で運営しており、町も職員派遣の支援を行っております。

現在、日本ジオパークは36の認定箇所があり、今後50箇所に増えるの見込まれています。秋田県においては、当ジオパークと男鹿半島・大潟ジオパーク、ゆざわジオパークに加え、4月には鳥海・飛島ジオパークが発足する予定です。また、4月には、4つのジオパークで秋田県ジオパーク連絡協議会が正式に発足するため、秋田県でのジオパー

ク活動がさらに充実していくことが予想されます。

八峰白神ジオパーク推進協議会については、現在協議会の場所や体制の見直しを行っている最中です。具体的には、森林科学館にジオパークの機能を移し、ぶなっこランド全体で白神山地とジオパークを紹介したいと考えています。また、白神ネイチャー協会や八峰町白神ガイドの会、八峰白神ジオパーク推進協議会で連携、協力しながら、ぶなっこランド全体を運営する方向で検討しています。こうした見直しを通じて、組織の効率的運営と経費の抑制を図ってまいりたいと考えております。

また、新年度は、ふるさと協力隊員の派遣も考えているところです。なお、ジオパークを主に観光や教育、学習の場として推進してまいりましたが、地域づくりや防災に活用している地域もあり、当町としてもできるだけ地域活動にも有効に活用しながら、来る平成28年度の日本ジオパークの再認定に向けての課題解決に取り組んでいきたいと考えております。

2点目の「ふくし会に建物建設時の償還について補助しているが、内部留保を考慮すべきでは」についてであります。社会福祉法人「八森峰浜ふくし会」は、特別養護老人ホーム「松波苑」、デイサービスセンターを平成5年4月に総事業費8億4,036万円で、平成11年11月には特別養護老人ホーム「海光苑」、デイサービスセンター及びケアハウスを総事業費14億8,178万円で建設し、両施設の総事業費は23億2,214万円で、財源内わけについては、国・県補助金が9億5,496万円、町補助金が6億9,675万円、借入金が6億7,043万円となっております。

また、同法人は、平成26年6月に特別養護老人ホーム「松波苑」に、総事業費5億2,757万円をかけ、ユニット棟30床を増床しております。30床の増床の際は、国・県補助金1億1,850万円と、自己資金1億5,907万円、借入金2億5,000万円で建設しており、町からの補助金はありません。借入金の償還は、平成26年から平成45年度までの20年間とのことであります。自己資金については、同法人が経営努力により増床時のために、また、施設の大規模な修繕など施設管理等のために積み立てていたものを全額支出しており、内部留保といわれるような多額の資金は残っていないと聞いております。平成27年4月からは、介護報酬等のマイナス改訂により、経営が厳しくなるとも聞いております。建設時の町補助金は、「松波苑分」が平成24年度に償還が完了しておりますので、残りの「海光苑分」については、平成31年度の償還が完了するまでは、補助としてまいりたいと考えております。

次に、「峰浜培養への出資がなぜ町だけなのか。その額がなぜ同額になるのか。」についてであります。

まず、峰浜培養が平成25年1月に事業を再開するにあたり、原材料の購入費や人件費、燃料費等諸経費、借入金返済などの運営資金が必要なため、12月議会補正予算の承認を得て、平成24年12月20日に8,500万円を峰浜培養に貸し付けています。償還期限は平成27年12月19日です。補正予算を提案する際に、貸付金でなく出資金での対応を考えましたが、過疎債の枠がなくて一般財源での対応が必要なことや、出資を増額した場合に峰浜培養の事務手続きに日数を要するため事業の再開が遅れてしまうことが危惧されたため、貸付金とした経緯があります。しかし、貸付金の償還期限までには出資金に切り替えたいと議会全員協議会で説明させていただいたので、当時の議員の皆さんはご存じのことかと思えます。

現在、峰浜培養の株主出資者は町と農協だけであります。以前は栽培農家も一口5万円を出資していましたが、全農家の希望により会社が全ての株券を買い上げております。嶋津議員が言うのは、同じ株主である農協がなぜ出資しないのか、ということだと思います。菌床シイタケを振興する上で農協の果たす役割が非常に大きいことは、嶋津議員もご承知のことだと思います。施設整備について、平成14年度以降だけでも発生用建物26棟の建設、パックセンターの建設や冷蔵施設、包装設備工事など、農協が事業主体となって導入しており、国庫補助金を除いても3億円以上の投資額となっております。このほか、生産農家への資金融資、手数料無しでの原材料取引、シイタケ専任職員の配置など、多額の投融資支援の状況となっております。したがって今回、貸付金相当額を出資金に切り替えるにあたって峰浜培養は町の第3セクターであり、町が主体的に支援するのが妥当であること、財源に過疎債を充当することで7割が交付税算入されることから判断したことであり、ご理解を願いたいと思えます。

次に、所有者のいない危険建物について代執行できないかというご質問について、お答えします。

町としても、危険な空き家の周辺住民の安全・安心を守るため、条例にのっとり所有者や管理している人に除却などの助言、指導をしており、その数は現在まで26件となっております。このうち、解体した空き家が7件、修繕した空き家が2件、解体予定の空き家が1件となっております。

まず、「八峰町空き家等の適正管理に関する条例」の規定では、管理不完全な空き家

や危険な空き家については、その所有者又は管理する者に対して、適正な管理のために必要な措置について助言又は指導をし、それでも管理が不十分な場合は、勧告、命令、氏名の公表という手続を経て、最終的に行政代執行法に基づいて代執行ができる、ということになっております。したがって、所有者又は管理する者がいるという前提での代執行で、所有者が死亡して相続人もいない場合や、所有者が所在不明の場合など、命令の対象者がわからない、いわゆる「不確知事案」の場合は、条例を適用して代執行はできなく、行政代執行法でも代執行できないことになっております。

このように、代執行をする場合、法律や条例に従わなければならないという制限もありますが、代執行に係る費用負担の課題もあります。代執行に係る費用は町が負担し、その費用を所有者等に請求することになります。空き家の除却を行う場合の費用は、構造や大きさにより異なりますが、100万円単位の額になります。所有者が空き家を放置している理由は、金銭的な事情によるものが多いと考えており、代執行した場合の費用の回収はかなり難しいと思っております。特に、所有者の所在が不明な場合などの「不確知事案」の場合は、費用の回収はほとんど困難であり、町が全額負担しなければならないこととなります。加えて、町が代執行した場合、空き家を適切に管理している人との公平性の問題や、費用を町が全額負担することへの町民の理解が得られるかどうかという問題、更に「空き家を管理しなくてもいずれ町が代わりに除却してくれるだろう」という安易な考え方が生まれるのではないかという危惧など、代執行するためにはまだ課題があると考えております。町では、平成25年度から3か年計画で約300件ある空き家の調査を実施しております。平成26年度はまだ調査中ではありますが、平成25年度に調査した102件のうち12件が危険と判断され、そのうち2件は賃貸契約が成立しているため、10件の所有者等に指導書を送付しております。また、同時に除却費用の2分の1、上限は50万円ですが、補助する説明資料も同封して、適切な管理をお願いしているところであります。その後、秋田銀行と「空き家解体ローン提携に関する覚書」を締結し、町の補助金を活用して空き家を解体する場合、低利でローンが利用できるということも周知したところであります。

国でも、空き家に対する対策を進めてきております。平成26年11月27日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、適切な管理が行われていない空き家等に対する対策が盛り込まれ、一部が平成27年2月26日に施行されましたが、勧告や命令、代執行などに関する肝心の「危険な空き家等に対する措置」については、まだ施行されて

おりません。この、まだ施行されていない措置の規定の中に、「不確知事案」の場合でも所要の手続を経ることによって代執行ができる旨が定められておりますが、現時点では代執行はできないこととなります。また、この法律では市町村への財政的な支援も行うよう規定されておりますが、まだ具体的な内容が決まっております。更に、税務課の固定資産税の課税情報も、空き家の所有者や管理する人の把握に利用できるようになりましたので、所有者等の把握が今よりし易くなります。

町で調査して、危険な空き家と見なされた空き家のうち、所有者や、所有者の相続人、または空き家を管理する人など、関係者が全く分からないという空き家は、今のところありません。町の補助制度も今年度から始まったばかりですので、まずは助言や指導をし、町の補助制度や銀行の融資制度も説明しながら、所有者などから除却をしていただくよう進めてまいります。

なお、市町村に対する国の財政的な支援内容が明らかになった場合には、今後の対策に活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、道の駅の機能充実についてお答えします。

道の駅は、国土交通省により登録された休憩機能と情報発信機能、地域連携機能をもった道路施設で、具体的には24時間利用可能な一定数の駐車スペース、トイレ、24時間利用可能な電話、情報提供施設を備えた施設であることが条件となっています。平成5年の制度創設以来、全国で1,040箇所になり、観光施設や産直施設とも結びつき、地域経済の活性化や雇用創出の場としても貢献している道の駅が数多く見受けられます。国土交通省では、地方創生の一環として「道の駅」を経済の好循環を地方に行きわたらせる成長戦略のツールとして位置づけ、優れた取り組み地点を選定して、重点的に支援することとしています。八峰町には、道の駅はちもりと道の駅みねはまの二箇所がありますが残念ながらこの選定対象には入っていません。

さて、観光協会を道の駅に移転するか、町職員を配置したらどうかとの提案ですが、道の駅はちもりについてはそのようなスペースがないので、道の駅みねはまについて回答します。道の駅みねはまの観光案内の現状ですが、休憩スペースにあるITS情報端末システムやポスターやパンフレットで情報を得ることができます。3月からはWi-Fiも使えるようになり、スマートフォン等の利用者にとっては観光情報の取得が便利になりました。また、隣接する産直施設おらほの館の紹介コーナーにおいてもポスター、チラシ、掲示板で観光情報を得ることができますし、おらほの館スタッフにも観光案内

の対応をお願いしているところです。ただ、町の南玄関口であり、現状の観光案内機能だけでは不十分だと認識しております。八峰町観光協会との話し合いの中では、道の駅みねはまやその周辺に観光案内機能があるのが理想的であるという点は一致した認識ですが、現実的には八峰町観光協会はパークセンターにおいて、公園整備、バンガローやバッテリーカーの管理、グラウンドゴルフの受付、公園利用者の安全確認と救護施設としての業務もあるため、今の体制のままでは観光協会を移すのは難しいと考えます。ただし、八峰町観光協会でも、観光情報がほしい観光客をパークセンター窓口まで誘導する工夫や、不定期でも観光案内スタッフを道の駅みねはまに巡回させる案などを考えていて、観光案内のあり方を模索しているところでもありますので、少し工夫する期間をいただきたいと考えています。補助金をふやし、スタッフを増すことも一方法ですが、後年度負担を考えると難しいと思います。町職員の配置についても、職員数の適正化計画を進めているなかでは、配置することはかなり難しい状況でありますので、観光協会と話し合いをしながら創意工夫に努めたいと考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、「非常用飲み水を保管できる施設や炊き出しなどができるようにして防災機能を充実すべきでは」との提案にお答えをいたします。

平成5年に道の駅の登録制度が始まりましたが、道の駅はちもりは平成7年、道の駅みねはまは平成11年と比較的早い段階で登録になっています。その当時は、商業活動と一線を画す必要があったのですが、近年のように観光振興や地域振興と結びついて建てられ、さまざまな機能を集約した道の駅を見ると、少し物足りなさを感じている次第です。防災拠点機能についても、平成16年に発生した新潟県中越地震を契機に追加提唱されたもので、断水時でも使用可能なトイレ、非常食、飲料水の備蓄、停電時の非常用電源の確保などが提唱されています。ただ、これらの機能の必要性については、周辺環境事情によるところが大きいと考えます。都市部にあって利用者が多く、災害時に防災機能を期待されている道の駅と、地方にあって利用者もそれほどでなく、道の駅以外にも防災機能が備わっているところでは、施設整備の仕方、内容、時期もおのずと異なってくると考えています。いずれ、今後国土交通省から示されてくる計画、事業等を十分鑑み、必要であれば対応していきたいと考えています。

なお、3月10日付けで、秋田県より「観光客等の防災対策」ガイドラインが出され、市町村においても観光客等の防災対策マニュアルづくりが求められておりますので、作

成の過程において道の駅の果たす防災の役割や、防災機能のあり方を検討して行きたいと考えております。

次に、「道の駅に緊急時のヘリポートを」の提案についてですが、八峰町には救難用ヘリポートとドクターヘリ用の離着陸場所が指定されております。救難用ヘリポートは、秋田県と八峰町が協議して決めるもので、峰浜中学校グラウンドと田中ミニ公園の2箇所が指定になっています。ドクターヘリは、消防署からの依頼を受けて町内では9箇所指定になっております。峰浜中学校グラウンド、埴川小学校グラウンド、旧岩子小学校グラウンド、田中ミニ公園、八森中学校グラウンド、八森小学校グラウンド、旧岩館小学校グラウンド、御所の台ふれあいパーク町営球場、チゴキ園地駐車場です。このように、救難用ヘリポートとドクターヘリ用の離着陸場所は、一定程度広い面積が必要で、周りに障害物がなく、いつでも使用できる場所を選定しております。

航空法では、「緊急の捜索や救助を行う場合、必要な場所に離着陸できる」となっており、道の駅駐車場の場合も、緊急の場合は離着陸場所として使用は可能です。

道の駅は常に利用者がいるので、あらかじめヘリポートとして指定しなくても、通常は他のヘリポートで十分対応が可能と考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 休憩いたします。午後1時より再開し再質問を行います。

午後12時03分 休 憩

.....
午後 1時00分 再 開

○議長（須藤正人君） 午前中に引き続き会議を開きます。午前中の8番議員の当局からの答弁に対し、再質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 8番嶋津です。丁寧なご回答ありがとうございました。昼を挟んだら何かかなり整理できなくなりましたけれども、まず1番について再質問を行います。

まず、新年度大型事業が目白押しということで、いくらかでも節約するところはして、新しい事業に向けるべきかなということで申し上げました。ただその中でも、塩については町長の方からも、新年度を目処にして平成28年度には検討を加える、あるいはジオパークについては常任委員会の方でも話題になりました。推薦体制も変わる、団体が更に下受けさせるような事業委託するという形のものも見えましたし、若干ずれてきたの

かな、禪をしめる必要があるんじゃないかなと思った事業もございます。それから、2番にふくし会のことを言いましたけれども、過去にはそういうことで、お金は町が補助しながら建物を作って、国の補助金もあるわけですが、ただ収益はふくし会のものという感じが今まで拭い切れませんが、今回は建物を作った関係でそういうことですが、町の一大事の事業なわけですから、そういうものも本当は考慮してほしかったなところと思います。

1問目の事について、1つだけお尋ねします。峰浜培養のことですけれども、先日の常任委員会の中で平成24年にですね、町長の方から工場の立ち上げについて再生産について8,500万円の内訳が相談されて、出資金の予定のところいろんな都合があって貸付金になったと、こういうことでありました。その中で担当課長からは8,500万円の内訳は元々の借入金の返済が3,000万円ほど、それからホダの製造に掛かる材料費が1,800万円、人件費が948万円ですか、他に電気料、燃料等ありましたが、一番最後に施設を改良しなければだめだということで約3,000万円掛かる、合わせてトータルすると8,500万円だと。こういうことで説明受けましたけれども、実はあれからもう2年、今年の12月にはこの8,500万円を耳をそろえて返す時期なわけですね。ところが、8,500万円の出資金になれば、それにあてがうお金が当然イコールなわけですので、どうしてここが8,500万円出資金貸付金、同じになってしまうんですね。この2年間、培養としても頑張ってきたわけでしょうし、最近新しい真菌のキノコの生産も順調だと、収益の方も農家の方大変喜んでおります。そうすれば、ある程度は8,500万円でなくても6,500万円とかですね、それでも対応できるんじゃないか。こんなふうな素人考えでからいけば、思うわけですけれども町長、お考えをお聞かせください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

平成25年の1月のスタートに向けては、会社としてはほとんど資金がないという状況からスタートしています。したがって当時からいけば出資をして、増強しながら立ち直しを図りたいというそういう意図でありましたけれども、何回も申し上げているように事情がありましたので、貸付金ということでありました。機会を見てそれを出資金という形にしますということでありましたので、今回上げてありますけれども、今おっしゃるとおり会社も頑張っています。ただ、今年度昨年度は赤字もありましたけれども、今年度は黒字には転換できる見込みですけれども、まだやっぱり安定した状態で大丈夫だ

という所まではまだ行っていないのが現状なのではないかなど。もちろんいろんな面で好転してはきていますので、上向きになって来てることは確かです。今が大事な時期ですので、しっかりと会社の基盤をさせながら、この後皆様方にも提案しております、培養の増強に向けた動きなどもですね、そういう体制も固めるためには、何としても今が一番大事ということでありましたので、今8,500万円返した場合、会社としてはとてもじゃないがやっぱり立ち行かなくなるというような状況でありますので、町の1つの大事な産業として米に次ぐやっぱり6億円の売り上げを上げているというような状況です。それからまた、これによって相当数の雇用が生まれて、町の産業としては大きく貢献している状態にありますので、これをですね、今ようやく固まってきた基盤と言うものを、しっかりした形でこの後に備えて行くためにも是非必要でありますので、そこら辺をご理解の上、是非宜しく願いしたいなというふうに思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） くどいですがけれども、8,500万円の貸付金、借金、今度これは出資金同じ額で8,500万円、これ町民の人方にもこの後もいろんななんかの機会にまた説明するわけでしょうけれども、8,500万借りるものを出資金で同じ額であれば、最初から仕組まれた額なのかなと何かそういう感じを拭いきれないと言いますか、まして今年度と言いますか、平成27年度なるでしょうね、県の未来づくり事業2億円の話なんです、それでもシイタケの生産に結びつけるための設備改良やるはずなんです、この後どんどん8,500万円だけでなく、未来づくり事業の中でもかなり億単位のお金が培養の改良に掛かると思うんです。その時、町民の人方からまた培養のことかとなるわけで、この8,500万円、借金にその穴埋めするための出資金ということのイメージが、どうしても拭いきれないんですけれども、この後の未来づくり事業と合わせて町長の方からそれは違うということ、それともう1つは町民の方々にはこの内容について、詳しく説明しながら新しい事業に持っていくということを説明してもらえればと思います。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

平成24年の12月の県の、お分かりいただけたと思いますけれども、その際、本来であればその際は出資であったということでありますので、それをただその時の状況からいって貸付にならざるを得なかったということなので、今、それを出資という形で当初の考えたとおりに戻したというような感じでございます。もちろん会社自体としてですね、

どこまでもこの8,500万円について、もう返さなくてもいいとかという意味合いでなくて、一生懸命努力をしながら、いずれ会社自体としても黒字を出しながら、何らかの形で町にも返していくような格好は取っていかなければならないじゃないかと思っております。過去にはハタハタ館も黒字が出まして町の方にですね、4年ばかり寄付という形で逆に会社の方から町の方に出していった経過が、今も観光基金に積み立てて2,000万円ばかりあるはずでありますけれども、そういうやり方もまたひとつの方法としてあるだろうと思いますし、会社自体として何らかの形でやっぱり町の力を借りたというのを忘れないですね、やがてに備えて頑張っていかなきゃならないと思います。それからまた、未来づくりについてはまだ決定ではございませんけれども、いずれ設備を強化しながら、そしてまた雇用の拡大と生産拡大、そして雇用の場を作っていくという大きなねらいの元にやるわけありますので、この出資というのはあくまでも現在の会社の基盤をしっかり固めて行くというために使うものでありますので、ご理解をしていただきたいと思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 今回予算には8,500万円の出資金という形なんですけれども、極力今年の生産の方ですね、残してもらっていくらかでもいいから8,500万円以内の中でやるように、ひとつ頑張ってもらいたいなど私は思います。回答ありません。

○議長（芦崎達美君） 答弁求めますか。2問目の再質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） この空き家の中にある中で、所有者がいない相続も放棄されているという難しいものがあるわけなんですけれども、私質問の中で代執行と言いましたけれども、代執行のできない、町長も話しておりましたけれどもできない建物ですね、相手がない、請求もできない、こういうのがやっぱり最終的な問題で、議長の近くに確かあるはずですし、町内にいっぱいあるわけです。ただ、町があればやってもそれを資金回収もできないような状態の中ですね、しからばじゃあその近くの方々がトタンが飛んできたり、あるいは自宅の方に被害を与えられる、それも泣き寝入りするという状況、これを最終的に誰が責任もってやるかということ、私やっぱりただ消防署に連絡すればいいとかそんなんでなくて、どっかが危険回避するために何か手を打たなきゃだめだ、それはどういうことかということ、いつかの時点で町が責任を持ちながら手をつけていかなければならないんでないかなと、こう思います。大仙市ですか。あそこで県内でもトップでやりましたけれども、代執行やったところあります。でもその掛かったお金の回収

のできないところがあるということも聞いております。でもそれは市長の決断ではやはり命に変えられないということで、市の税金を投入することなんですけれども、町長この考え方、どうなんでしょうか。やっぱりお金は回収できないから危険は多少あっても近くの人泣き寝入り、これで良いのでしょうか。お答え願います。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

不確知事案、要するに所有者あるいはそういった管理する人がいない状態のものは、今まで調査した中では当町ではありませんので、そういう事案は今のところ発生するものはないというふうに思っております。ただこれから先の話ですからどういう状態になるのか分かりません。ただ、今議員がおっしゃるような事例であれば確実にもしやるとすれば、もう町の金が黙っていても出て行くということになっちゃうと、さっき答弁で申し上げましたけれども、しっかり管理してたところと管理していない人の差、更にはいずれ黙っていれば町の方でやってくれるべというものにですね、繋がりかねない要素もありますので、ここらはやっぱり慎重にお互いに議論しながら、じゃあ町のじえんこ投入してもいいからどんどんやれということになるのかどうかですね、このへんの判断はお互いにもう少し慎重に考えた方がいいんじゃないかなというふうに思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 先日、朝日新聞にも載っていたんですが、同じことが。その中で最近の一般の方々のいろんな知恵がありまして、財産放棄と言いますか、相続放棄をされる方もおるようです。そうすると土地建物もう存続関係ないわけだから所有もいないと、こういう感じで工夫して、そういう方々いるようですけれども、そうすると手もつけられないその隣のうちだけが迷惑掛かる、やっぱりそれで関係ない、これでいいんでしょうか。ちょっとその辺がですね、役場の方に電話入れても、何かあったら消防署に電話入れてければトタンぐらいはたぶん打ちつけるだろう、それでいいんでしょうか。最近、風強い日が続いてですね、夜もたぶん寝れないようなトタンの音がですね、ある中でその関係する人方大変苦労されていると思うんですけれども、いつかの時点、それも近々ですね、そういうのは発生する可能性がいっぱいあるわけですので、積極的に町の方も町の税金投入ということも視野に入れて検討する必要があると思いますので、町長からは最後で結構ですけれども、そのお伺いの方もう1回お願いしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 現在の町の状況は、先ほどもお話しましたがけれども空き家について全数を調査しながら危険判定をして、これは危険であるというものについては解体するように進めて、それに対しては解体の助成であるとか上限50万、あるいはまた、もしそれ以上掛かって金が必要だってなった場合、資金の貸し付けの低利なものもありますよといったものをまず最大限やりながら、自己責任でやっぱりやっていただくというのが前提であります。確かにこれから時代がこのとおりでございますから、管理されないのも出てくる可能性も十分あると思います。そういったのは当町だけじゃなくて、全国的な傾向でありまして、そこで国の方でも空き家に対するどういう対応をするかということで特別訴訟ができて、具体的にどういう財政的な支援から含めてやるのが今検討されている最中でございますから、そういったものも見極めながら、ただ単に今の中で金掛けて町でどんどんやらなきゃいけないという状況ではありませんので、将来に向けてそういうものはもう少し慎重に考えて行きたいというふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 現に建物、空き家ですね、建物がもう倒壊して自分のうちの方に傾いているという所もあるわけですけども、片方の当事者の方はその経済的な負担ができないような状態、あるいはさっきしゃべったような感じで財産の相続放棄ですね、やっていると、だからもう私には責任ないんだってこういう中で、もう間もなくですよ、間もなくそれは町の方でやっぱり検討してもらわないと困る状態が来てるわけで、やはりトタン飛んできた、隣のうちが壊れた、これでは何ともならないわけですので町長の方には早めに町がやっぱりすべきところはやるんだと、多少の負担してもですね、それあの心構えを私は持ってもらえればと思います。回答はいりません。

○議長（芦崎達美君） 次に、3問目の再質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 道の駅の機能の強化ですけども、先ほど観光協会の話、ちょっと私しました。観光協会の目的は観光協会ですので、観光のPRが主だと思うんですが、今の観光協会はポンポコ山の公園の方にあるわけで、道の駅の方にはパンフレットしかない、それから町長から話ありましたけれども産直の母さん方がいろいろこう、そういう面はカバーしたりですね、八峰町はこういういい所があるということでそれはやられているわけですけども、ただ、国が今進めている地方創生の中ではこれから町もいっぱいお金掛けてやる少子化対策、あるいは移住定住の話になっていくと、これは産直の母さん方あるいは観光協会だけでも対応できない、やっぱり専門的な町の職員がこうい

う町にはこういう制度があるとか、こういう空き家の対策がありますよということをや
る、それはやっぱりどこでやったらいいのかとなるとやっぱり例えば八峰町だったら、
ポンポコ山の道の駅あたりがベターだと思うわけです。したがって観光協会のようにポ
ンポコ山の公園にあるのではなくて、やっぱり前に出て来て道の駅の方ですね、そう
いう体制を取った方が観光協会だけじゃなくて町としてもこれから必要でないか、こう
いうことで提案したわけですので、町長の方からご回答もう1回お願いします。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

確かにおっしゃるとおりですね、これから観光情報、あるいはまた地域のいろんな施
設の状況だとか、道路状況であるとか、様々な形での情報を求めながら来る人は確かに
おると思います。その中にまた、やがては移住定住の話もする人も中にはいるかもしれ
ませんが、それをするためにわざわざ来る人いるか、いれば大変いいわけですが
けれども、いずれそういう話があればですね、町の方に話を振っていただければいいわけ
ですが、ただ今のところ観光協会にそこまでですね、まだ指導もしておりません
ので、そういう機能まで持たせるとすればまだまだ時間はちょっと掛かるのかなと思っ
ています。それから現実処理の問題で、今、場所がポンポコ山のパークセンターにあり
ますので、あそこではいろんな管理業務含めながらの観光協会の設置ということであそ
こへやりましたので、確かにおっしゃるとおり手前にあればですね、便利なことは便利
だと思うので、まずその補強する意味でどういうふうな形にするのか、直ちに今町の
職員を貼りつけるということはちょっと無理だと思いますので、いろんなやり方をちょっ
と工夫してみたいと思いますので、時間を貸していただければというふうに思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） このことについても、未来づくりの方の関係も出てくるわけ
ですが、平成27年度に町で手をつける少子化対策で、給食費の半額とか保育料の無料
化とかいろいろやるわけです。この後続くのは、たぶん定住のための集合住宅とかとそ
んなことあると思いますし、やっぱり国もそこに地方創生の中でいろんなことをこれか
ら出してくると思いますので、むしろ町の中も役場庁舎だけでなく、仮に雇用しても
ですね、最先端のところを通りすがりの観光客でもいいわけですから、積極的に道の駅
の方にでもそういう情報室を設置して頑張ってもらえればと思うわけですが、町
長からも一言だけ。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。これから大事な課題でありますから、そういったものにも答えられるような観光協会との連携を持って、そういう情報も発信していけるようなものを作り上げていきたいと思っております。それから今いろいろ本年度それから来年度に掛けて、空き家住宅を借り上げながら移住を進めて行くと、お試しを含めてやるというふうなことになってはいますけれども、やっぱり全国的にもこの空き家の活用というのは非常に大事になってきますから、今年度来年度の事業ですね、基礎にしながら一生懸命移住定住に頑張っていきたいなと思っております。

○議長（芦崎達美君） これで時間がきましたので、8番議員の一般質問を終了します。

次に2番議員の一般質問を許します。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 傍聴の皆様、午前中に引き続き大変ご苦勞様でございます。私これで3度目の一般質問になりますが、今日も1番傍聴の方が多いので張り切って質問させていただきたいと思っております。

まずは通告に従いまして、私は今日2問ばかり質問をさせていただきます。

まずは農林産物と加工食品のブランドと販売促進についてであります。

現在、八峰町には農林振興課が担当する「八峰美人」と、産業振興課が担当する「はっぼううまし」の2つのブランドがあります。町内の農林水産物と加工食品のブランドを統一することにより、経費、労力の削減ならびに販売促進評価に繋がるのではないかとこの思いから質問をさせていただきます。「八方美人」についてはオフセットクレジット付き農林水産物として商標登録を取り、規格外シイタケを販売しましたが、昨年11月29日「ブランド構想進展なく販売打ち切りか」との新聞報道がありました。「八方美人」のこれまでの経緯と今後の展開についてお尋ねします。続きまして、「はっぼううまし」加工食品業者を中心に推進協議会が設立されましたが、農林水産物を対象とし「はっぼううまし」を八峰町産食材の統一ブランドにすることが、販路拡大や販売促進に繋がるのではないかとと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

続きまして、第2問目は八峰町雇用創出活動支援事業と定住奨励金の支給時期についてであります。

八峰町雇用創出活動支援事業の助成金は、事業が終了し領収書を提出してからの支給となっています。現状のこの制度では自己資金を持っているか、金融機関などから一時的に借入できる業者は利用できますが、一般の個人事業主にはハードルの高い制度と思

われます。利用者減により、平成27年度予算は平成26年度予算の2,000万円から1,000万円に縮小されましたが、制度の利用促進し、地域経済の活性化のために業者への支払前に支給することはできないのかお尋ねします。また、定住奨励金は転入を1年以上町内に居住した後、単身で15万円、家族で30万円の支給となっています。町外から移住定住するには、少なからず引っ越し費用や生活用品の購入などの経費が掛かります。移住定住者の促進のためにも転入と同時に定住奨励金をするべきと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

以上2問、宜しくお願いたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 笠原吉範議員のご質問にお答えをいたします。

まず、「農林産物と加工食品のブランドと販売促進について」であります。

はじめに、「『八峰美人』のこれまでの経過と今後の展開は」についてであります。

真菌による菌床しいたけの収穫がはじまって間もない平成25年5月頃、シイタケ生産者から「市場に出荷できない小さな規格外品が多く出てもったいないので販売できないか」という相談を受けました。そこで、販売手段の1つとして、カーボン・オフセットを活用した環境対応商品として販売することを企画したところでした。商品化する際にブランド名を付けていくことを模索し、八峰町の良い物をPRする意味合いから「八峰美人」という名称を立案したところでした。この名称を商標登録申請するに当たり、シイタケ単品にだけ表示するのではなく、八峰町産の米以外全ての農産物を対象とし、販売力強化の一助になれば、と考えております。「八峰美人」ブランドの第1弾商品となった規格外の小さなシイタケは、「購入すると売り上げの一部が八峰町の森林支援につながり、白神山地の保全にも役立つ」というカーボン・オフセット商品としてのコンセプトが都市圏の消費者に好評をいただくことができ、現在では環境省をはじめとして、カーボン・オフセット施策の資料やインターネットの紹介ページなどにも活用されております。「八峰美人」という商標については、八峰町で生産された野菜や林産物、山菜、果樹など、米以外全ての農産物で使えるようにしております。したがって、町内の方が自慢の「良い物」を売り込んでいくツールの1つとして使用したいということであれば、カーボン・オフセットへの協力如何に関わらず、どなたでも活用していただければと考えているところです。

次に、「はっぼううまし」について説明させていただきます。

「はっぼううまし」は、平成24年度から2年間取り組んできました「八峰白神ブランド戦略事業」から生まれた八峰町特産品のブランド認証名のことです。「八峰白神ブランド戦略事業」では、地域ブランド開発に優れているコンサルティング会社に依頼し、八峰町と八峰町の特産品を全国に売り出すべく、町内の水産物加工会社や菓子店、酒蔵など8事業者と協議を重ねて、商品開発等を行ってきました。平成24年度は7回、平成25年度は8回のワークショップを行い、「パッケージや容量などの見せ方からのブランド化」、「フードコーディネーターやデザイナーからの改善アドバイス」、「販路調査や商品試食評価」、「東京・仙台での消費者モニター調査」などの研修を経て、ブランドマークデザインの決定のほか、「はっぼううまし」の商品を生み出すことができました。白神の塩や塩もろみ、しょつつる、地酒のパッケージを一新したほか、そばサブレや酒粕ケーキ、ハタハタオイル漬けなどの商品が新たに作り出されております。また、「はっぼううまし」のブランド名を確立するべく、「はっぼううまし」のブランド名の認証基準や運営管理についても検討されたところです。今年2月に、いままでの活動事業者を中心に、産直施設、商工会、観光協会も参加して「はっぼううましブランド推進協議会」が発足しました。これまでに開発した商品に加え、新たな商品の開発を行うほか、販売促進等にも力をいれていく予定です。「はっぼううまし」の対象商品は、「町内に事務所を有する企業が製造する食品で、地元農林水産物を主原料とし、使用禁止添加物を使用していない商品」としており、今は加工商品を対象を絞って商品開発、パッケージデザイン、流通、販売促進を進めております。これを農林水産物そのものまで対象にしまうと、商品管理、保存期間、流通や販売方法の違いなど、抱える課題等が大きくなってしまうため、今の段階では大変難しいと考えております。「はっぼううまし」が一定の実績をおさめ、次へのステップを考えたときは、協議会でも検討していただくよう申し入れをしたいと思います。

なお、先ほど申し上げたとおり、八峰町の農林産物の認証ブランド名としては、「八峰美人」の活用をご検討いただければありがたいと考えております。

次に、「八峰町雇用創出活動支援事業」と「定住奨励金」の支給時期についてお答えをいたします。

八峰町雇用創出活動支援事業は、平成21年度から始まり、今年度で6年目を迎えます。現在のこの事業は、3つの事業からなり、新たに雇用した者の人件費を対象とした「雇

用奨励費」と新規事業の初期投資分を対象とした「創業支援費」からなる「産業創出支援事業」、新商品の開発や既存商品を改良するための経費を対象とした「ものづくり支援事業」、新商品や改良した商品の販路促進の経費を対象とした「販路開拓支援事業」があります。現在、雇用奨励費は1名につき該当経費の2分の1以内で限度額100万円、創業支援費は該当対象費の2分の1以内で限度額100万円、ものづくり支援事業は該当対象費の2分の1で限度額100万円、販路開拓支援事業は該当対象費の2分の1以内で限度額50万円となっております。今まで、この事業者の利用延べ件数は、136件で事業総額2億1,000万円に上ります。この補助金交付要綱にあつては、「補助金の交付は、補助事業の完了確認後、補助事業者からの請求により交付するもの」とあり、通常は、事業終了後に事業実績や支払の領収書をチェックしてから補助金交付を行っております。また、要綱に「町長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、概算払い、内金払い、前金払いをすることがある」と規定しているため、実績や領収書がある場合は中間支払いや概算支払い等も行っております。ただし、前払いに関してはリスクが高いため、今のところ今まで支払いの実績はありません。事業の必要性と内容のチェックはもとより、本当に事業を実施するかどうか、信用はできるのか、金融機関から短期融資を受けることができないのかなどの十分な調査とチェックが必要となりますので、今後も事業申請者については、十分説明をして理解いただく方向で対応したいと考えております。

なお、1月9日に「八峰町起業等応援隊」を設立しました。これは、既存事業者のステップアップ、起業化を考えている方、6次産業化を目指す方を応援するための、町、県、金融機関、関係団体等のネットワークの会です。各種補助金はもとより、融資等の相談にも対応できるようにしておりますので、こちらの活用もご検討いただければ幸いです。

次に、定住奨励金についてであります。本町では、居住するUターン者またはIターン者に対し、奨励金等を交付することにより定住の促進を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的に、平成22年1月に「八峰町定住奨励金等交付要綱」を制定し、「定住奨励金」や「住宅改装費助成金」を交付しております。本事業がスタートしてからの交付実績であります。平成23年度は26件、555万円、平成24年度は17件、360万円、平成25年度は21件、527万2,000円、平成26年度は現時点で23件、569万円となっております。本事業による転入者は、合計で137人となっております。

「定住奨励金の支給時期を転入と同時にできないか」とのご質問であります。他の自治体においても、一定期間定住していただいてから奨励金を交付する事例が多く、本町の場合も、「住民登録してから1年以上八峰町に居住しているU・Iターン者」を交付対象者としております。これは、移住してみたが、移住先の気候風土等に本人や家族が馴染めず、残念ながら定住をあきらめるケースが全国的にみられることから、転入してから1年間は試行期間とし、その後5年以上本町に住み続けたいと決意した方々に、奨励金を交付したいとの思いからでありますので、今後も現行制度のままで運用してまいりたいと考えております。

なお、定住促進を目的に住宅の建築・購入や宅地の取得に対し、固定資産税相当額の奨励金を交付するケースや、若者の定住促進策として住宅購入時に100万円を補助するケースなど、全国各地で様々な移住定住施策が行われておりますが、本町においても、3月補正予算や新年度予算に計上している定住対策事業を確実に実施していくと共に、今後も議会や産業団体、住民などの意見も参考に、人口減少対策事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

- 議長（芦崎達美君） 2番議員、再質問ありませんか。2番笠原吉範君。
- 2番（笠原吉範君） ブランドの件について「八峰美人」について再質問させていただきます。

今、町長のお話ですと、「八峰美人」は米以外は希望があれば使えるという答弁いただきましたけれども、現在のところ、シイタケ以外のものは私も聞いておりませんし、それに続くものがないというふうに認識しておりますけれども、なぜ続いていかないのかということなのですが、実は昨年峰浜果樹組合でも「八峰美人」を梨のケースに印刷して使えないかと検討した経緯がありました。ところがですね、シイタケが規格外品だということで、また首都圏に規格外シイタケを「八方美人」として販売したというのが新聞報道等でなされまして、「八峰美人」イコール規格外品というイメージがぬぐえないということで、諦めたという経緯があります。そういう意味でいきますと、これからも非常に「八峰美人」を使う農産物が出てくるかということ非常に難しいのではないかとというふうに私は思っておりますが、町長の見解をお聞かせください。

- 議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

そもそもは、菌生シイタケの小さなものを売るところから始まったわけであり
ますけれども、残念ながらこのシイタケもですね、今現在は、生産方法が変わりまして
小さいのが出なくなったということで、「八峰美人」による販売は、今のところ進めて
はおりません。果樹組合の方で「八峰美人」の名称を使いたいという話を私も聞きます
けれども、そこまでイメージ与えると私は認識しておりませんでしたけれども、いずれ
これから新たな角度でまたうまく活用していけば大丈夫売り込んでいくことはできると
思いますので、梨に限らずですね、そういうものがあればどんどん使っていただければ
と思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんが。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 私は基本的にこの町内に「八峰美人」と「はっぼうまし」のブラ
ンド名が2つあること自体がちょっとどうかなあと感じております。八峰町産の食材を
首都圏に売り込むのに、例えばアンテナショップとかイベント等で八峰町の物産展をや
る時に、加工食品は「はっぼううまし」、片方、野菜果物は「八峰美人」と非常に消費
者には分かりづらい。八峰町の食材は全て「はっぼううまし」でですね、一本化して
販売したほうが消費者にも分かりやすいし、ただその農産物と加工食品と担当の課が違
うということでこのようになっているのかと思いますけれども、課をまたいでもブラン
ドを一本化して、首都圏に売り込むということが大事ではないかと思いますが、今一度
町長の答弁お願いいたします。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先ほど申し上げましたけれども、できた経緯、使う経緯が違って
おりまして、「はっぼううまし」の方は主に加工食品ということでスタートしておりま
すので、それに基づきながら全部パッケージから商品化をしまして、そういうブランド
で売り込んでいますので、今直ちにこれをまた「八峰美人」に変えるとかということは
なかなかちょっと難しいと思います。したがってこの後ですね、進んだ中で統一できれ
ばいいんですけども、今のところはそういう加工品については「はっぼううまし」の
やったものを継続しながらそしてまたそれ以外の米以外の農産物農林産物については加
工以外でございますのでそれは「八峰美人」使ってもいいんじゃないかなと思っていま
すので、時間が経過してそこいら辺がうまく活用両方が融合できるような状態になれば
それはそれとして、別に課が分かれたから使ってはいけないということではないので、
どれが協議会等で相談しながら売りやすい、あるいはまた販路拡大に向けるのにどっち

が有利なのかということは議論しながら、もし後でまた統一できればそれはそれとしていいことだと思いますので、この後の議論の対象にさせていただければというふうに思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） また同じことの繰り返しになりますけれども、やはり販売戦略を練るにはですね、あれもこれもというわけにはいかないのです、私は一本化の必要だと思いますということを再度強く申し上げまして、1問目の質問を終わりたいと思います。答弁はいりません。

○議長（芦崎達美君） 引き続き2問目の再質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 先ほど、質問でも申し上げましたけれども、この補助金と言いますか、産業創出事業定住奨励金、いずれも事業が終了した後の交付ということになっておるようですけれども、確かに町長が先ほど言われたように、行政のやつを見れば大体補助金関係はそういうふうになっているのが通常なのは私も知っておりますけれども、例えばこの産業創出事業に関しましても、例えば支給を1か月以内に領収書を提出できなければ変換してもらおうとかそういう1文を加えれば事業を要するに行政に支払う前に自己資金がなくても助成金を受けて事業が始められるということになるのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

気持ちは分かりますけれどもいずれ事業がはっきり進展していくかどうかという見極めもできない中では、金だけ先行して支給するというような状態にはなかなかきらないと思います。したがって要綱にもあるとおり、途中の中でそういう進行が確認できてしかも概算払いとかできるのであればそれはそれとして対応しておりますので、相談していただいて、できるだけ早い時期にそういう事業に投資できるように、我々としても配慮していきたいと思いますので、それはケースに応じて相談していただければ、対応したいというふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 次に定住奨励金ですけれども、同じようなことなんですけれども、ここに返還規定というものがあまして、奨励金等の交付を受けた日から5年以内に町外へ転出した場合は奨励金等を全額または一部返還していただきますという規定がある

んですね。この規定があるのであれば、転入後すぐに支給してもいいのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

いずれ来る人で現に自営もありますけれども、1年も経たないうちに帰って50万円返す人も中にはおります。失礼しました。1年以内は支給しないわけですからあれですけども、1年過ぎてからですね。過ぎてからまた移動して返した方も中にはおりますけれども、やっぱり来るのは当初自分がイメージしたのと、この実態が合うかどうかというのが、大体1年ぐらいいる状態で決まってくる。だからそういう期間をある程度経ながら、私の方としては定住したものは奨励金を渡すという今の姿勢スタンスはこのまま続けていきたいなと思っています。やみくもに来るから、はい50万円、今度帰ったから取るという、そういう状況の事務的な面もありますけれども、事務的だけじゃなくて周りや本人にとっても、もう少し本人がここに住んでですね、よかったと思えるような状態になって、やっぱり渡した方がいいんじゃないかなというふうにこう思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 移住奨励金に関して、今朝タイムリーと言いますか、秋田魁新報に大館でも移住奨励金を始めるという記事が載っておりまして、金額もまるっきり同じでして、条件もまるっきり同じでして定住を1年という条件です。何と言いますか、実に行政らしい考え方ですね、大館のあれを見ると、引っ越し費用として支給すると、引っ越しした後に1年経ったあとに引っ越し費用を支給するというですね、まあ何という行政って不思議だなんていうふうに私は今日考えたわけですけども、やっぱり必要なところをタイムリーにですね、例えばこれだけ少子化移住定住地方創生っていうことが毎日そういうふうに新聞に載っているこの時代にですね、やはりその移住定住を考えている人、起業したい人、そういう人を背中を押すような制度でなければいけないとわたしは思うわけですけども、今一度、町長の答弁お願いいたします。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

この資金になる金もですね、これは貴重な財源で、町民の金でございますから、やっぱりただ単にすぐばらまきやいいってというような感覚でなくて、ある程度この町と一緒に住んでですね、共鳴をしながらここで生活をしていくと言う人に差し上げて行くとい

う気持ちでございますので、ただ単に前金でその移住を誘うということだけではないので、そこら辺の意味合いを十分やっていただきまして、1年ぐらいという期間はやっぱり住んでみると自分がここに住み着くことができるかどうかですね、十分判断できる期間でありますので、今の制度の方がいいんじゃないかなというふうに思っていますので、そのとおり運用して行きたいと思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 町長の考えは十分に理解できますけれども、やはりくどいようですが起業したい人、移住定住を考えている人、なんかの形で背中を押すような政策、例えばこの定住奨励金、産業創出支援事業の他にでもですね、そういう背中を押してあげるような制度がこれから必要になってくると思うので、是非その辺を検討していただきたいということを申し上げまして、私の今日の質問にさせていただきます。答弁はいいません。

○議長（芦崎達美君） これで2番議員の一般質問を終了します。

休憩します。1時55分より再開いたします。

午後 1時48分 休 憩

.....
午後 1時55分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番議員の一般質問を許します。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 7番皆川でございます。傍聴者の皆さんには朝早くから何かとお忙しいにもかかわらず、最後まで傍聴いただきましてどうもありがとうございました。今日の最後ということでございますので、頑張って皆さんに聞き応えのあるような一般質問にしたいなという具合に思いますので、どうかひとつよろしく願いをいたします。

まず、3月定例会ということで、皆さんそれぞれ新年度に向けた予算について質問をされておるようでございまして、私の質問と重複する部分も大変多くあるかと思いますがあえて通告いたしておりますので、当局の方から丁寧な答弁を賜りたいというように思います。

まず第1点目でございますけれども、平成27年度予算とこれに伴う事業執行に向けた基本的な考え方についてお伺いをいたします。

新年度は当町誕生10周年という節目の年であります。新年度予算の内容を検証いたし

ますと、10周年記念イベントをはじめ、国の進めております地方創生に関する人口減少対策、雇用の確保、地場産業の確立、健康と福祉の増進、観光振興、学校教育の充実、さらには小・中学校の合併統合建設等々、重要な事業が盛りだくさんであります。中には単年度において解決できる事業もあるように思いますが、その多くはそれぞれ時間をかけて十分な対策を必要とする大きな重要課題であると思っております。これらの事業遂行にあたりましては、膨大なエネルギーと時間を要すると思われるわけでございますけれども、これらをどのように整理し事業執行に結びつけていくのか、町長の決意のほどをお伺いするものであります。

次に、第2点目であります。農業対策についてお伺いをいたします。

昨年の米価下落に対し、町では緊急緩和対策措置といたしまして、農家の皆さんに大変大きな力と励みになる対策を講じていただき感謝をするところであります。しかし、下落幅があまりにも大きいことや、更には今後この下落幅が元に戻るというような見通しもないまま、農家の皆さんにとっては士気の上がないまま新しい年の農作業がまたスタートをしようとしたしております。行政報告や予算編成で、町長がこれら農家のやる気を促してくれるような政策がなされるだろうと期待をいたしておりましたが、新しい事業や新規事業等の説明等はあるわけではあります、こういった米づくり農家の背中を押していただけるような施策がちょっと希薄であったかなというような感じを受けたところあります。あえて予算の大小にかかわらず、そういった施策を盛り込んでいただいてもよかったのではないかなというように思ったところあります。これからも我が町の地場産業として水田利用型農業を確立していただくため、以下2つの点についてこの度は質問をいたしたいという具合に思います。

はじめに、高齢化が進みまして集落営農が大変厳しい昨今であります。鳴り物入りで登場いたしました農地中間管理事業であります、公募状況によりますと、受け手希望農家が求めております農地331haに対し、出し手希望農家は13.2haに留まっているようであります。この結果をどのように受け止め、これからの対策を遂行していくつもりなのかお尋ねをするものであります。

次に、2点目といたしまして、土地基盤整備事業についてお尋ねをいたします。

各種の会合や座談会などで地域の方々から問題提起がなされているようでありますが、その都度説明対応して努力していただいておりますけれども、受益者の皆さんからご理解や賛同を得られず苦慮していると聞き及んでおります。これからの農業振

興を図る上で、農地の流動化を促進し近代化を図っていくということで欠かせない重要な取組みであると考えます。これまでの取組みの状況とこれからの対策をどのように考えこの事業を遂行していくのか、町長の考えをお伺いするものであります。

以上、2点についてよろしく答弁くださるようお願いをいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの7番議員の一般質問に対して、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆川鉄也議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、「新年度予算、事業執行について」であります。皆川議員からは12月議会において、「新年度予算編成に向けた基本的考え」についてのご質問があり、その際、一つ、「統合小・中学校改修事業」という大型事業を抱えていることから、新規事業は極力抑制し、効果の薄れた事務事業の廃止・縮小に努める。

一つ、国の「地方創生関連事業」や県の「人口減少社会における地域の維持・活性化を図る新たな取組み」などの新規事業を積極的に活用し、産業振興や人口減少対策に向けた取組みを積極的に推進する。

一つ、「新町誕生10周年記念事業は予算枠を設け実施する。」などの予算編成方針を基に作業を進め、町の将来像「白神の自然と人との創るやすらぎのまち」実現のため、町民の意見、要望等を踏まえて、地域経済を支える地場産業の振興と地域活力の源となる雇用の確保・創出等に努め、町全域の均衡ある発展と町民福祉の向上に繋がる予算編成に努めたいと回答しておりますが、そのとおり、新年度予算の内容は、統合小・中学校改修事業という大型事業を抱える中、地方財政を取り巻く厳しい状況を勘案し、健全財政の維持に配慮しつつ、安全・安心な生活環境の整備、地域経済を支える地場産業の振興及び町民福祉の向上に繋がる予算編成を基本といたしました。

また、地方創生関連事業については、国の補正予算を踏まえ、地域住民生活など緊急支援のための交付金事業を平成26年度補正予算に計上すると共に、新年度予算において、「0歳児から小学生までの医療費無料化を中学生までに拡大する。」、「町内保育施設の保育料を3歳以上児は無料、3歳未満児は半額免除する。」、「小・中学校の給食費を半額免除する。」など、少子化・人口減少対策に重点配分する予算といたしました。

皆川議員がご指摘のとおり、新年度は当町誕生満10年を迎える節目の年であり、記念イベント事業のほか、移住定住対策、雇用の確保、地場産業の振興、健康と福祉の増進、観光振興、統合小中学校改修等、盛りだくさんの主要事業に加え、第2次八峰町総合振

興計画、新町まちづくり計画、八峰町版総合戦略など各種計画策定の年でもあります。更には秋田県市町村未来づくり協働プログラムも県においてプロジェクトチームが設置される予定であり、事業内容を精査し、平成28年度からの事業計画を完成させる重要な年になります。「新年度事業遂行には膨大なエネルギーが必要と考えるが、これらの課題にどう取り組んでいくのか」とのご質問であります。予算化された各事業を計画どおり遂行し成果を上げるためには、私を先頭に役場職員が一丸となって職務に精励することはもちろん、議員各位、産業団体、住民などからのご支援、ご協力も必要不可欠であります。また、効果的に事業を遂行するためには個々のマネジメント力を高めることも重要でありますので、職員研修の充実、健康管理にも十分配慮したいと考えております。

新年度は八峰町が誕生して満10年という節目の年ではありますが、これからの10年はさらに厳しく、町の存亡をかけた大変重要な10年になることは間違いありません。平成27年度を人口減少克服・地方創生元年と位置付け、職員を適材適所に配置し、計画的な行政運営を図ってまいり所存でありますので、議員各位の一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、農業対策についてお答えいたします。

はじめに、「農地中間管理事業の公募結果をどのように受け止めこれからの対策に当たるのか」についてであります。公益社団法人秋田県農業公社では、農地の借受け希望者を年3回募集したところ、「農地を借りたい」とする申込者が44件で331h aとなりました。このうち町外からの申込みが6件あり、うち2件については全県に申込みしており、飼料米の作付けや耕作放棄地でのソバ、菜種の栽培を計画しているようです。「農地を貸したい」とする農家の申込みは当初20件で16.8h aありましたが、「小作料は現物でお米がほしい」とか、再契約についてはメリットが無く、また自分で耕作者を探してきた農家もいて、最終的には、13件で13.2h aの申込みとなりました。

農地を借りたいとする経営体の借受け希望面積は多いものの、農地を貸す農家が少ない実態となっております。人・農地プラン及び農地台帳等参考にしながら、当該農地等に隣接する担い手である借受け希望者がいる場合の優先配慮、借受け希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、今年度の利用権設定は8農家8.5h aを公益社団法人秋田県農業公社と賃貸契約したところ。今後、秋田県農業公社が平成27年5月1日の公告により農業

法人を含む7経営体と賃借権の設定が成立する見込みとなっております。今回の成立ができなかった農地については3年間登録されますが、その間は自己管理していただくこととなります。

また、借り手農家が峰浜地区に多く、八森地区は少ない状況です。今回八森地区では8経営体が応募しましたが、貸し手、借り手との条件がマッチングするのかどうか、今後の課題だと考えております。

今後は「農地を貸したい」農家については、年間を通して申込みを受付けているほか、農地の借受け希望者は7月頃募集することになっていきますので、町内で規模拡大を検討されている認定農業者の方は是非応募していただきたいと考えておりますし、町としてもPRに努めてまいります。また、農家の高齢化と農業後継者の不足が今後さらに深刻化すると考えられることから、担い手の確保及び農地中間管理事業を活用し、貸し手農家に集積協力金等がもらえるように農地利用集積を一層強力に進めてまいります。

次に、「土地基盤整備事業のこれまでの取組状況とこれからの対策は」についてであります。

まず、町の圃場整備事業の状況については、水田面積1,830haのうち、約半分の965haが10a区画以下及び未整備の水田であります。国・県で「圃場整備済み」と捉える30a以上区画の整備率は39%と低率となっており、機械化による作業の効率化、低コストを実現する上でも、圃場整備の推進が重要課題となっております。現在、国庫補助による圃場整備事業は「農地集積加速化基盤整備事業」で、負担割合は国が55%、県が27.5%、市町村が10%、農家負担が7.5%となっております。この農家負担7.5%については、地域の担い手や農業法人への農地流動化実績に応じて国から最大7.5%の促進費が交付されるため、限りなくゼロ%に近い負担率となる大変有利な補助事業であります。この事業の最小受益面積は20haですが、それにも増して関係者の「100%同意」が採択条件となっており、この部分が本町の場合ネックとなっております。

これまでの取組みとしては、大沢土地改良区や沼田土地改良区で事業の優位性など説明会を繰り返してきましたが、事業化には至っておりません。まず、大沢土地改良区では、20a区画の水田112haを大規模区画にするため、平成20年6月に役員への説明会から始まりました。それ以降、各集落説明会、アンケート調査の実施、現地調査、区画整理説明会、図面の作成、集落座談会、検討会など2年近くの歳月をかけましたが、100%同意とならず、残念ながら事業を断念しております。また、沼田土地改良区は10a区画

の水田64haを区画拡大するため、平成23年4月に役員の勉強会から始めました。以後、改良区の説明会、集落説明会を繰返し、平成25年8月には沼田集落全農家の同意を得ることはできましたが、田中集落の一部農家の同意が得られず、農地の虫食い状態となっているため、未だに事業化の目処が立っておりません。今後は、可能な限り同意が得られない農家の説得に努めてまいりたいと考えております。土地改良事業を進めるためには、何と云っても地元農家全員の機運の醸成、意思統一が何よりも大切であります。事業を希望する地域については、町や県などでいつでも何度でも地区に出向いて説明会や勉強会を行いますので、議員の皆様方からも情報やアドバイスをいただければ幸いです。

○議長（芦崎達美君） 7番議員再質問はありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） どうも懇切丁寧に答弁をいただきましてありがとうございました。

まず、新年度予算の執行にあたっての町長の基本的な考え方について、再質問をさせていただきます。

地方創生をはじめとし、いろいろ定住やら人口減少やら大変多くのプログラムが用意されておるようであります。このくらいの数が多くなりますと、ある程度整理整頓もまた必要じゃないかなというような気もするわけでありましてけれども、中には時間をかけて、やはり多くの時間をかけながら検討していかなければならないようなプロジェクトも見当たるわけでありましてけれども、これらを整理整頓しながら随時やっていくと、単年度だけで今あるこの、町長が申し上げたような事業をすべからず消化していくというようなこと、意気込みは分かりますけれどもあまりにも多くて、どこからどう手を付けてどう整理していくのか、大変厳しいじゃないかなというような気がしてならないわけでありまして。そこら付近の事業遂行のやり方を整理整頓して順次やっていくというような考えにならないのかですね。こちらの方はこちらの担当の課でやればいい、こっちはこちらの担当の課でやればいいというようなことは分かるにしても、あまりにも多いような気がしてですね、どこか整理をして重点的などころから順次やっていくとか、そういった手法は講じられないのか、そこら付近もう一度町長から答弁をいただきたいという具合に思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。いろいろアドバイスありがとうございました。

いずれ事業は1つの課で全部やるわけでありませんで、それぞれの担当課のところで重要課題についてそれぞれ進めていくというような格好になります。それから、確かにいろいろ事業あるんですけども、時間的制約のあるものもあって、いつでもいいというものもそうなり切れないのもあります。例えば、総合振興計画についても今年度中平成27年度中に立てなきゃだめだ、あるいは地方版総合戦略についても平成27年度中、こういう制約された時間でどうしてもやらなきゃならないものもある。あるいは、小・中学校の統合の問題についてもいくらでも今年度中にやらなきゃならないと、こういう課題が多くあることは事実です。ただ、地方創生関連の、例えば今回の予算にあげた定住促進であるとか、それはこれをスタート台に順次この展開をしていくということになるだろうと思います。そうなった場合に、例えば総合戦略とか総合振興計画は企画財政を中心にしながら、それから小学校・中学校の事業については教育委員会と建設課を中心にしながら、それぞれこの任務を持ちながら、それぞれの課でやっていきますので、まず途中途中で途中経過を見ながら、次年度に継続どういうふうにしていくかというものをあればあるようにそれはやっていきますけれども、やらなきゃならない課題については何としてもこれは仕上げなければいけないので先送りはできませんので、まず職員全員一丸となって実現に向けて一生懸命頑張ってまいりたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 再度の質問をさせていただきます。

今のこの新年度予算を見させていただきますと、いろいろな人口減少に伴う対策など等については期限付きで補助金を交付したり、あるいはまた保育料の免除、あるいは給食費の半額そういったものを見受けられるわけで、大変いい施策で結構なわけですし、やっていただきたいわけですが、やはり期限付きの内容でございますので、その後の部分についてどう対策を講じていくのか、これもまた大変必要な部分じゃないだろうかなと。今年だけ花火を上げて期限が過ぎたらもう終わりというようなことではちょっとまずいんじゃないかなというような気もするわけでございます。今回に限ってこういうような予算がたくさん上がってきたわけで、そこいら付近の部分がちょっと心配なところもあるわけでありまして。やはり人口減少の解決を見るということになりますと、やはりまたいろいろ雇用の確保やら地場産業といったそういったものも上ってくるだろうという具合に思います。Iターン、Uターンというような格好でよそから人間を八峰町に呼び寄せるといような対策も大いに結構ですし、やるべきであります。十分理解で

きるわけでありますけども、やはり今いるこの八峰町に住んでいる方々をどうしてここに
くいと止めておくか、そこの部分の対策も疎かにしてはならないという具合に思うわけ
であります。やはり今住んでいる人方がこの町を思って、今までずっと努力しながら今
現在まで住み続けて、ここが私の住む一番いい所だという具合にして頑張っておるわけ
でありますから、こういった方々の安全・安心を守っていくというのは行政の大きな仕
事であるかと思えますし、新しい方にだけ目を向けることなくですね、ここに残ってお
って頑張っておる方々の予算も当然あるのは分かっていますけれども、なにか見ますと新
しい部分にだけ目が行くような感じがするわけでございますけれども、今現在この地
域に残っておる方々のそういった生活の向上等についても十分配慮をしていただきたい
という具合にも思うわけであります。

そこで今言った単年度で終わる部分の、そういった学校関係の保育料とか給食費とか
そういったのあるわけでありますけども、これら期限が過ぎた後の対策をどう結び付け
てやっていこうとしておるのか、町の考え方をお聞きいたしたいという具合に思います。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

今年度新たに少子高齢化対策で出した保育料、給食費、医療費無料化これらについて
は、ただ単に単年度で打ち上げてあと終わりというのじゃなくて、最低6年間はやしま
しょうと。その実績を見てその後の対策を見て行きましょうと、そこをまた考えて行き
ましょうということになっていますので、一発線香花火的に上げてあと終わりという施
策ではないので誤解しないでいただきたいと思います。

それから、おっしゃるとおり、ここに住んで住み続ける町民が非常に大事だわけであ
りますから、今回の予算でそういった町民の福祉あるいは産業振興にあたるものについ
ては、前年度予算より後退したものは一つもないと思っています。そういう面では、い
ずれそういう角度で我々も考えていますので、いろんなご意見があればまたそれを受け
ながら進めていきたいというふうに考えています。

ただ、地方創生とか、今これから国の方針がどんどん出てきますので、そういったも
のはこれからいろいろ取り込んでまた新しく追加していくことになると思えますけれど
も、当面はまず新年度の予算を基にしながら実行していきたいというふうに思っていま
す。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 先ほど嶋津議員からもお話あったんですけれども、やはり事業を減らさないで、今町長がおっしゃったように現在住んでおる方々のことを考えながら予算執行していくことになると、予算は膨らんでいく一方であります。どこかでやはり予算セーブしなければならない部分が出てくるような気もするわけでありまして。冒頭町長が申し上げたように、健全な財政できらりと光るコンパクトなまちづくりをやっていきたいということでありまして、財政オーバーにならないようなですね、そういった財政とも十分見比べをしながらやっていくという大変バランスの難しいだろうという具合に思うわけでありましてけれども、そこら付近を十分心してこの後かかっていたきたいなという具合に思うわけでありまして。そういったところを、やはり新しい事業と今まで住んでおる方々のそういったのを合わせてやっていかなければならないわけでありましてから、大変均等に予算配分したり、均等に事業化していくということなかなか難しいと思うんですが、そこら付近のバランスを見誤らないようにしっかりと施策を執行していただきたいというようなことを申し上げて、1問目の質問を終わります。

○議長（芦崎達美君） 2問目の再質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） それでは2問目の農業対策についてお伺いをいたします。

先ほど中間管理事業のまとめた数字等についてはお伺いをいたしましたのである程度理解はできたわけでありまして、私が思うに、ある程度農地の流動化が進んで出し手農家が出てこないのじゃないかなという具合に思っているわけですが。というのは、私の近辺を見ての話で申し訳ないわけでありましてけれども、今私のそばで米づくりをしながら農家を営んでいる方、前の大体3分の1であります。残っている農家はいわゆる少なくなつた方々の農地を受託して、あるいは小作をして今農業経営にあたっているというのが実態だろうと思います。そして大体面積を見ても、5ha以上ぐらいが大体平均の規模じゃないだろうかなという具合に思っております。今このくらい機械の大型化が進められておりますので、兼業の農家であっても機械さえ整っておれば、土曜・日曜あるいは朝夕の仕事で十分こなせる面積じゃないだろうかなという具合に思っております。したがって、かなり高齢化になったり、あるいは機械の更新がおぼつかなくなつたというような時でないとなかなかこの流動化進んでいかないんじゃないかなと。もう小さい方々はほとんど作業委託になる小作に回ってしまつて、こういった数字に結果として表れているんじゃないかという気がしてならないんです。ですので、この後土地基盤整備の問題とも兼ね合いが出てくるわけでありましてけれども、私どもの地域水

沢地区であります。土地基盤整備やりまして30 a 区画の水田がほとんど出来上がっております。したがって、こういうような結果になっているんじゃないかなと私は思うのであります。ですからこの後、土地基盤整備の重要性をですね、さらにまた2問目の方で質問していきたいという具合に思うわけでありましてけれども、この後の農地流動化ですね、まだまだ可能という具合に捉えながら今の中間管理事業を進めようとしておるのか、まだ何かこれを進めていく上で作戦があるのか、そこら付近をちょっとお知らせいただければ議論していきたいなという具合に思いますので、お知らせいただければと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

今、皆川議員が水沢地区の事例を申し上げていただきましたけれども、確かに国の大きな4つの改革の中の農地中間管理機構の関係は、全国一律の中で地域条件がいろいろまちまちでございます。それから、確かに実態としてはもう既に受託されたり進んでいる状況もありますから、結果として今の数字はそういうものも反映しているだろうと思います。それから、やっぱり今中間管理機構に出した場合にそれだけのメリットがあるのかということを考えてみますと、やっぱりなかなかメリットがあまりないというのが正直な話で、出し手の方ではなかなか出たがらないという状況になって、だから貸したい人と借り手の状況は今のところはミスマッチであるわけで、当然機構を通しながらの今の農地を流動化させながら集積をしていくという、そういう目的はいいにしても、実際問題今壁に当たっているのは、出し手はもうあまりメリットを考えていないということですので、制度としてこれから我々もあるので説明しながらはやっていきますけれども、なかなか厳しいなというのが正直な状況でございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 今申し上げましたように、今お出しした部分についてはこの後の基盤整備事業にも大いに関係ある部分でございますので、後の質問についてはそちらの方とあわせて質問させていただきたいと思っておりますので、農業問題の1番目の質問はこれで終わりたいと思っております。②番の方も引き続きやってよろしいですか。

○議長（芦崎達美君） 引き続きお願いします。

○7番（皆川鉄也君） そうすればそのようにさせていただきます。

基盤整備事業についても先ほど町長からお話を聞きました。だいぶ担当の方苦勞され

て関係団体の方と協議をしながら鋭意努力をしておるようではありますが、努力が報われないということで大変気の毒な部分もあるわけではありますが、ここで諦めては何もならないと思うのであります。先ほど町長が話をした中に、土地改良区まだ3つ抱えておるわけではありますが、土地改良区を統合しながらですね、全体的な土地基盤整備というものも考える方法も一つの施策じゃないかなと。いわゆる小さな土地改良区が分散して、その改良区ごとで土地基盤整備を取りまとめていくというのは、町全体の土地利用を考えた時にどうなのかなというような部分があるわけでありまして、町全体の土地利用を考えた時に、やはり土地改良区1本でそういった整備事業を進めた方がいろいろな利便性が出てくるんじゃないかなという具合に思うわけであります。例えば、前に水木議員からも質問あったと思うんですが、土地基盤整備をやりながら農道を整備してバイパスの解決に充てていくと。いわゆる土地改良事業ということになりますと、いわゆる登記とか相続とかそういった問題はないわけで、頑張っただけ同意をさえいただければできる事業であるわけでありますから、大概のことは重々承知をしておりますけれども、ここで諦めることなくですね、今言ったようなことを参考にさせていただいて、この後も土地基盤整備の促進にあたっていただきたいという具合に思いますが、改めて町長の考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

基盤整備のための土地改良事業については非常に大事な事業であると思えます。そういう面では、町としてもそういう地域があればいろんな先ほども申しましたけれどもいつでも何度でも我々も自分方でできることはやりますので、そういう方法で進めていきたいと思っています。

それから、今お話のございました土地改良区の統合の話は、これは各土地改良区があるので、この後いろんな機会ですらそういったものを提言をいただきながら、相互の組織とも話をしていかないとこれは簡単にできる話ではありませんので、おっしゃるとおり一つになってやることによって土地改良事業が進んでいくというのであれば非常に理想的な話でありますので、この後の課題とさせていただきたいと思えます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 今、町長からご理解ある答弁いただいたわけではありますが、やはりこちらから待っていても受益者の方々、あるいは関係団体の方から町で俺がた大

変だから何とか頼むというようなことにはならないような。例えば土地改良区の問題であります。俺方大変だから町で頑張っ、一つにしてけれって言ったって、これ無理な話だと思いますので、町の農業全体を考えた上で基盤整備の占めるそういったものを勘案していただいて、是非行政主導でそういったリーダーシップを取って1本に進めて、これからの農業基盤をやっ、町の地場産業である農業を守っていくんだというようなことを農家の皆さんにご理解をいただいた上で、農業政策にいろんな形で協力をしてもらった方がむしろ得策じゃないかなという具合に思うわけでありま。冒頭申し上げたように、農家の方々、米の下落ということで大変やる気を失っているように思いま。しかし、やらないとまた農地が荒れてしまうというようなギャップもあるわけでありま。農家の皆さんの心情を考えながら、八峰町一番の地場産業であるという具合に思いま。一番の雇用が生み出される産業でもあるという具合に思いま。どうか農業が八峰町一番の地場産業だということを肝に銘じてですね、この後も農業振興に是非力を注いでいただきたいというようなことをお願いしたいと思いま。町長の気持ちをもう一度お知らせいただければ助かりま。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めま。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたしま。

土地改良区一本化については、それぞれの抱えている事情もいろいろあると思いま。今方向として今の提言を受けながら我々も考えていきたいと思いま。

それから、農業大事な産業の一つでございますのでこれからも力を入れていくわけでありまけれども、ただ基本的には今の方向からすると、これまでの米だけの状況からしますと、どうしてももう将来的に需要減、そして生産調整も今外すといういろんな変化がきていま。米だけで生きていくのはなかなか大変な時代になるのではないかな。そういう意味では、確かに基盤を整備しながらいろんな手立てを講じながら農業を大規模化しながら省略化を図っていくと同時に、米以外のものについてもやっぱり取り組んでいくという姿勢がこれから最も大事だと思いま。そういう意味で、新年度予算についても振興作物の畑作についても始業していくとか、あるいはまたいろんな農業機械についても県の補助対象にならないものについては、町単の中では次年度育成という感じで支援をしていくとか、あるいはまたいろんな若い人方が各地のそういう先進的な事例も研究したいということでそのための支援であるとか、様々また新しい施策で農業のその施策を後押しするということも今出しておりますので、そういったものも活用

しながら、是非今年度大事な産業でございますから我々も一生懸命頑張っただけでまいりたいと思っておりますので宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 3年後に転作の問題もなくなるということもでございます。あるいはまたTPP問題もまだすっかり解決したわけではございません。農家での抱える課題はたくさんございますし、今町長が言ったように、やはりこの後転作がなくなるということになりますと、やはり畑作振興も大いに力を入れて行かなければならない部分だと思います。そういった時の心構えを農家の皆さんが持てるように、国・県の施策を待つのも結構でありますけれども、町の考え方を早めに樹立していただいて、八峰町のあるべき農業の姿はこうなんだということを農家の皆さんに早く示しをしていただいて、それに向かって進んでいくということも大変大事だろうと思っておりますので、この後の更なる努力に期待して質問を終わります。

○議長（芦崎達美君） これで7番議員の一般質問を終了します。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は明日午前10時より開会し、引き続き一般質問を行います。ご参集願います。

これにて散会します。本日はご苦勞様でございました。

午後 2時35分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦崎達美

同署名議員 10番 山本優人

同署名議員 11番 門脇直樹

同署名議員 1番 鈴木一彦

平成27年3月八峰町議会定例会会議録（第4日）

平成27年3月18日（水曜日）

議事日程第4号

平成27年3月18日（水曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1番 鈴木一彦	2番 笠原吉範	3番 水木壽保
4番 須藤正人	5番 腰山良悦	6番 柴田正高
7番 皆川鉄也	8番 嶋津宣美	9番 菊地薫
10番 山本優人	11番 門脇直樹	12番 芦崎達美

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	田村正
会計課長	川尻悦子	企画財政課長	須藤徳雄
町民生活課長	金平公明	福祉保健課長	大高伸一
管財課長	佐々木充	税務課長	田村功
教育次長	小林孝一	生涯学習課長	金田千秋
産業振興課長	工藤金悦	農林振興課長	佐々木喜兵衛
建設課長	田村博	幼児保育課長	日沼正明
農業委員会事務局長	米森博孝	学校給食センター所長	木村学
あきた白神体験センター所長	佐藤博孝		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	鈴木久明	書記	吉元和歌子
--------	------	----	-------

午前10時00分 開 議

○議長（芦崎達美君） おはようございます。傍聴者の皆さんには昨日に引き続き今日もおいでいただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、2番笠原吉範君、3番水木壽保君、4番須藤正人君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。3番議員、3番水木壽保君。

○3番（水木壽保君） おはようございます。昨日から傍聴者の皆さん、どうもご苦労さんです。今日は天気がよいのにお越しくださいますてありがとうございます。

それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

八峰町の生薬栽培についてですが、平成25年度から生薬栽培の試験栽培が始まり、今年から生薬品目を絞り込んで農家が本格的に栽培に取り組むことになりました。2品目の助成金を交付して農家を支援し、生薬を活用したまちづくりを目指すということになっております。平成31年度まで栽培年次計画では12品目の栽培をすることになっているが、栽培面積はどの程度の面積を計画しているのか。

昨年10月、生薬栽培に県ぐるみで支援している富山県は、種苗提供や栽培指導に取り組んでいる。薬用植物センターと栽培している農家を視察研修してきたが、やはり栽培に失敗したり雑草にのまれたりすることで大変なことであると言っていました。やはり生薬がうまくいくには課題が多く、専門の指導者がいない、除草剤を使うことができない、手作業が多いなど大変なことである。生薬を生産しても取引市場がなく、製薬会社との契約栽培を推進することで双方のよりよい関係を構築することが、いかに大切かということです。

町と社団法人東京生薬協会との栽培契約に則する連結協定書期限が3月末で切れるが、期間の延長は何年まで延長するのか。

八峰町は生薬栽培に適していると思われるが、生薬栽培には手間がかかる作業が多いので栽培面積が少ししかやれないので、面積拡大がなかなか難しい。町で種子の確保や苗の生産などを行い、農家を支援しないと増えないと思われる。生薬栽培期間が2年の

もあり、幾ら収入になるのか、結果が分かるのが2、3年後になるので、栽培に取り組むのはなかなか難しいところである。1年で収穫できる品目もあるが、複数品目を栽培する時には1年草を2年草とすることで栽培作業の軽減ができると思われる。生薬のまちづくりの事業概要も示されたが、栽培で採取した生薬を活用した薬膳料理等を町内で飲食提供するために薬膳料理の教室を開催するなど、開発を図ってはどうか。先進県では、薬に使われるのは根っこだが、葉をペーストにしてパスタに練り込んで料理に使うという。葉はハーブの香りのある生薬もあるなど、お菓子などを模索している所もある。富山では除草剤の登録申請を予定し、早ければ平成27年度内に登録になるかもしれないというよい話もあった。生薬試験圃はどこにもない立派な試験圃であり、栽培農家の定着に向けて今年はビジョンから実践へ本番の年ですので、どこまで力を入れていくのか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆さん、大変ご苦勞様でございます。

それでは、水木壽保議員のご質問にお答えをいたします。

生薬栽培については、昨日、嶋津議員の一般質問で回答しており、重複する部分もあると思いますがご了承願いたいと思います。

まずはじめに、「年次栽培計画では12品目を栽培することになっていますが、どの程度の栽培面積を計画しているのか」についてであります。

12品目のうち、「ノイバラ」と「ハンゲ」については、他市町村で製薬会社との連携で栽培する情報があったので、除外することとしています。また「シャクヤク」については、基盤研究所から譲り受けた株が農園にあり観察できるので、試験栽培はしないことにしています。残り9品目のうち、平成26年度までの試験栽培の結果、生育不良の「オタネニンジン」と「トウキ」「セネガ」の3種類は除くことにしました。平成27年度の試験栽培品目は6種類で、栽培面積は次のとおりです。「カミツレ・1,760㎡」「ウイキョウ・1,200㎡」「センキュウ・1,200㎡」「キキョウ・700㎡」「カンゾウ・120㎡」「センブリ・100㎡」の予定です。しかし、カミツレとキキョウについては、栽培希望者が増えた場合は苗に限りがあるため、試験栽培面積が減少することになります。

また、農家の栽培面積については、龍角散から購入希望のあるカミツレは約30a、キ

キョウは反当収量にもよりますが、5haから6haになると試算しております。ほかの品目については、購入してくれる会社、数量が決まらないと試算できない状況であります。

次に、「連携協定書の期限が3月末で切れるが、期間延長は」についてであります。

水木議員がおっしゃるとおり、公益社団法人東京生薬協会との「生薬の栽培の促進に関する連携協定書」の協定期間は、平成24年6月8日から平成27年3月31日までとなっております。町の試験栽培は平成25年度から2年経過したところですが、各品目の栽培技術や収穫、乾燥調整方法など、まだ指導、助言が必要なことから、現在、東京生薬協会と3年程度協定期間を延長する方向で協議を進めているところであります。

○議長（芦崎達美君） 3番議員再質問はありますか。3番水木壽保君。

○3番（水木壽保君） 八峰町には自生している生薬があります。これから春になって、いろいろタラの芽とかウドとか、サシドリとかこれらも生薬の仲間でございます。八峰町要するに、毎日今はあれなんですけれども、春になれば山菜とか生薬毎日食していることになりまして、ということで事業の概要の中にもありますけれども、「生薬を活用した健康なまちづくり」とありますけれども、まず生薬を使って皆さん町民が食べているということで本当にいいことなんです、そういう生薬を使った健康なまちづくりとか、あともう一つなんですけれども、長野でシニア、シルバーが頑張って70代後半頑張って地域のために元気づけようと栽培をしているわけです。八峰町もそういう計画があるか、そういう計画をしてみてもどうかということで町長に聞きたいと思っております。どうでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

確かに、この山と麓にはいっぱい薬草に関わるものが自生しているのは確かでございます。ただ、これを薬にする場合はやっぱり品質が均一でなければいけないという条件がございます、それからまた種類がある程度薬に適応できるようないろんな状態が万弁なく確保されていなければいけないという条件もいろいろありまして、やはり薬にする場合は、栽培をして均一なものを提供していくというのが第一前提でありますので、自生しているものについては、おっしゃるとおり一般我々が口の中に入れて食べている物もちろんありますけれども、売り込むにはまだそこまではいかないという状況であります。

それから、今いろいろな富山とか長野の事例もお話ありましたけれども、我々今生薬栽培をまずこの地で栽培できる状態を作ることが前提条件にありますので、これが確立された状態の中で随時、段階的にと言いますか、今おっしゃったように薬膳料理であるとか、あるいはまたそれを使った加工であるとか、そういうものもこれからは展望しながら進めてまいりたいなというふうに思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。3番水木壽保君。

○3番（水木壽保君） 当町はサル害とかいろいろあるわけですけども、生薬はそういう鳥獣害が少ないという話をしていますけれども、要するに八峰町はそういうのはいっぱいあります。それから今、八森地区は放棄地もいっぱいあります。まず放棄地でやれとは言いません。まず初めてですので、まず成功させることがメインでありまして、生薬栽培を成功させて、今後の農業の起爆剤になれるよう頑張ってもらいたいなということをお願いして、質問とさせていただきます。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めますか。

○3番（水木壽保君） ありません。

○議長（芦崎達美君） これで3番議員の一般質問を終了します。

次に、1番議員の一般質問を許します。1番鈴木一彦君。

○1番（鈴木一彦君） おはようございます。傍聴の皆さんご苦労さんです。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

1問目として、猟友会の会員について。猟友会の有害鳥獣駆除活動により、町民の安全を守り、また農業被害の減少に繋がっています。昨年久々に1人の加入者と聞いておりますが、今後の有害鳥獣駆除を考えると会員不足が心配されます。そこで、町としても積極的に加入促進を図るべきと思いますが、町長のお考えは。

2つ目として、土づくりに支援を。農産物の生産は土づくりが基本だと考えます。近年は堆肥投入、土壌改良剤散布もほとんどなく、化学肥料に頼る農業になり、その結果地力低下が懸念されています。土づくりのために投入、散布した場合、経済的に厳しいところもある。その場合、実施した場合、行政として一部支援できないか。

3つ目として、産業振興会議について。今年1月の20日に10団体の機関が参加して産業振興会議が発足しましたが、今後会議を通して町の産業振興にどう生かし取り組んでいくのか、以上3点について町長の考えをお伺いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの1番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 鈴木一彦議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、「猟友会の会員について、町として積極的に加入促進を図るべき」との質問についてであります。

鈴木議員がおっしゃるとおり、クマやサル、カラスの有害駆除については、猟友会八森支部及び峰浜支部にお願いし駆除していただいている状況であり、心から感謝をしております。特に、出動回数の多いサル害対策については、行政報告でも触れましたが、今年度から「鳥獣被害対策実施隊」を組織し、5月から10月までの半年間、毎週2回定期的に巡回し追い上げや捕獲を行い、これまで83頭の捕獲実績となっております。お蔭様で、平成26年の農作物の被害面積や被害金額は前年より減少するなど成果を得ている状況であり、会員の皆さんには改めて感謝申し上げる次第であります。

さて、猟友会の会員数ですが、八森支部は30代が1名、60代が2名、70代が3名で合計6名、平均年齢は63歳です。峰浜支部は50代が2名、60代が10名、70代が4名、合計16名、平均年齢は65歳です。八森支部は昨年、30代が1名加入し、峰浜支部では今年に入って60代が1名加入しております。平成23年9月議会定例会で、柴田正高議員が猟友会員の減少について一般質問した際に、私は猟友会員を増やすために、狩猟免許取得者への助成制度を進めたいと回答しました。その後、平成24年度予算から「有害鳥獣捕獲従事者育成支援補助金」制度を設け、会員を増やすために努めてきたところです。狩猟免許取得補助金は、町内の満65歳未満の者で、猟友会に加入し、有害鳥獣捕獲従事者として3年以上活動する者が対象となります。補助対象経費は、免許取得に要した経費や銃器及び銃器関連装備品の取得に要した経費が対象となり、1人当たり15万円を上限に交付されます。今年峰浜支部に加入した1名の方はこの補助制度を活用しております。今後は、さらに猟友会員が増えるように補助制度など広報に掲載し、PRに努めると共に、八森・峰浜両支部と相談しながら進めてまいります。

また、猟友会の皆様には有害鳥獣駆除活動のみならず、近年多発傾向にあります山の遭難救援活動においても中核的な役割を果たしていただいておりますので、町にとっても会員確保は重要な課題であると認識しており、会員確保に向けできる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

次に、「土づくりに、支援を」についてであります。

稲作や畑作の基本技術は土づくりであり、そのためには適正な土壌改良と共に堆肥を

はじめとする有機質の施用が必要不可欠であることは、鈴木議員が指摘するとおりであります。近年、農作業の機械化、省力化が進んだことや農家収入の低下も一因して、土壌改良資材の投入や堆肥の投入が少なくなってきたり、稲わらやモミガラなど有機質の施用も少なく、土がやせてきていることが品質の低下や収量低下の要因となっていることは事実だと考えております。したがって、このような状況の中で鈴木議員が「土づくりに支援を」という考え方は十分に理解できますが、「土づくり」という稲作や畑作など全ての農地が含まれ、対象があまりにも広く、程度にもよりますが町単独での支援は財政的にかなり難しいのが現状であります。議員ご指摘のように、土づくりは、「良質な農産物づくり」の基本であるという認識は同感でありますので、土づくりをしながら差別化した農産物の生産、販売が可能となります国、県、町が共同で支援する「環境保全型農業直接支払制度」を活用できないか検討してまいりたいと考えております。

この制度については、一昨年、国が農政改革を打ち出した「4つの改革」の内の一つ、「日本型直接支払制度」の中の一つです。日本型直接支払制度の一つが、今年度から始まった「多面的機能支払制度」で、町では25の組織が活動を展開しております。もう一つは「中山間地域等直接支払制度」で、町では八森地域と水沢地域で活動を展開しています。さらにもう一つが「環境保全型農業直接支払制度」です。この「環境保全型農業直接支払制度」の内容は、化学肥料と農薬を5割低減する取組みに加えて、堆肥1t施用する営農活動に対して交付金が支給されるものです。交付単価は、10a当たり2,200円で、国が50%、県が25%、町が25%負担するものです。交付金の対象者は、多面的機能支払実施組織や農業者が組織する団体など個人でなければ実施可能であります。土づくり対策は農業者の基本的な課題であり、今後、交付金制度の活用を希望する団体が実施できるよう、事業のPRに努めてまいります。

次に、産業振興会議についてお答えいたします。

八峰町産業振興会議は、町内の農林水産業者及び商工観光業者、県、町などの団体が集まり、官民ネットワークを構築しながら、雇用の場の拡充と就業を促進することを目的に、今回は11の関係団体に呼びかけて発足したものです。当日参加いただいた団体は、秋田やまもと農業協同組合、白神森林組合、秋田県漁業協同組合北部支所、八峰町建設業協会、白神八峰商工会、八峰町観光協会、秋田銀行、山本地域振興局農林部、山本地域振興局総務企画部、八峰町議会教育産業建設常任委員会で、町からは企画財政課、農林振興課、産業振興課が出席しております。お互いに対等な立場で建設的な意見を交わ

し、産業を生み出したいとの思いから、参加経費等についてはそれぞれの団体に負担することで了解していただきました。当日は、各事業団体におきましては、「課題」と「今後の展開」、「産業会議への要望等」について、あらかじめ提出してもらったアンケート内容について説明をしていただきました。銀行、県、町については、「地域課題」、「今後の方向・方針」、「支援策等」についての説明を受けております。初回の会議では、時間がなくなり、参加者間の情報交換までは行うことができませんでしたが、各団体の課題や取組みなどを知る良い機会になりました。本会議を通じて、事業者の声を施策に反映させると共に、異業種間の連携や連携による新規事業の可能性について議論できるように進めていきたいと考えております。

なお、本会議は、初めての試みであり、模索しながら進めている部分があります。第1回の会議の様子を鑑み、以降は実務担当者の会議を多く持ち、町の産業振興に関わるアイデアやヒントを探っていきたいと考えております。また、参加団体間の連携による新規産業の可能性にも大いに期待をしているところあります。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 1番議員再質問ありませんか。1番鈴木一彦君。

○1番（鈴木一彦君） まず1問目の、これ猟友会の檻に入ったサルですが、平成24年度89、平成25年度が51、そしてさっき言ったとおり平成26年度が83匹捕獲しています。ただ、この捕獲数はこのぐらいですが、町長はこれ生息数は減っていると感じていますか。そこら辺お願いします。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

着実にこの捕獲をしながら群れも分散しながら、総体的には減っているというふうな認識をしております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。1番鈴木一彦君。

○1番（鈴木一彦君） 私の考えではそんなに減っていないんじゃないかなと。また、サルの行動範囲というのが広く分散されているように思われます。そこで今、今後これからは有害鳥獣駆除、それからサルの見回り巡回、これは長く続くと思います。そこで現在の猟友会の会員で十分対応できるのか、その点お伺いします。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 猟友会の会員は着実に減っていますので、従来からのそういった

有害鳥獣の被害の駆除、さらには遭難救助であるとか、様々お願いするんですけれども、なかなかこれから先、今の人数からいくと厳しい状況になってくるのではないかと。したがって、おっしゃるとおりのこれから拡大に向けたいろんな活動ですね、我々も展開していかなきゃならないというのが今、現状だろうと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。1番鈴木一彦君。

○1番（鈴木一彦君） 町でも狩猟免許取得には補助金を出したり、また猟友会の会員もそれぞれ声を掛けながら会員の確保に努めているわけですが、今後やはり猟友会と町と連携しながら、会員確保に努めてほしいと思います。そうしないとね、今後猟友会活動は非常に会員に負担がかかると思います。

それから前、柴田議員も質問しておりますが、この加入には町の職員は加わっていないでしょうか。そこら辺ちょっとお尋ねします。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○1番（鈴木一彦君） 担当課長でも結構です。

○議長（芦崎達美君） それでは担当課長より説明いたします。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

町の職員で猟友会会員になるということは、今のところ入ってございませんので、猟友会員には入っておりません。ただ、今年度4月1日から鳥獣被害対策の実施隊というのを組織しまして、今年度活動してきているわけですが、猟友会の皆さんと一緒に活動してきているわけですが、鉄砲での捕獲は猟友会の皆さんがやると。それ以外の檻を使った捕獲というのものもあるわけですが、これについては町の職員が罠の免許を取りまして、檻の捕獲には町の職員が当たっていると。そういうものを合わせて今年度の83頭の実績ということになっているわけですが。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。1番鈴木一彦君。

○1番（鈴木一彦君） 前に答弁した時、藤里町だと思いますが、職員の方も1人、嘱託職員が1人と加入しているという答弁でありましたが、八峰町はこれは全然職員は加入しないという考えでよろしいでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

特別加入してはならんということはありませんので、そういう方がいればそれは

それとして頑張っていただけばいいんじゃないかなと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。1番鈴木一彦君。

○1番（鈴木一彦君） 是非職員の方々にも頑張ってもらいたいとお願いして、1問目は終わります。

○議長（芦崎達美君） 2問目の再質問はありませんか。1番鈴木一彦君。

○1番（鈴木一彦君） 2問目ですが、先ほど町長が言った支援策、国とかそういうところあるらしいということですが、八峰町のこういう畑作に対しては、ほとんどが個人農家ということで、なかなかこの支援策に該当しないようです。そこら辺を考えると、やはり町の支援が必要かなとこう思っております。今、国・県では米依存脱却ということで畑作振興を進めて、八峰町でも畑作で頑張っている農家がたくさんおります。そして、この年々少しずつですがネギ・キャベツの作付面積が増えています。しかし堆肥の投入とか土壌改良剤の面積は減っていると。まあ、いろいろ原因はあると思いますが、やはり近年の米価の下落、それから生産物の販売価格が落ちているということで、経費の削減が一つの要因と思われます。今後こういう高品質の農産物を生産するためには、栽培の技術の向上、また徹底した栽培管理と、もう一つ、やはり土づくりと思います。消費者が求めるおいしい安全で安心な農産物を生産するためにも、やはり支援が必要と思いますが、今一度町長のお考えを。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

おっしゃるとおり、やっぱり基本は土づくりですから、これによっておいしい農産物ができるかどうかの大きなポイントになろうかと思っております。今までこの国・県・町共同でやる直接支払制度はできたので、これに対応できればいいんですけども、ただ畑作に対しては今までほとんどなかったということもありまして、たまたま昨年度青年部の皆さんといろいろ対話する機会がありまして、その中で出た話がこの畑作の振興に何か支援できないかというような話がありまして、新年度予算に挙げたのがこの畑作の振興作物の拡大支援事業ということで、ネギ、キャベツ、ミョウガ、今八峰町の振興作物になっているこういうものを行った場合に、金額的には10a当たり1万円ですけれども、今年まず始めて踏み出したわけでありまして、これらを有効に使いながら、そういった今おっしゃったような土づくりのための堆肥を買うとか、そういうものにも生かしていただければいささか足しにはなるんじゃないかと。そういう積み重ねの中で、またい

ろんな反響を聞きながら、この後のことも考えて行きたいと思いますので、あるものを今活用しながら是非やっていただきたいなと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。1番鈴木一彦君。

○1番（鈴木一彦君） 八峰町でも基幹産業の一つである農業でありますので、今、国の方でも農政の見直し、JA改革と大変農家にすれば不安なところがあるわけです。その中で、前の日皆川議員の質問で答えたとおり、今後は畑作振興に力を入れていくという答弁もありました。これまでも様々の町でも農業に対して支援を行ってきておりますが、今後共変わらぬ農業振興策をお願いして、2問目の質問を終わります。

○議長（芦崎達美君） 3問目の再質問ありませんか。1番鈴木一彦君。

○1番（鈴木一彦君） 今回、産業振興会議それぞれの違った業者の方が加入して町の活性化とかに繋げようと発足したようですが、私もこの会議は大変期待もしているし楽しみにしております。そこで今回のメンバーでございますが、10団体機関等のメンバーはこれはそれぞれの団体の役員と職員なのか、その辺をお聞きします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

役員もおれば職員もおる、いろいろ制限をしておりますので、その団体から出された人をメンバーに会議を開いたというような結果になっています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。1番鈴木一彦君。

○1番（鈴木一彦君） 例えばね、農業とか漁業、加工とか環境とか、直接この仕事に携わっている人方、そういう人方にも意見交換とか情報交換そういう場を設けてもいいと思います。その辺は今後設ける気持ちはありませんか。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

この産業振興会議そのものが、まず今回初めて業種の垣根なくいろいろな意見を出してお互いに連携できるものはないかお互いに探りましょうという発想で立ち上げたわけですので、まずこれはこれとして大事にしながら積み重ねていきたいと思っております。今おっしゃったように、例えば漁業者でも農業者でも直接この生産に立ち合っている人の声を聞けないかということなので、それはまたこれの中で全部やればよいんですけども、やれないとすればまた何らかの形で別の何かがやれるのかですね、それは少しこれからの検討課題ということで工夫させていただければいいなと思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。1番鈴木一彦君。

○1番（鈴木一彦君） 今回立ち上げに対して少子高齢化とか雇用等、また本当に現在八峰町の直面した緊急の課題を検討する実践を目的で発足したようですが、ところがこの開催が年1回から2回予定しているということで、随分のんびりしてスピード化に欠けているなあと思います。本当に町民とか様々な業種の危機感が行政に伝わっているのかと。危機感を持っているならもう少し回数を増やしていいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 去年は年度も後半になってからの会議でありましたので、新年度は何回かやりたいとは思っています。

それから、これはあくまでも経費的にも町が持つんじゃなくて、各参加する団体の方で持っていておられますので、団体の都合も聞きながらできるだけ数多くいろいろな意見を多様な意見を仕上げるように頑張っていきたいと思っています。この会議は、そこで何かを決めて全部やるという会議ではないので、幅広くいろんな業界の考え方なり、あるいはまた他業種とどういうふうな連携ができていくのか、そういう角度でいろいろ意見を出していただいて、それを今度のこの後の施策に生かして取り上げていくというような会議でございますので、そういう面では緊急性があってこの課題やらなきゃならないと集めた会議ではないので、そこら辺はご了解をしていただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。1番鈴木一彦君。

○1番（鈴木一彦君） 緊急性がないのかあれですが、我々はやはり今そういう産業とか非常に緊迫と言えればいいのか、苦しいと言えればいいのか、産業、農業はもちろんあれですがやはり早く何かをやりたい、何かを掴みたいと思っているのが町民とか事業をやっている人方の気持ちだと思いますので、どうか一つスピード感を持ってやってほしいなあと思います。答弁は結構です。

○議長（芦崎達美君） これで1番議員の一般質問を終了します。

5分休憩いたします。

午前10時43分 休 憩

.....
午前10時49分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

次に、5番議員の一般質問を許します。5番議員。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） 最後になりましたけれども、通告に従いまして、2問質問させていただきます。

それでは最初に、今後の観光振興について伺います。

その1つ目であります。イベントの在り方について伺います。

今行われているイベントは多くの補助金で行われております。それが地元に必要な波及効果をもたらしているのか疑問に思います。能力以上に限られた受入れ施設で、外部の力に頼ることで多くの誘客を図り、それが町内の業者にきつい言い方かもしれませんが逆効果をもたらしているのではないかと考えられます。イベントを否定するわけではありませんが、内容、方法を見直し、なるべく自分たちで努力され、それが特定の場所だけでなく、広く他の施設にもより波及効果が出るよう工夫する必要があります。また、イベントにばかり頼るのではなく、常に客が訪れるような環境づくりを考え振興を図るべきと思うが、町の考えを伺います。

次、2つ目であります。

山村広場、海水浴場等でもっと多くの誘客を図るという考えはないかということであります。

山村広場は駅があり、国道が目の前を通り、入浴施設、産直もあり、非常に恵まれた場所だと思います。しかし、花見が終わると客がほとんどなく、十分生かされておられません。今年度視察した小布施町では10か所もある美術館、瓦壁に統一した建物による町並みの景観、栗、果樹による特産品販売が多くの観光客、視察が訪れる要因になっていると感じました。ほかに時間がなくて見なかったのですが、各家庭でガーデニングが盛んに行われ、観光客に開放していて、それがおもてなしとなって観光にプラスしていると思われま。そこで、町は町にある自然をもっと生かすべきだと思います。山村広場を桜のほかに四季の花や木を植え、花のメッカにし、訪れる人、通る人をおもてなしする考えはないか伺います。

また、海水浴場は以前海の家・民宿が十数軒あり、5月の末頃から8月までイベントが全然なくても大変なにぎわいを見せておりました。海浜プールもでき、益々期待されましたが、バブルがはじけ、学校にはプールができ、状況も変わり以前のような人手もなく、海水浴場としての機能が十分生かされておられません。以前のにぎわいを取り戻す

ため、都会から町出身やその他の若者、子どもたちを受入れ、海で夏を満喫させる何らかの方法、施策を考えられないか伺います。

次に、2問目であります。プレミアム付き商品券発行事業について伺います。

町ではこれまで7回この事業を助成してきました。住民にとって大変有利で生活支援になったと思います。しかし、地元消費拡大、事業所支援は必ずしも十分な効果があったとは考えられません。発行総額が5,000万円とそんなに多い額でなく、消費拡大で全額売上増に繋がったとしても1事業所当たり25万円の売上で、一部の事業所を除いてそれほどメリットがなく、効果がなかったのだと思われます。今回スタンプ会では、新たにスタンプ券の倍サービスをやり、事業効果と住民サービス、商品券の売上を伸ばすための取り組みをしました。それでも商品券に住民の関心が薄いのか、販売方法や事業所に問題があるのか出足が好調と言えず、購入限度額を変更して完売しております。平成27年度は国の地域消費喚起、生活支援型の新たな交付金で、2,000万円と前年度の倍額の予算が計上されました。この額だとそれぞれこれまで以上に効果は期待されます。しかしながら、券の販売にはいくつかの課題もあります。それらの一部解決のため、また本来の目的である地元消費喚起と生活支援効果をより高めるためにも、これまでのプレミアム率20%で一律でやるのではなく、子育て世代と高齢者、非課税世帯を対象に優遇措置としてプレミアム率をアップしてはどうかと考えるが、町はどのように考えるか伺います。

以上、2点宜しく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの5番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 腰山良悦議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、今後の観光振興についてであります。

まず、イベントの在り方についてであります。八峰町の観光関係の主なイベントを紹介しますと、観光協会主催の「八峰町さくらまつり」、「ラベンダーまつり」、雄島花火実行委員会主催の「雄島花火大会」、んめものまつり実行委員会主催の「はっぼうんめものまつり」、ポンポコ山音楽祭実行委員会主催の「ポンポコ山音楽祭」、白神八峰商工会主催の「あわびの里づくりまつり」、八峰町商工観光連携会議主催の「秋田名物八森ハタハタまつり」などがあります。それ以外にも町をはじめ、各種団体、会社などで大小様々なイベントが行われています。イベントの企画・実施に当たっては、それ

ぞれの実行委員会がそれぞれの目的を持って行っています。例えば、雄島花火大会実行委員会は、「地域の子どもたちに夢を与え、子どもたちが誇れるような郷土をつくり、地域に元気をあたえる」ことを目的に頑張っています。んめものまつり実行委員会は、「地域の収穫祭と感謝祭、地元特産品のPR、そして東日本大震災からの復興支援」を掲げて頑張っています。秋田名物八森ハタハタまつり実行委員会は、「八森ハタハタを切り口とし、冬場の誘客はもとより、ハタハタをはじめ地元魚介類のブランド化」を目指して実施しております。結果として経済効果が上がれば理想的ではありますが、イベントは目的があって行うもので、必ずしも商業活動を優先して行っているわけではないことをご理解をしていただきたいと思います。イベントに関わる人たちは、ほとんどボランティアで何日もかけて準備から実施、後片付けを行っております。イベントは町民のやる気エネルギーを計る一つのバロメーターであり、また町民を元気づける薬でもあると考えており、今後も支援していきたいと考えております。できれば、町内商業者の方も積極的に関わっていただき、商業面で盛り上げていただければ大変ありがたいと考えております。また、「イベントに頼るのではなく常に客が訪れるような環境づくり」の提案には同感であります。ともすれば、イベントは一過性のものになりがちですが、継続的に実施することにより、町の活性化に繋がるイベントでなければならないと考えております。

当町では、海・山・川などの豊かな自然環境、温泉、特産品等の資源を活かし、観光地としての魅力を高めるように努めてきました。しかし近年では、観光旅行者のニーズや形態も多様化し、少人数化、地域の自然や産業などの観光資源を活かした体験型・交流型観光への需要の高まりなど、観光をめぐる状況の変化への的確な対応等が求められております。このため、観光協会をはじめ、商工会、産直施設、宿泊施設、ガイドの会などの声に耳を傾けながら、真の観光立町としての整備を進めると共に、町民一人一人から観光立町に対する理解を深めていただき、「おもてなしの心」で観光客を迎えることができるようなまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、「山村広場、海水浴場等で、もっと多くの誘客を」についてであります。

初期のころ整備した山村広場を含めて、今は「御所の台ふれあいパーク」という名称を使っております。平成18年頃までは、常時作業員を数名置いて公園管理の一環としてサクラ、ツツジ、ウメ、スイセン、アヤメ、アジサイ、芝ザクラなども手がけていました。その後、「公園の管理は経費がかかる割に経済効果がない。」との声から、公園管

理費の予算が年々減額されてきた経緯があります。常勤の作業員数を減らしたり、非常勤作業員へ転換したりと工夫をしてきましたが、だんだん花木の管理までは手が回らず現在に至っております。現在の管理体制は、グリーン・ワーカー2名と、シルバー人材センターにお願いして、必要時に応じ、サクラの剪定、施肥、テングス病等の駆除、ウソの追い払い、芝生の刈り払い、ツツジや生垣の剪定などを行っております。また、生活環境保全林の下草刈り作業を行って、里山トレッキングコースの整備も行っています。現在の御所の台ふれあいパークの広場は、サクラ、ツツジが中心となっておりますが、里山トレッキングコースでは、早春のマンサクからはじまり、カタクリ、キクザキイチゲ、ニリンソウ、シラネアオイなど、季節に応じた野の花を観察できるコースになっております。御所の台ふれあいパークを四季を通じて花を楽しめる施設にしてはどうかという思いは同じでありますので、管理体制や予算措置も含めて何か良い知恵がないか検討してまいりたいと思いますし、自発的に、やる気のある住民や団体等が主体となって行う等の計画があった場合は、町としてもできるだけ支援・協力していきたいと考えております。

次に、「海水浴場に都会から若者や子どもたちを受入れ、夏を満喫させる施策」についてお答えします。

かつて岩館海水浴場が大賑わいだったころを覚えている方にとっては、今の海水浴場の状況はさみしい状況に感じていることと思います。夏のレジャーが多様化したことに加え、親が忙しく子どもたちを海水浴に連れて行けない、親が海で遊んだことがないため、海での遊ばせ方を知らないといったケースも増えてきています。海水浴での事故があるたび、海は危険というイメージが広がり、ますます海離れが進んでいるようにも思えます。そうした中で、あきた白神体験センターでは小・中学校をはじめ、各種団体、サークル、ファミリー向けに海辺の自然観察会や磯遊び、釣り、海水浴、シーカヤックなど海に関係したメニューを提供して大変喜ばれております。ここで体験した子どもたちがリピーターとなって八峰町へ足を運んでいる例も多く、町としては大変喜ばしいことだと思っております。したがって、ご提案いただいた内容については賛同できるものです。ただし、実際行うとすれば、多忙期である夏に宿泊させる施設などをどうするのか、食事や身の回りの世話を誰が見るのか、海での活動を安全にサポートするのを誰がやるのかなど、様々な課題があります。したがって、このような活動を主体的に行う個人や団体などが出てきた場合は、町としても支援・協力などを検討させていただ

きますが、町が現在主体的に行うことは今のところ考えておりません。

次に、プレミアム付き商品券についてであります。

プレミアム付き商品券は、政府が経済対策の柱として地方自治体向けに新設した「地域住民等生活緊急支援交付金」の「地域消費喚起・生活支援型」のメニューの一つです。

2月10日に今回の情報が入っていたため、関係する課や事業予定団体と打ち合わせを行い、おおよその内容をまとめて2月19日に県に計画書を提出しております。時間がない中での作業となりましたが、当町では、実施予定者である白神八峰商工会と協議をし、交付金2,293万円をプレミアム率20%の商品券発行事業に充てることとしました。

当町の計画は、国から示された「地域住民生活等緊急支援のための交付金事業参照資料」のプレミアム付き商品券事例に沿った模範的な内容となっております。能代市山本郡内の計画をみてみますと、現段階での聞き取りですが、藤里町はプレミアム率20%の一般向け商品券を6,000万円発行予定、三種町もプレミアム率20%の一般向け商品券を2億円発行予定です。能代市はプレミアム率20%一般向け商品券を5億1,000万円発行するほか、子育て世帯向けと低所得者向けに販売金額2万円を上限としたプレミアム率50%の限定商品券の発行を企画しております。また、県南で一般向けプレミアム率30%を計画している所が一町あると聞いております。なぜ、このように市町村によってバラバラになったかという、国が地域特性や地域事情を考慮して計画を認めたことによるものですが、国のマニュアル事例に沿って申請した当町としては少し困惑を感じている次第であります。

プレミアム率に関しては、確かに高ければ高いほど町民にとっては良いのですが、一過性でバラマキ的に行うことにはいささか疑問を感じております。当町では今まで単独で行っている事業であり、交付金のプレミアム付き商品券事業が終わったとしても、今後も当町で続いていく可能性がある事業であり、計画通り20%が妥当と考えております。子育て世帯や子どもの多い世帯へプレミアム率をアップした商品券を発行する市町村もありますが、当町では平成27年度より、日本一子育てにやさしいまちづくりを目指して、「子ども園の3歳児以上保育料の無料化、3歳未満時の保育料半額化」、「中学生までの医療費無料化」、「小・中学生の給食費半額」などの施策を予定していることから、現時点でプレミアム率アップの商品券発行は考えておりません。

低所得者向けの優遇措置についてであります。今回の交付金の一部を「消費喚起型」から「生活支援型」に移行し、低所得世帯向けに商品券給付事業を実施できないか、国

と協議しているところであり、認められますと今年度末に補正予算の専決処分を行うこととなります。いずれ、本事業については、国や周辺市町村の動向に注視しながら、十分検討して進めたいと考えております。商工会とも協議を図り、計画がまとまり次第、議会にも説明して実施したいと考えております。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 5番議員再質問はありますか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） 1問目の再質問をさせていただきます。

確かに各団体でそれぞれの目的に立っていろいろなイベントを行っておるわけですが、確かに目的を達成されていると思います。それぞれね。しかしながら、何か私が見る限りでは、確かに儲けに走るということはちょっとあまりあれですけども、何か無駄なやり方をしているような気がしております。例えば、何々と言っていいかちょっと分かりませんが、要するにその限られた場所にそれを収容できる以上の人を集めて、それが波及効果として目的が必ずしも儲けというわけではないですけども、無駄に誘客したと言いますか、観光客を無駄に受入れているような感じがしてならないです。それで、そういう流れというものを考えまして、そこだけでなく同時に別の場所でもですね、それをイベントをやって広くこう効果があるような、そのようなやり方をして有効な活用、何と言いますか、補助金の活用と言いますか、そういうのをやっぱり考えるべきだと私は思っております。何か偏り過ぎたイベントそのものが何の目的であれ、そのイベントそのものがそれによって周りの施設も潤うと言いますか、そういうようなやり方を考えて、町としてもそのような指導といえれば何かあれになりますけれども、助言と言いますか、そのようなやはり官民一体となってもう少し考えたイベントをやってはどうかと思っておりますが、今一度町長の答弁をお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

具体的に何事業でどういう状況とありませんでしたのでちょっと答えようがないんですけども、ただイベント、んめもの祭り一つやるといった場合ですね、町内の商工業者も入って来ます。それからまた各地からいろんな人も来ます。そういう中で特産品は売れるし、やはり八峰町全体も知っていただくという機会にもなりますし、イベントはそれなりのそれぞれの効果を示したのではないかというふうに思います。ただ、万遍なくというと全町にわたって皆が利益を上げるような状態というのはなかなか難しいとは

思いますけれども、かなり部分そういう波及効果は来た人はまた町内を回ったりして別な面で消費する人もいますし、そういう面では効果があるのでないかなと思っています。

ただ今言ったように、無駄な面があるかないかについては、お互いに協議の場で企画内容を十分こう精査しながら、できるだけ効果の上がるような企画を立てるようにこれはお話しをしていきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） まず確かにそれぞれの目的でもって頑張っ、それぞれの波及効果もないわけではないですけれども、例えばある所と言いますか、実は昨年田舎館村へ行って来たんですよ。そしたらですね、同じ田んぼアートで2か所に分散してやっておりまして、タイトルそのものもちょっと違うんですけどもね。それで、やはり両方に流れがありまして、そしてそれぞれ非常にお客さんがいっぱい入っていました。そういうことで、例えば今町長も言いましたけれども、んめものまつりでグルメをよそから来てもらって、確かに盛り上がってはいるんですが、それを例えば半分、ハタハタ館の方へやるとか、そしてまたそれぞれの峰浜は峰浜の地元の特産品、八森は八森の特産品、それをそれでもって一生懸命頑張ると、そのような観光でなければ、やはりより効果が上がらないのではないかと私の考えなんです、今一度お願いします。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今、んめものまつりの事例を出されましたのであれですけれども、実行委員会の中でまずそれだけのこなすだけの能力、分散した場合に果たしてそれがやれるかどうかの問題もあります。それからまた逆にじゃあそちらの方ハタハタ館分散する場合はそちらの方でもやれる体制を作っていこうということが必要だと思いますから、そこら辺を中心にまた話をまとめて一緒にやるとかという企画した方がいいと思います。そういう面では積極的に自分方を売り込むために、そういうものも企画していいんじゃないかというふうにも思います。これはあくまでも実行委員会組織中で自発的にやっているこのイベントでありますから、町がこうなさい、こうなさいとやって作らせたものではないので、そこら辺はお互いにその実行委員の中で話をして、もっとよりいいやり方があれば拡大するような形でやっていただければ非常にいいなというふうには思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） 確かに、各団体のあれでお互い検討されて頑張っておられること

は承知しております。まず多額の補助金を出している関係で、やはり町もそういう考えに基いて頑張ってもらわなければうまくないと私は考えております。

これで1問目の一つ目の再質問は終わります。

次に、2つ目であります。山村広場、海水浴場等のことでお伺いします。

確かに桜まつり、それ以外のことでいろいろと、シルバーの方々から協力していただいていることは分かっております。でもやはりあそこを毎日通っておりますと、何か本当に寂しい思いをしてなりません。やり方によっては、やはり思い切ったやり方をしなければ、やはりあそこは観光の拠点でありますので、ただハタハタ館と産直があるだけではもったいない。せっかくいい場所であって、やはり年間を通してあそこを訪れる人、通る人がいい気分になるような、やはりそういうせっかくのいい場所ですので、そういうようなやはり積極的に進めていければと私は思っております。やり方としては確かに簡単にはいきません。お金もかかるし簡単ではないんですが、やはり町内にもそういうガーデニングとか、そういうので関心のある方がたくさんおると思います。そういう人方に協力を願いまして、そして普段の手入れとかそういうのをやってもらったり、やり方によっては、やる気さえあれば何とでも私はなると思っています。やはりそういう人方の力を借りて、やはり頑張るべきだと私は考えております。町長あともう一度答弁をお願いします。どうお考えですか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 御所の台ふれあいパークは、かつて民間団体の中でツツジの、日本一のツツジの森を作りましょうと、こういう団体がありまして、あそこら一帯に土を植えた経過がございます。今もあるんですけれども、手入れが行き届いていないということもあります。それからまた桜も今年はどうか頑張っただけはありますけれども、ウソの状態でどのような桜が咲くか分かりませんが、いずれそれに関わる管理する経費もかなりかかっています。今現在、町としてあそこまた大規模にいろんな何かをやりながら構想してやるというようなことは今のところ考えていません。ただ、あのおりの状況ですから、前のようにそういうふうなスペースを活用しながら自分方が活用したいという所があれば、それはそういうふうなことで貸出もしていきたいし、どんどんやっていただければいろんなできることの支援だけはしていきたいなと思っています。いずれ金かければできることであるとは思いますが、大きな投資をして今新たに作って、さらにまた管理費をかけていくという状況は今のところは考えていません。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） いずれにせよ、確かに大変なことは分かります。でもやはりあそこら周辺は本当に拠点の一つでありますし、こんなことを言えば失礼かもしれませんが、万が一ハタハタ館がだめになれば八森の観光は終わりだと思います。本当にそういうことでもっと真剣になってあそこら近辺の観光開発と言いますか、なるべく金をかけないであれする方法を考えてください。

これで1問目の質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（芦崎達美君） 続いて、2問目の再質問ありませんか。5番腰山良悦君。

○5番（腰山良悦君） 2問目のプレミアム付き商品券発行事業について伺います。

確かにこれまでは町単独の事業できたわけなんですけど、これまでの7年間というもの、いろいろと私なりに感じてきました。いろいろな問題があって販売できなかったり、確かに一部の事業所に券が使われるというような状況で、不公平感と言いますか、これは何と言いますか、それぞれの事業所の努力にもよると思いますが、そういう点では必ずしも地元消費に繋がって、そういう事業所支援にはなっていないように思っております。しかしながら今回のこの事業というものは、国の消費関係、それから生活支援ということで行われるものでして、同じような考え方で取り組まれるということは何かそのような気がしております。そのまま国から降ろされたあれでもって町がやるということで、ただ金額が増えただけにしか感じられないんですよ。やはりそれをいかに今まで以上に生かしてやるかということが私は一番の重要な課題だと思っております。そういう意味で、確かに町長がさっき言いましたけれども、子育て支援とかそういうのでは保育料無料とか、給食費半額とか、そういう形でやるということで今回なんですけど、それはそれとしてですね、それはまた違う角度での支援でありまして、やはりこれはこれでまた買い物する若い人方が町外に出ていかないで地元から買うようなそういうような気運と言いますか、そういうのを高めるためにもやはりそれは保育料、給食費それとはまた違った目線から支援すべきだと私は思います。あとその低所得者についても、いろんなまたそういうあれがあるようですが、やはりこれはこれとして、やはり今回の一番の国の施策として地方創生生活支援ということで、これもまた考えて、よその町村はどうであれ、やはり独自に我が町の考え方として、やはり取り組むべきのが本来のこのプレミアム商品券の発行事業についての在り方ではないかと私は考えますが、今一度町長の答弁をお願いします。

- 議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、町長の答弁を求めます。加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） 過去7回発行してはいますが、いろいろ100%満足ではないにしても全て地元で消費されているということだけは間違いない事実でございますので、それはそれとして効果を発揮しているものというふうに思っています。ただ今回、国の方から出されてきたのが例示をしながらまた期間が短い中でしたので、今までと同じようなパターンで出してしまいましたけれども、その後いろいろ協議もできるということで、今、国の方にいろいろ協議する案をあげて今やっていますので、たぶん認められるんじゃないかなと思いますけれども、今まで最初出した時は全部消費型で全部20%のプレミアムで考えましたけれども、その後生活支援型も多少取り入れるということでの協議を今しております。先ほど申し上げたとおり、子育て支援の関係は、今年度、新年度でかなり大きな部分でこの支援をやっていますので、それは今回のプレミアム商品券のやつからは外すと。ただ低所得者向けの対策は何らかの形でとっていきたい部分、この部分は今国の方と協議をしております。それは商品券を低所得者向けに幾らかもう全部配るといような案を出していますので、それが国の方でOK出れば、当然皆さん方にもお知らせをしながら、そういうことについても今実施する方向で検討を進めているということでご理解をしていただきたいと思います。
- 議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。5番 腰山良悦君。
- 5番（腰山良悦君） まず今町長の答弁を伺って分かりました。まず、必ず実行できるよう頑張っていたきたいと思います。
- これで質問を終わらせていただきます。答弁はいりません。
- ありがとうございました。
- 議長（芦崎達美君） これで5番議員の一般質問を終了します。
- 以上で、一般質問を終わります。
- これで本日の日程は全て終了しました。
- 本日の会議を閉じます。
- なお、次回の本会議は3月20日午前10時より予定していますのでご参集願います。
- これにて散会します。本日はご苦勞様でした。
- また、傍聴者の皆さんにも最後までありがとうございました

午前11時27分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦崎達美

同署名議員 2番 笠原吉範

同署名議員 3番 水木壽保

同署名議員 4番 須藤正人

平成27年3月20日（金曜日）

議事日程第5号

平成27年3月20日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 一般質問答弁の一部撤回の件について
 - 第3 議案第31号 平成27年度八峰町一般会計予算
 - 第4 議案第32号 平成27年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
 - 第5 議案第33号 平成27年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
 - 第6 議案第34号 平成27年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
 - 第7 議案第35号 平成27年度八峰町沢目財産区特別会計予算
 - 第8 議案第36号 平成27年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算
 - 第9 議案第37号 平成27年度八峰町公共下水道事業特別会計予算
 - 第10 議案第38号 平成27年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算
 - 第11 議案第39号 平成27年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算
 - 第12 議案第40号 平成27年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算
 - 第13 議案第41号 平成27年度八峰町営診療所特別会計予算
 - 第14 議案第42号 八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 第15 議案第43号 八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 第16 議案第44号 八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 第17 議案第45号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について
 - 第18 議案第46号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について
 - 第19 議案第47号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について
 - 第20 議案第48号 八峰町教育委員会委員の任命について
 - 第21 陳情第5号 沖縄県名護市辺野古新基地建設工事中止を求める陳情書
 - 第22 発議第5号 合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書の提出について
 - 第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
 - 第24 常任委員会の閉会中の所掌事務の調査について
-

出席議員（12人）

1番 鈴木一彦	2番 笠原吉範	3番 水木壽保
4番 須藤正人	5番 腰山良悦	6番 柴田正高
7番 皆川鉄也	8番 嶋津宣美	9番 菊地 薫
10番 山本優人	11番 門脇直樹	12番 芦崎達美

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長 加藤和夫	副町長 伊藤 進
教育長 千葉良一	総務課長 田村 正
会計課長 川尻悦子	企画財政課長 須藤徳雄
町民生活課長 金平公明	福祉保健課長 大高伸一
管財課長 佐々木 充	税務課長 田村 功
教育次長 小林孝一	生涯学習課長 金田千秋
産業振興課長 工藤金悦	農林振興課長 佐々木喜兵衛
建設課長 田村 博	幼児保育課長 日沼正明
農業委員会事務局長 米森博孝	学校給食センター所長 木村 学
あきた白神体験センター所長 佐藤博孝	

議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木久明	書記 吉元和歌子
-------------	----------

午前10時00分 開 議

○議長（芦崎達美君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の会議は3月12日の追加提案を受け、同日の議会運営委員会で決定した、皆さんの手元に配付してあります日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、5番腰山良悦君、6番柴田正高君、7番皆川鉄也君の3名を指名します。

日程第2、一般質問答弁の一部撤回の件についてを議題とします。

3月18日の腰山良悦君の一般質問中の回答において、不適切な部分がありこれを撤回したいとの申出があります。議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。議題とすることに決定しました。加藤町長より説明を求めます。加藤町長。

○町長(加藤和夫君) 皆さんおはようございます。

一昨日の腰山良悦議員の一般質問中、2問目、「プレミアム付き商品券発行事業について」の回答において、議会軽視と捉えられる不適切な部分がありましたので、お詫びを申し上げますと共に、その部分を撤回させていただきますよう、宜しくお取り計らいをお願い申し上げます。

不適切であった部分は「低所得者向けの優遇措置についてであります。今回の交付金の一部を消費換金型から生活支援型に移行し、低所得者向けに商品券給付事業を実施できないか国と協議をしているところであり」と申し上げ、その次に「認められますと今年度末に補正予算の専決処分を行うこととなります」と申し上げてしまいました。補正予算は、議案として議会でご審議いただくことが当然であると認識をしておりますが、一昨日の回答では、専決処分ありきとの誤解を与えてしまい、誠に申し訳なく、ご理解の上、先ほど申し上げました「認められますと今年度末に補正予算の専決処分を行うこととなります。」という部分を撤回させていただきます。

質問者である腰山良悦議員はもとより、八峰町議議員の皆様にも重ねてお詫びを申し上げます。その上で国と協議している生活支援型の内容や今後の見通し、補正予算の扱い等については、本議会終了後の議会全員協議会でご説明を申し上げますので、ご了承をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長(芦崎達美君) お諮りします。ただいまの議題について許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、撤回の件を許可することに決

定しました。

日程第3、議案第31号、平成27年度八峰町一般会計予算を議題とします。

本案について、菊地予算特別委員会委員長の報告を求めます。菊地予算特別委員会委員長。

○予算特別委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

3月6日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました議案第31号、平成27年度八峰町一般会計予算の審議経過の概要とその結果についてご報告いたします。

本予算については、3月10日・11日・12日の予算特別委員会分科会並びに13日・16日の全体会において慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

なお、予算特別委員会の附帯意見については、後ほど文書にて提出いたします。

○議長（芦崎達美君） 質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。本案について委員長報告にのとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。日程第4、議案第32号、平成27年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第5、議案第33号、平成27年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、日程第6、議案第34号、平成27年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、日程第7、議案第35号、平成27年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第8、議案第36号、平成27年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算、日程第9、議案第37号、平成27年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、日程第10、議案第38号、平成27年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、日程第11、議案第39号、平成27年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第12、議案第40号、平成27年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、日程第13、議案第41号、平成27年度八峰町営診療所特別会計予算、の10議案については会議

規則第37条の規定により、一括議題とします。本案について菊地予算特別委員会委員長
の報告を求めます。菊地予算特別委員会委員長。

○予算特別委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

3月6日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました議案第32号、平成27年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第33号、平成27年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、議案第34号、平成27年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、議案第35号、平成27年度八峰町沢目財産区特別会計予算、議案第36号、平成27年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算、議案第37号、平成27年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、議案第38号、平成27年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、議案第39号、平成27年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算、議案第40号、平成27年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、議案第41号、平成27年度八峰町営診療所特別会計予算の審議経過の概要とその結果についてご報告いたします。

これら10件の特別会計予算については、3月10日から12日の予算特別委員会分科会並びに13日・16日の全体会において慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（芦崎達美君） 本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第32号から議案第41号までの10議案を一括して採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。本案について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号から議案第41号までの10議案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第42号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） それでは議案42号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてをご説明をいたします。

八峰町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住 所 八峰町八森字八森275番地

氏 名 神 垣 陸 廣（昭和15年12月18日生）

本日提出です。

提案理由でございますけれども、八峰町固定資産評価審査委員会委員の神垣陸廣氏が平成27年5月16日で任期満了となることから、引き続き八峰町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。宜しく申し上げます

○議長（芦崎達美君） これより議案第42号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第42号を採決します。お諮りします。採決の方法については、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。
お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は同意することに決定しました。

日程第15、議案第43号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案43号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを説明をいたします。

八峰町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3

項の規定により、議会の同意を求めるものです。

住 所 八峰町八森字椿台71番地2

氏 名 岩 城 朝 夫（昭和26年12月2日生）

提案理由でございますけれども、八峰町固定資産評価審査委員会委員の岩城朝夫氏が平成27年5月16日で任期満了となることから、引き続き八峰町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。宜しく願います

○議長（芦崎達美君） これより議案第43号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第43号を採決します。お諮りします。採決の方法については、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。
お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は同意することに決定しました。
日程第16、議案第44号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案44号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを説明をします。

八峰町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

住 所 八峰町峰浜字石川字小林201番地

氏名 薩摩勝幸（昭和27年1月12日生）

提案理由でございますけれども、八峰町固定資産評価審査委員会委員の水木 博氏が平成27年5月16日で任期満了になることから、新たに八峰町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものがあります。

薩摩勝幸氏は、平成18年6月から平成24年8月まで石川生産森林組合長を兼任しながら石川集落の郷長を務め、住民自治の発展に尽力されて来られました。また、能代土地改良区の役員を、昭和63年10月から副理事長を退任される平成20年11月まで務められ、農業基盤確立にも頑張っておられました。更には猟友会峰浜支部会員として、現在も有害鳥獣駆除などに力を貸していただいております。このように、薩摩氏は様々なキャリアをとおして経験も豊富で信望もある方でありますので、適任と考えますのでどうかご同意くださるようお願いをいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第44号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第44号を採決します。お諮りします。採決の方法については、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。
お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は同意することに決定しました。

日程第17、議案第45号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案45号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを説明をし

ます。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものです。

住 所 八峰町峰浜水沢字大久保岱1番地

氏 名 田 村 利 満（昭和23年3月25日生）

提案理由でございますが、八峰町沢目財産区管理委員の田村利満氏が平成27年5月22日で任期満了となることから、引き続き八峰町沢目財産区管理委員として選任いたしたく、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。宜しく申し上げます

○議長（芦崎達美君） これより議案第45号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。お諮りします。採決の方法については、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は同意することに決定しました。

日程第18、議案第46号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案46号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを説明いたします。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものです。

住 所 八峰町峰浜水沢字水沢159番地の1

氏 名 大 高 忠 生（昭和21年3月21日生）

提案理由ですが、八峰町沢目財産区管理委員の大高忠生氏が平成27年5月22日で任期満了となることから、引き続き八峰町沢目財産区管理委員として選任いたしたく、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものです。宜しくお願ひ申し上げます

○議長（芦崎達美君） これより議案第46号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。お諮りします。採決の方法については、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は同意することに決定しました。

日程第19、議案第47号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案47号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを説明いたします。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものです。

住 所 八峰町峰浜水沢字水沢2番地

氏 名 鈴 木 孝 夫（昭和19年3月24日生）

提案理由ですが、八峰町沢目財産区管理委員の鈴木孝夫氏が平成27年5月22日で任期

満了となることから、引き続き八峰町沢目財産区管理委員として選任いたしたく、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものです。宜しくお願いします

○議長（芦崎達美君） これより議案第47号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第47号を採決します。お諮りします。採決の方法については、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。
お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は同意することに決定しました。
日程第20、議案第48号、八峰町教育委員会委員の任命についてを議題とします。
本案について当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第48号、八峰町教育委員会委員の任命についてを説明いたします。
八峰町教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

住 所 八峰町八森字椿台62番地3

氏 名 山 本 朋 子（昭和44年5月18日生）

提案理由ですが、八峰町教育委員会委員の川村榮子氏が平成27年5月16日で任期満了となることから、新たに山本朋子氏を八峰町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

山本朋子さんは、埼玉県狭山市出身で平成14年結婚によって当町住民となりました。高校、青山学院大学、社会人をとおしてバスケットボール選手として活躍し、埼玉県代表として国体の出場経験もあります。スポーツウーマンとして明朗な人柄であります。山本合名会社の社員として社長を支えながら仕事に励む傍ら、主婦として4月からは娘さんが中学生となり、小学生の息子2人と3人の子育てになります。熱心に頑張っておられます。女性の立場から子育て世代の立場から町外居住経験の立場から広角なご意見がいただける人材として適任と考えますので、ご同意くださるよう宜しくお願い申し上げます。

○議長（芦崎達美君） これより議案第48号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第48号を採決します。お諮りします。この採決は無記名投票で行いたいと思います。ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本議案は無記名投票で行うことと決定しました。
議場の出入口を閉めます。
（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は、議長を含め12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条2項の規定によって、8番嶋津宣美君、9番菊地 薫君、10番山本優人君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（芦崎達美君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。
投票用紙の漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) なしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(芦崎達美君) 異常ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(芦崎達美君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。先ほど立会人に指名した3名の方は、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(芦崎達美君) 投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票なし。

以上のおり賛成11票であります。したがって、原案第48号は原案に同意することに決定しました。

日程第21、陳情第5号、沖縄県名護市辺野古新基地建設工事の中止を求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

本件については3月6日に委員会付託となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より、審査の経緯と結果について報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長(菊地 薫君) ご報告いたします。

この3月議会定例会本会議において、総務民生常任委員会に付託された、「秋田・戦争をさせない1000人委員会」から提出されていた陳情第5号、沖縄県名護市辺野古新基地建設工事の中止を求める陳情書の審査と経緯と結果についてご報告いたします。本陳

情に関し、本定例会の3月11日に委員全員出席の元に委員会を開催し、慎重に協議いたしました。

沖縄で暮らす住民の基地問題というのは、住民の安全性の確保が根底にあり、基地そのものの移転ではないということだと酌量いたします。しかしながら、沖縄で暮らす多くの方は、間接的、直接的に関わらず大なり小なりの恩恵を受けているのも事実であります。そのような状況下、長い歴史の中で基地をどこに造るかという点では、一度決着がついているのですが、この度の知事選挙など、新基地建設に反対する沖縄県民の民意が充分反映されていることもあり、本陳情については、賛成多数で趣旨採択すべきものと決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（芦崎達美君） これより陳情第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより陳情第5号を採決します。お諮りします。本案について趣旨採択することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は原案のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

日程第22、発議第5号、合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書の提出についてを議題とします。朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木久明君） お手元の資料をご覧ください。

発議第5号

平成27年3月20日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者	八峰町議会議員	鈴木一彦
賛成者	同上	嶋津宣美
〃	〃	笠原吉範
〃	〃	腰山良悦

合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書

表記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条により提出します。

提出の理由でございます。

東日本大震災の復興促進などにより、全国自治体における建設事業年度の延長を余儀なくされることの懸念から合併基盤整備事業が円滑かつ計画的に実施できるよう関係行政庁に対して検証を提出する必要があるためでございます。

内容は別紙のとおりでございます。

以上です。

○議長（芦崎達美君） これより質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第5号採決します。

お諮りします。本案について可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第23、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から所掌事務のうち会議規則第74条の規定によって次期議会の会期、日程等議会の運営に会する事項等について閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第24、常任委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から所掌事務のうち、会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすること

にご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成27年3月八峰町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前10時40分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦崎達美

同署名議員 5番 腰山良悦

同署名議員 6番 柴田正高

同署名議員 7番 皆川鉄也